



野洲市都市計画 マスタープラン

活力ある都市と豊かな自然が調和した

にぎわいとやすらぎのあるまち

野洲市では、平成 19 年 3 月に「野洲市都市計画マスタープラン」を策定しました。さらに、平成 25 年 4 月には、本市を取り巻く社会情勢の変化等に対応するため計画の見直しを行い、都市づくりを進めてまいりました。

その一方で、当初計画の策定から 20 年が経過し、我が国では人口減少や少子高齢化の急速な進展をはじめとし、激甚化する大規模自然災害への対応など、都市づくりを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

このような状況のもと、時代の変化に対応しつつ将来を見据え、上位計画である「第 2 次野洲市総合計画」を令和 3 年 3 月に策定しました。

これを受け、都市計画マスタープランについても、上位計画に即しながら社会情勢の変化を的確に捉えつつ、持続可能なまちづくりを進めるため、改訂を行いました。

都市計画マスタープランを改訂するにあたっては、地域の実情に応じた実効性のあるものとするため、市民アンケート調査を実施するとともに、ワークショップの手法を用いたタウンミーティングを開催するなど、市民の皆さまからいただいたご意見やご提案を取り入れながら、内容の検討を進めてまいりました。

本計画では、「活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち」を将来都市像としています。本計画に基づき、これまで積み上げてこられた都市づくりを更に発展させ、市民や事業者の皆さまと連携しながら、笑顔あふれ、未来を輝かせる協働の都市づくりを進めてまいります。

結びに、本計画の改訂にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「野洲市都市計画審議会」の委員の皆様、また、市民アンケート調査やタウンミーティングに参加していただいた市民の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

令和 3 年 7 月

野洲市長 栢 木 進

目 次

第 1 章

野洲市都市計画マスタープランについて..... 1

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨と見直しの目的.....2
2. 計画の役割と位置づけ3
3. 都市計画マスタープランの構成4
4. 都市計画マスタープランの改訂体制4

第 2 章

都市の現況からみた都市づくりの課題 5

1. 都市づくりを取り巻く社会経済動向6
2. 都市の現況からみた強みと弱み8

第 3 章

全体構想 19

1. 都市づくりの基本理念 20
2. 将来都市像と都市づくりの目標 24
3. 将来人口の展望 25
4. 将来都市構造 26
5. 都市整備方針 30

第 4 章

地域別構想 43

1. 地域区分の設定 44
2. 野洲地域のまちづくり構想 46
3. 北野地域のまちづくり構想 52
4. 三上地域のまちづくり構想 58
5. 祇王地域のまちづくり構想 64
6. 篠原地域のまちづくり構想 70
7. 中里地域のまちづくり構想 76
8. 兵主地域のまちづくり構想 82



第5章

実現化に向けて 89

1. 協働による都市づくりの推進 90
2. 都市づくり・地域づくりへの市民参加 93
3. 実現に向けた今後の展開 97



参考資料 99

1. 改訂の経緯 100
2. 都市計画審議会 101
3. 用語解説 104

第 1 章

野洲市都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープラン策定の趣旨と見直しの目的

■都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法（第18条の2）に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となる計画です。市町村が、都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を示すものです。

■これまでの計画の策定経緯と見直しの目的

本市においても、右図のように旧町のまちづくりを受け継いだ新市としての都市計画マスタープランを2007年に策定しました。その後、上位計画である大津湖南都市計画区域マスタープランや第1次野洲市総合計画が改訂されたことに伴い、社会情勢の変化や事業の進捗等も踏まえながら、2013年に改訂を行いました。

今回は、前回の都市計画マスタープランが目標年次を迎えるにあたり、人口減少や少子高齢化の進展など社会情勢の変化に対応するとともに、この間に新たに策定された「野洲市立地適正化計画」等との整合性を図りながら計画の見直しを行います。

■目標年次と計画対象区域

改訂から概ね10年後の2030年を目標年次とします。目指すべき方向性（都市の将来像など）については、20～30年後の長期を見据えて設定します。計画期間内であっても、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを図ります。

対象区域は都市計画区域（琵琶湖を除いた本市内全域）とします。

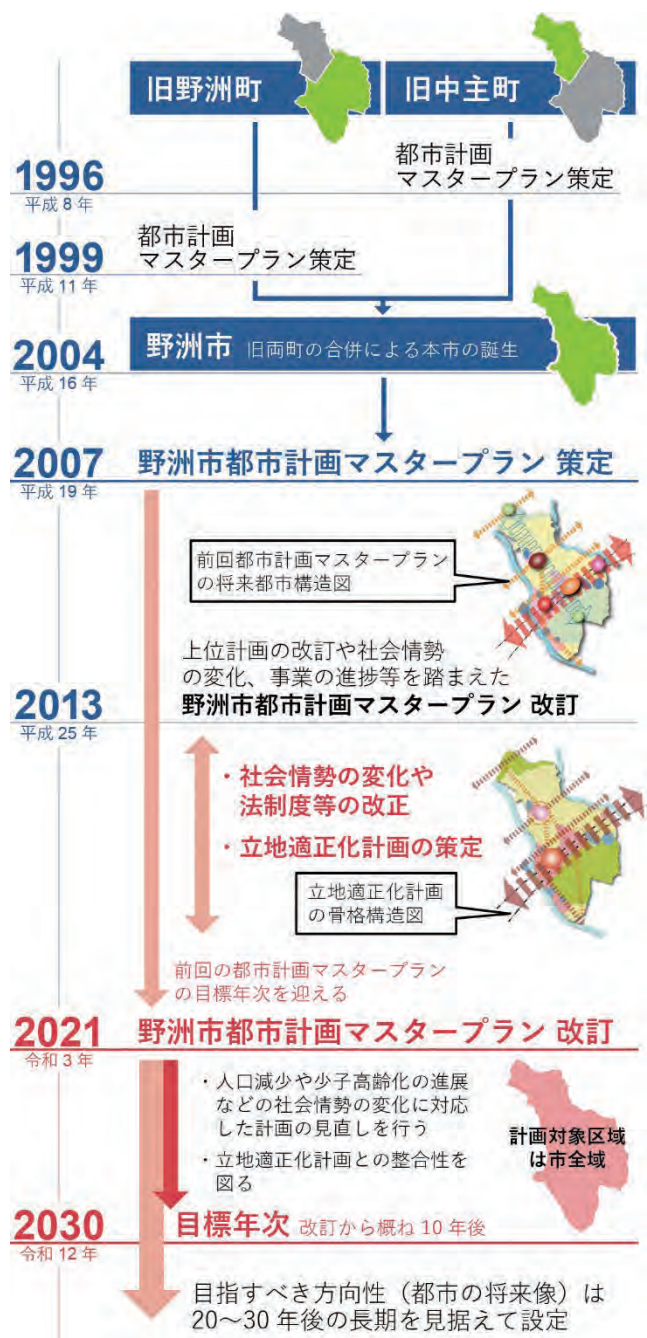


図 本市における都市計画マスタープランの策定経緯

2. 計画の役割と位置づけ

■計画の役割

本計画は、以下の4つの役割を担います。

1 将来都市像の明示	野洲市全体及び目標の生活圏を基本とした地域別の将来像等を示し、多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。
2 市が定める都市計画の方針	将来像を実現する手法の一つとして、野洲市の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。
3 都市計画の総合性・一体性の確保	個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。
4 市民の理解と具体的な都市計画の合意形成の円滑化	市民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意し、そのことにより具体的な都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

なお、本計画は、あくまでも都市の将来像や整備方針を示すビジョンの計画であり、それ自体は私権である土地所有権への制約を課さない性質のものです。このため、厳密かつ即地的な計画内容を示すものではありません。

■計画の位置づけ

各計画との関係は以下のとおりであり、個別の都市計画は、本計画に即して進められます。

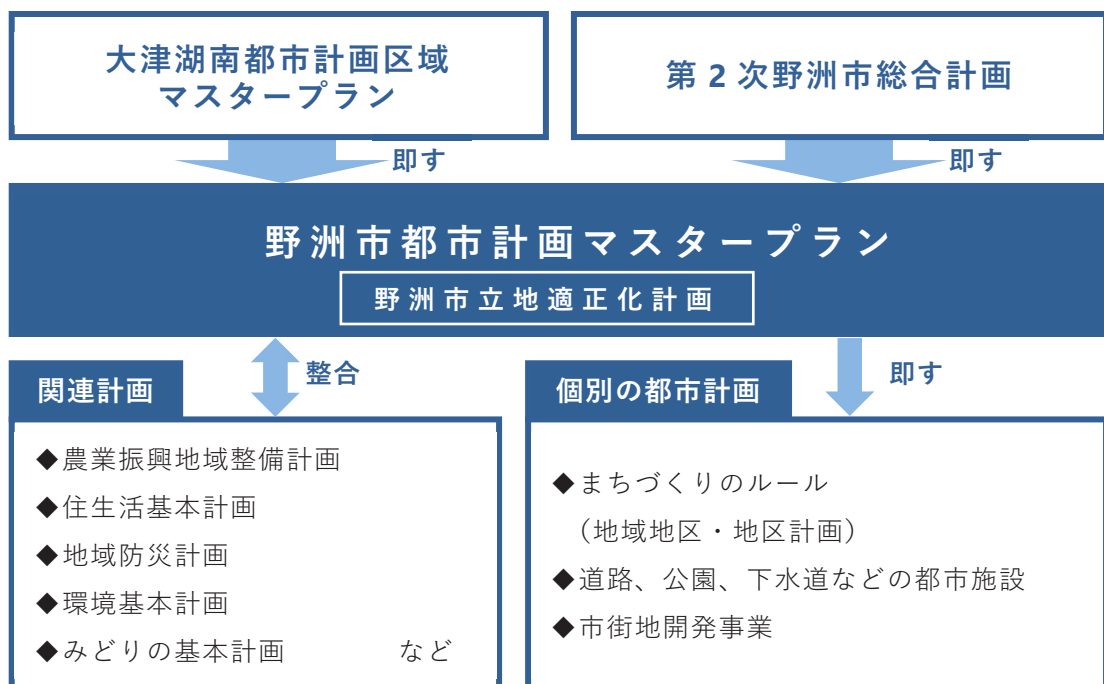


図 野洲市都市計画マスタープランの位置づけ

3. 都市計画マスタープランの構成

本計画は、以下の5つの章で構成します。

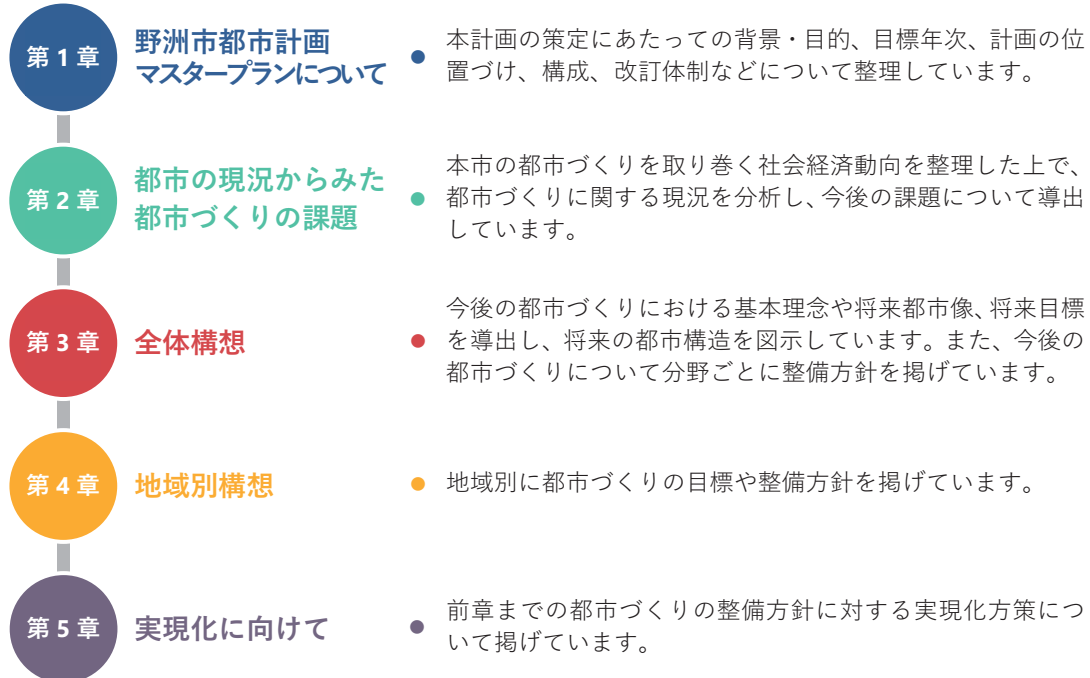


図 野洲市都市計画マスタープランの構成

4. 都市計画マスタープランの改訂体制

本計画は、以下の体制により改訂を行います。

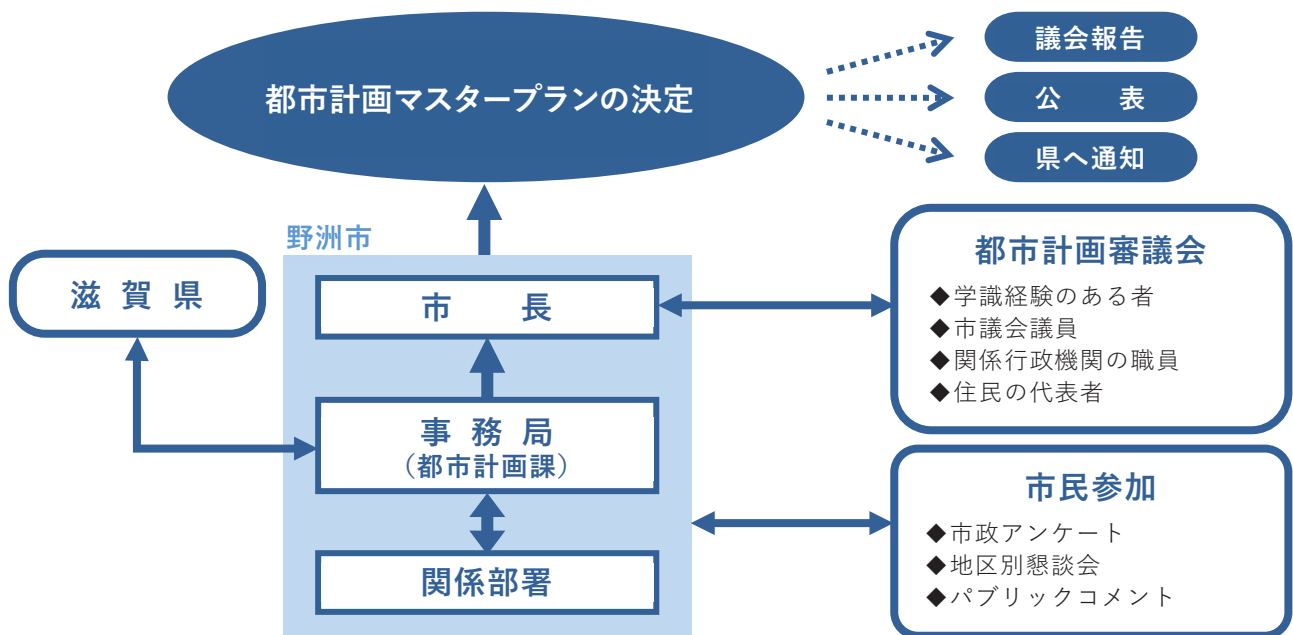


図 野洲市都市計画マスタープランの改訂体制

第 2 章

都市の現況からみた都市づくりの課題

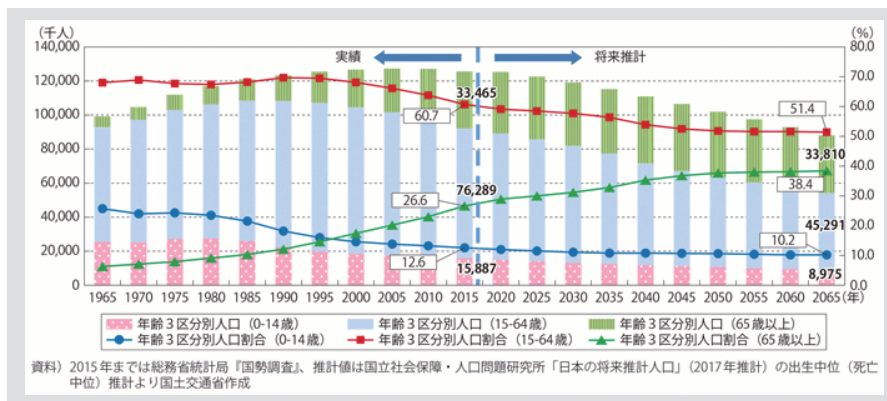
本章では、本市の都市づくりを取り巻く社会経済動向を踏まえて、様々な視点から本市の都市づくりにおける強み・弱みを把握し、今後の都市づくりの課題について整理します。

1. 都市づくりを取り巻く社会経済動向

ここでは、本市の都市づくりを取り巻く社会経済動向について整理します。

(1) 全国的な人口減少、少子高齢社会の進行

我が国の総人口は、2008 年をピークに減少に転じ、生産年齢人口（15～64 歳）についても、1995 年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、総人口は 2015 年の約 12,564 万人から 2065 年には約 8,808 万人にまで減少することが予測されています。生産年齢人口は、2015 年の約 7,629 万人から 2065 年には約 4,529 万人にまで減少すると見込まれています。

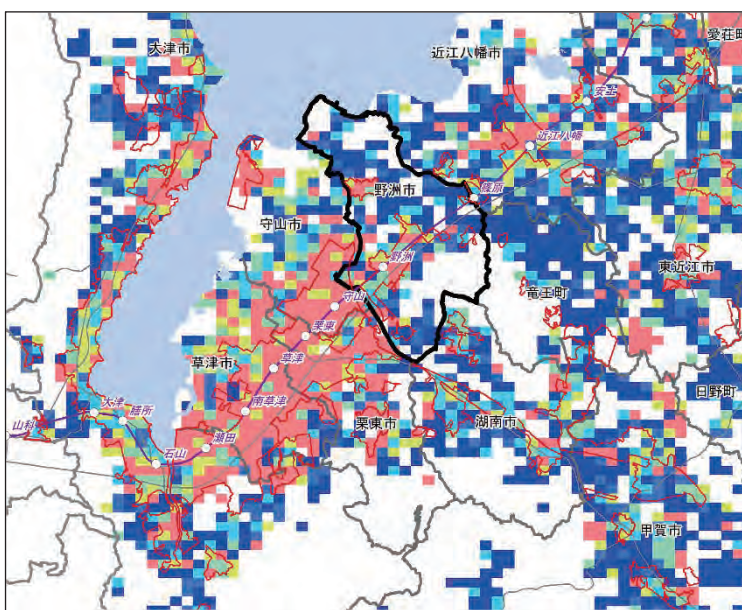
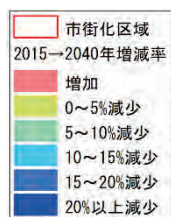


出典：令和元年度国土交通白書

図 日本の総人口の推移・推計

(2) 京阪神地域のベッドタウンとしての人口・世帯数の増加

一方で、同じく国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、図のように、概ね 20 年後の 2040 年までに、JR 琵琶湖線沿い一帯は人口増加が想定されています。この一帯は滋賀県内で最も住宅需要が高いエリアと言え、京阪神地域のベッドタウンとしての人口・世帯数の増加が今後考えられます。



資料：国立社会保障・人口問題研究所

図 250m メッシュ別将来人口推計

(3) 近年の法制度改正等の動向

前回の都市計画マスタープランが改訂された 2013 年以降、以下に示すとおり、都市計画に関する法制度の改正等が行われています。今回の改訂では、これらの社会的要請を考慮する必要があります。

表 2013 年度以降の主な法制度改正

年 月		法 改 正 等
2014 年	4 月	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務省要請）
	8 月	「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」施行⇒「立地適正化計画制度」創設
	11 月	「まち・ひと・しごと創生法」施行
		「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」施行
2015 年	2 月	「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行
	4 月	「都市農業振興基本法」施行
2016 年	12 月	市街化調整区域における既存建築物の用途変更に係る「開発許可制度運用指針」改正
2017 年	6 月	「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行（一部は 2018 年 4 月施行）
2020 年	6 月	「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」公布

(4) 財政状況とインフラ施設の老朽化への対応

全国的な傾向として、今後人口の減少に伴う税収減や、高齢化に伴う扶助費の増加等により、自治体の財政運営は一層厳しさを増すことが避けられない状況にあります。

一方で、高度経済成長期に多く整備された公共施設や道路等のインフラが老朽化し、一斉に更新時期を迎えることが想定されています。こうした状況下において、限られた財源で計画的に都市づくりを進めていく必要があります。

(5) 巨大地震や豪雨災害等の自然災害への対応

近年は、巨大地震や豪雨災害などの自然災害が頻発し、これらに対する意識が高まっています。

本市においても、2013 年に台風 18 号の豪雨による溢水被害を受けました。

今後も、自然災害に対し、ハード整備のみならず、災害の危険度が高い区域での居住の制限などソフト施策を組み合わせながら、総合的に防災対策を推進する必要があります。



（撮影：2013 年 9 月 16 日午前）

写真 野洲駅前の被害状況

2. 都市の現況からみた強みと弱み

ここでは、様々な視点から本市の都市づくりにおける強みと弱み（内的要因）を把握し、前項の社会経済動向を視野に入れながら、課題を整理します。

(1) 人口・世帯の動向

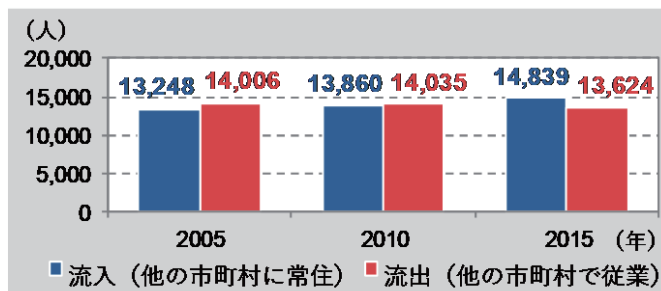
■ 強みと弱み

強み Strength

- ◆総人口は近年横ばいから微減で推移しているものの、**中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺）の大半では人口、世帯数ともに増加**しており、これらの地区では**高齢化率も低い**状況です。（図⑥）
- ◆市外から通勤する就業者が、2015年に**流入超過**に転じています。（図①）
- ◆社会動態は、近年**若年層や子育て層の転入超過**が目立っており、自然動態は、**出生数がわずかに死亡数を上回**っています。（図②）

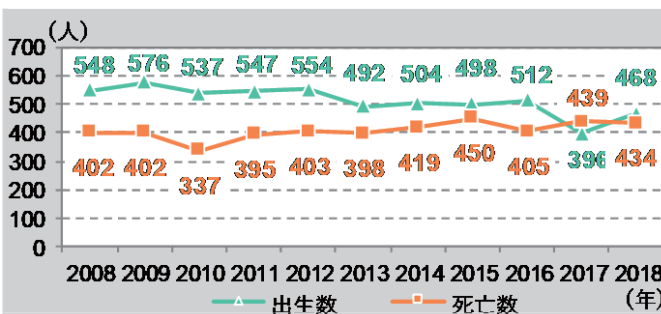
弱み Weakness

- ◆本市の将来人口は、**人口減少、高齢化の進行が推計**されます。（図③）
- ◆世帯数はほぼ全域で増加傾向にあるものの、**核家族化の進行等により地域コミュニティの衰退が懸念**されています。
- ◆中心拠点や地域拠点周辺以外の区域では人口減少が進んでおり、地区別の将来人口の推計では、市街化調整区域を中心とした**郊外において著しい人口減少が予測**されます。（図⑤）さらに、これら**郊外部では高齢化率も高い**状況です。（図⑥）
- ◆市民の主な転出先としては、**守山市や近江八幡市への転出が多くな**っています。（図④）一方、これら2市からの通勤流動は大幅な流入超過であることから、**就業地は本市にありながら居住地として本市が避けられている**状況がうかがえます。その理由を転出入者アンケートより考察すると、**野洲市内に優良な**



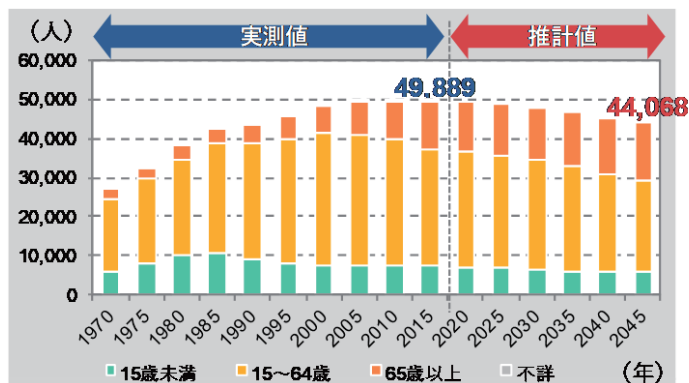
資料：国勢調査

▲図① 就業者の流入・流出人口の状況



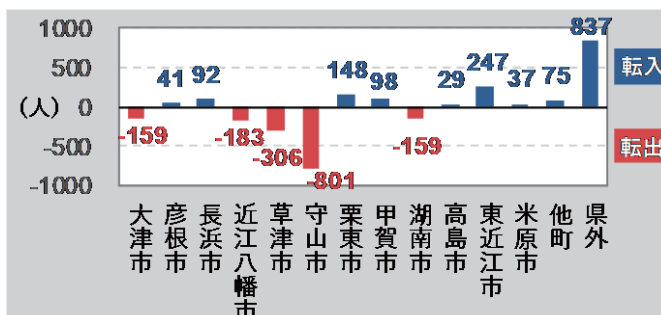
資料：人口動態調査

▲図② 自然動態の推移



資料：国勢調査（実測値）、国立社会保障・人口問題研究所（推計値）

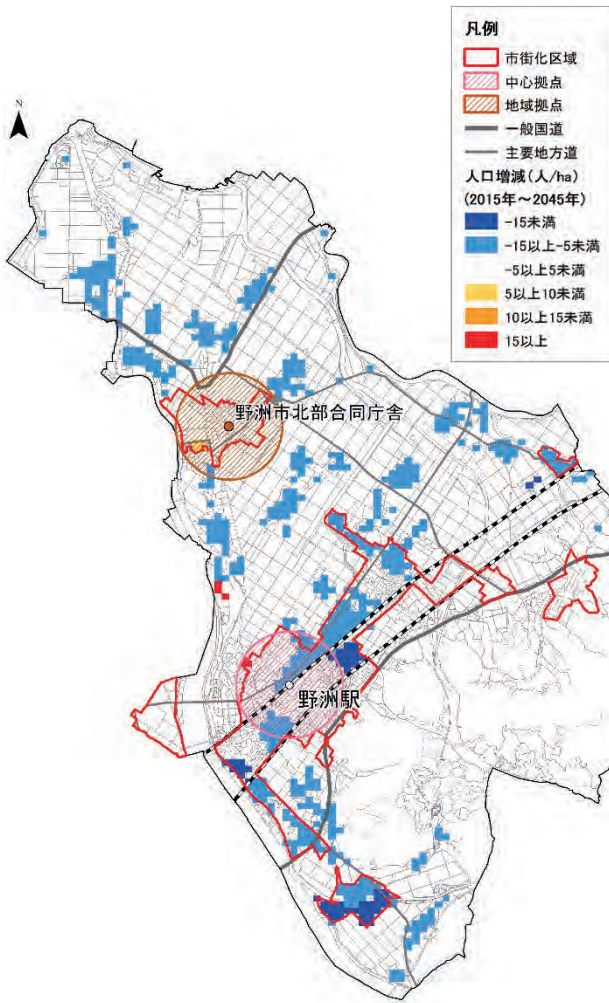
▲図③ 本市の将来人口



資料：滋賀県推計人口年報（平成17年～平成30年）

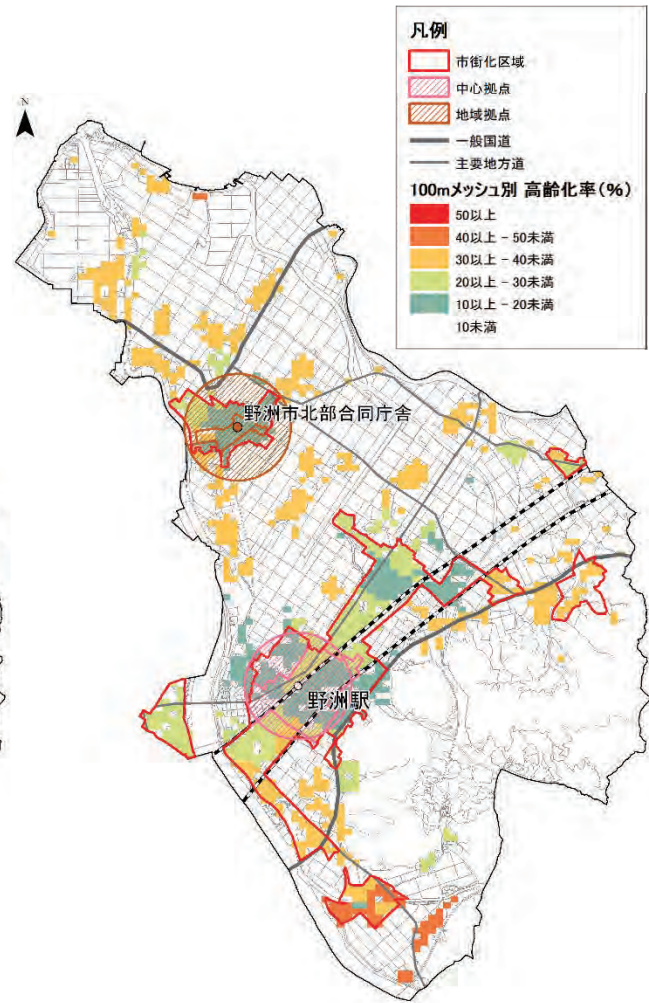
▲図④ 転出入の差

戸建て物件が少ない、買い物や交通が不便、魅力的な公園が不足している等の理由が考えられます。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、国土数値情報

▲図⑤ 人口増減の推計（2015-2045年）



資料：国勢調査、国土数値情報

▲図⑥ 地域別高齢化率

■人口・世帯の動向からみた課題

強み を活かした魅力向上のための課題

- ◆現状の人口動向を踏まえて、若年層を中心により一層本市を居住地として選んでもらえるよう、中心拠点や地域拠点等において、居住を誘導するような生活サービス機能等の充実が望まれます。
- ◆主に中心拠点や地域拠点の周辺において、若年層が魅力を感じる住宅・宅地の供給促進が求められます。

弱み を克服するための課題

- ◆若年層を中心に人口流出を抑制するため、前述のような住宅・宅地の供給とあわせて、生活が便利で子育てしやすい環境づくりが必要です。
- ◆著しい人口減少や高齢化が進む郊外の住宅地や集落において、地域コミュニティの維持に向けた対策が必要です。あわせて、これらの地区では高齢者の孤立化が懸念されることから、拠点地区等の生活サービス機能が利用しやすいよう、公共交通ネットワークの強化も必要です。

(2) 産業構造と動向

■強みと弱み

強み Strength

【商業】

- ◆商業の推移は2012年以降**商店数、従業者数、年間商品販売額**とも増加傾向にあり、特に**年間商品販売額は近隣市に比べて急速に増加**しています。(図①、②)

【工業】

- ◆工業の推移は、2011年以降**製造品出荷額等**が一貫して増加しており、これに伴い**従業者数**も近年増加傾向にあります。特に**製造品出荷額等**は近隣市に比べて急速に増加しています。(図③、④)

- ◆人口あたりの工業用地面積や、工業・工業専用地域の市街化区域に対する割合などからは、**本市の工業用地面積割合は近隣市に比べてトップクラス**となっています。

【農業】

- ◆経営規模別農家（経営体）数の推移として2.0ha以上の農家が増加しており、**農地の集積化**が進んでいます。(図⑤)
- ◆農業者による**観光振興や、六次産業化などの新しい農業経営に関する取組**が進行しています。
- ◆市内生産者と飲食店が協力して新メニューの開発・販売を行うなど、**地産地消の取組が活性化**しています。



吉川ごぼう

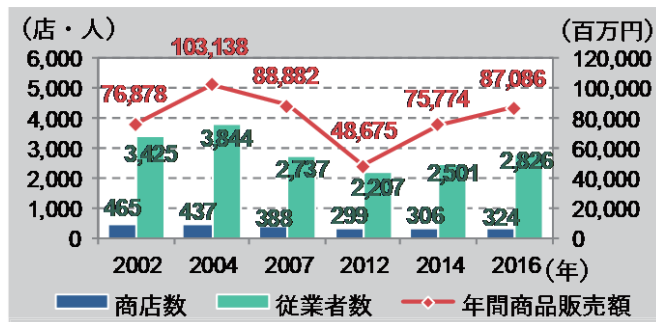


観光振興の一環としての「ひまわり迷路」

弱み Weakness

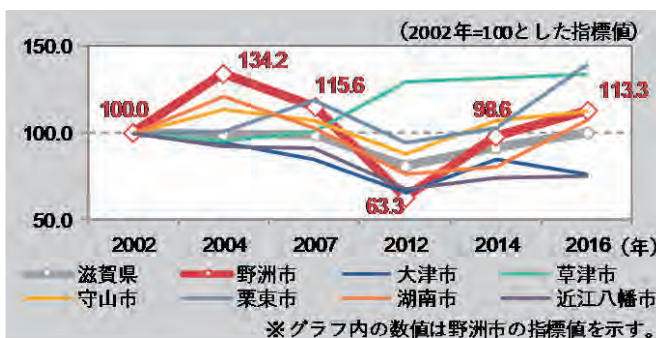
【商業】

- ◆商業の**中心性は低く**、消費が市外に流出しており、特に家電等の**大規模な専門店が市内には立地していない**状況です。



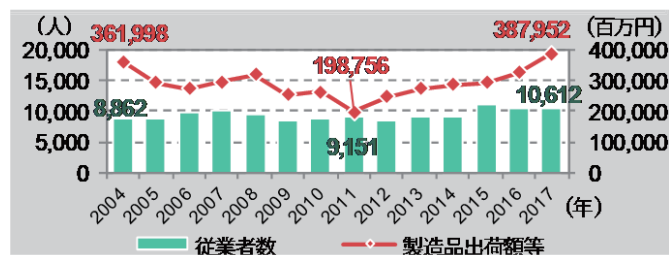
資料：商業統計調査、経済センサス

▲図① 商業の推移



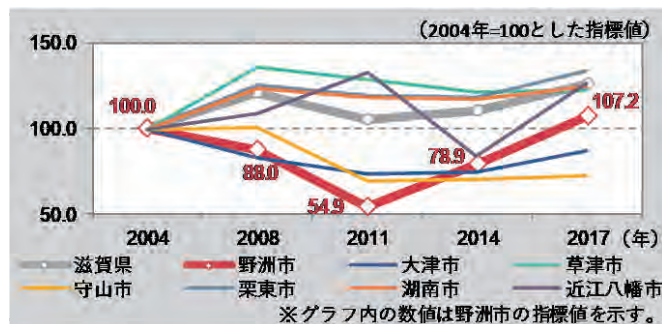
※グラフ内の数値は野洲市の指標値を示す。
資料：商業統計調査、経済センサス

▲図② 年間商品販売額の推移（近隣市比較）



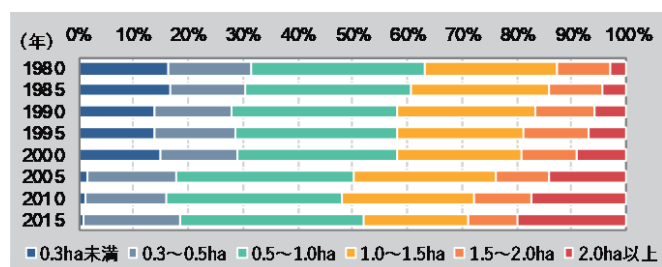
資料：工業統計調査、経済センサス

▲図③ 工業の推移



※グラフ内の数値は野洲市の指標値を示す。
資料：工業統計調査、経済センサス

▲図④ 製造品出荷額等の推移（近隣市比較）



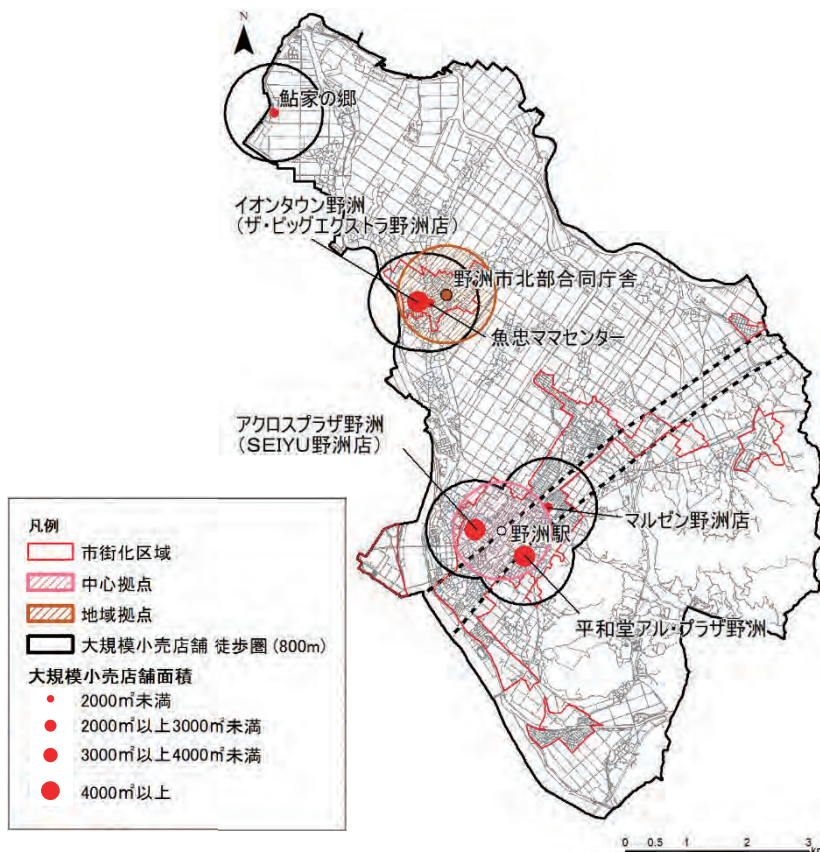
資料：農林業センサス

▲図⑤ 経営規模別農家数の推移

- ◆スーパーやショッピングセンター等の大規模小売店舗は、中心拠点や地域拠点等での立地がみられますが、徒歩で利用しづらい地域が市街化区域内にも広く存在しています。(図⑥)

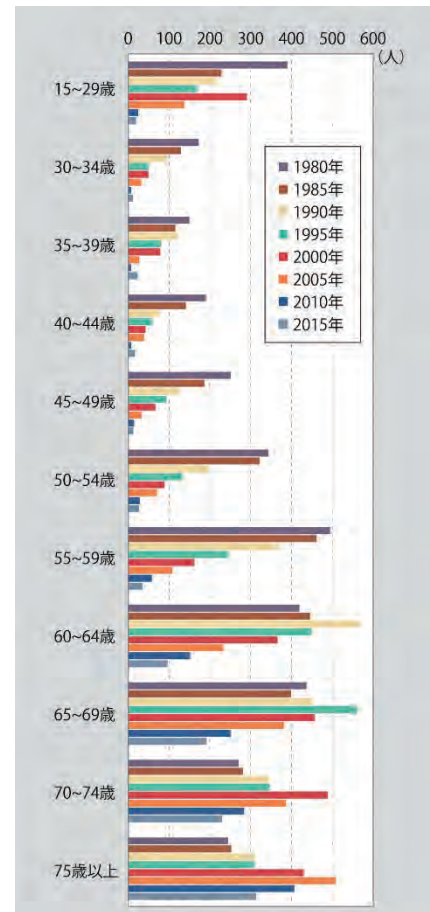
【農業】

- ◆農業従事者の高齢化が進行しています。(図⑦)



資料：全国大型小売店総覧 2017 年版（東洋経済新報社）、大規模小売店舗立地法 届出状況（滋賀県 HP）

▲図⑥ 大規模小売店舗の分布状況



資料：第2次農業振興地域計画

▲図⑦ 年齢別農業従事者数の推移

産業構造と動向からみた課題

強み を活かした魅力向上のための課題

- ◆商業に関しては、近年の伸びを生かしつつ、市民の生活利便やまちの魅力の向上に向けて、店舗等が立地しやすい環境整備が望まれます。
- ◆工業に関しては、引き続き企業のニーズに応じた新たな産業用地の確保や、広域的な交通網の充実などが望まれます。
- ◆農業に関しては、道路整備等による営農環境向上や、小売店・飲食店等の立地促進による地産地消の更なる活性化が望まれます。

弱み を克服するための課題

- ◆商業に関しては、徒歩等で買い物が不便な地域の解消に向け、拠点地区以外でのスーパー等の立地促進が求められます。また、市内に大規模な専門店が立地していないことから、市外で近接する商業集積地へのアクセス強化等の対策も必要です。
- ◆農業に関しては、農業後継者の確保に向けて、集落への外部からの移住を許容するなど、必要に応じて柔軟な対応が求められます。

(3) 土地利用の現況と動向

■強みと弱み

強み Strength

- ◆市街化区域内の人口密度は、近隣市と比較して非常に高く、効率的な都市運営がしやすい状況となっています。(表①)
- ◆旧中主町域においては、合併前からの規制内容の違いもあり、市街化調整区域での住宅用地の開発が相当数あります。
- ◆野洲駅南口に広大な市有地があり、中心拠点に相応しい空間形成が可能です。(図①)

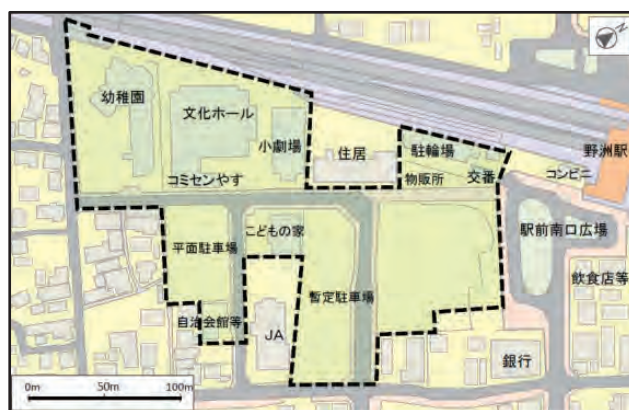
▼表① 市街化区域内の人口密度（近隣市比較）

	工業地域・工業専用地域を除く 市街化区域面積 (ha)	市街化区域内 人口密度 (人/ha)
野洲市	526.4	69.5
大津市	5,646.4	53.3
草津市	1,591.7	64.8
守山市	981.0	63.0
栗東市	1,151.2	52.7
湖南市	903.4	49.0
全 体	10,800.1	56.3

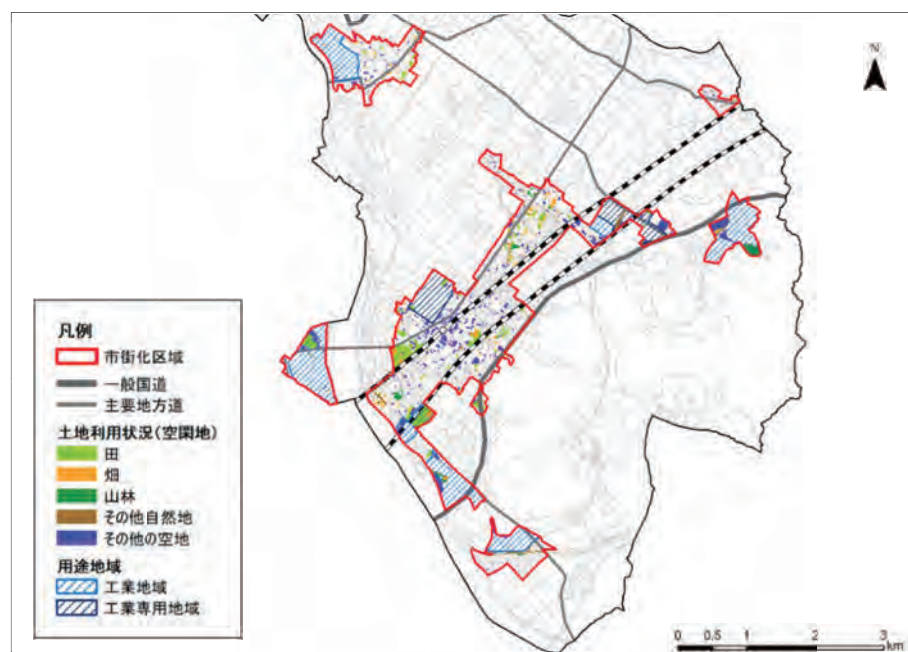
資料：都市計画現況調査（平成29年）

弱み Weakness

- ◆市街化区域内には新たな住宅地や工業地開発に適するまとまった空閑地はほとんど残っていません。(図②)
- ◆空き家の状況として、空き家数、空き家率とも増加傾向となっています。(図③)
- ◆記録的大雨等による浸水想定区域は市街化区域を含む広範囲に及び、特にJR篠原駅付近では3.0m以上の浸水が想定されています。液状化危険度では、可能性大(15<PL)の区域が市域北部や中央部等に広く分布しています。(図④、⑤)

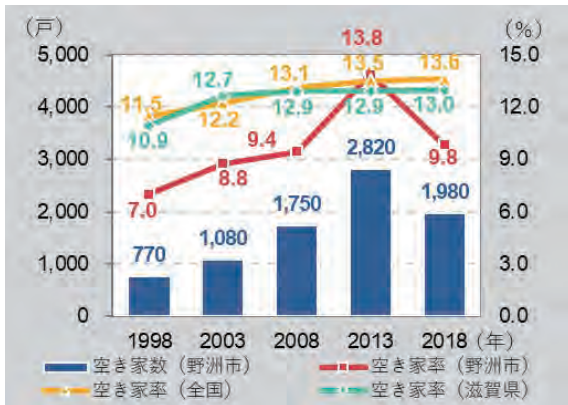


▲図① 野洲駅南口駅前広場に隣接する市有地（3.2ha）



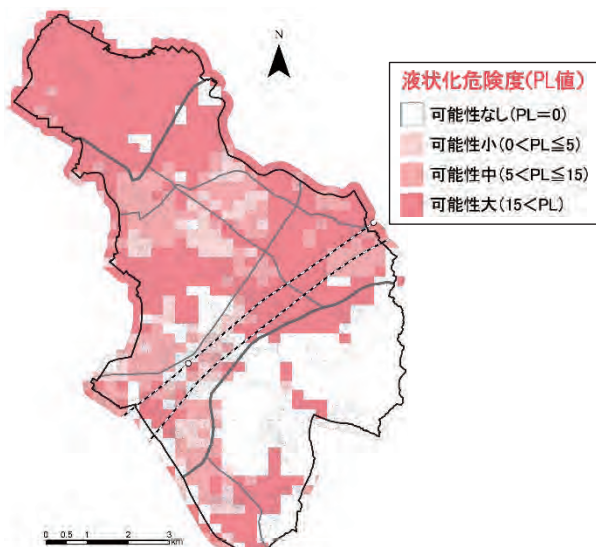
資料：都市計画基礎調査

▲図② 空閑地の分布状況



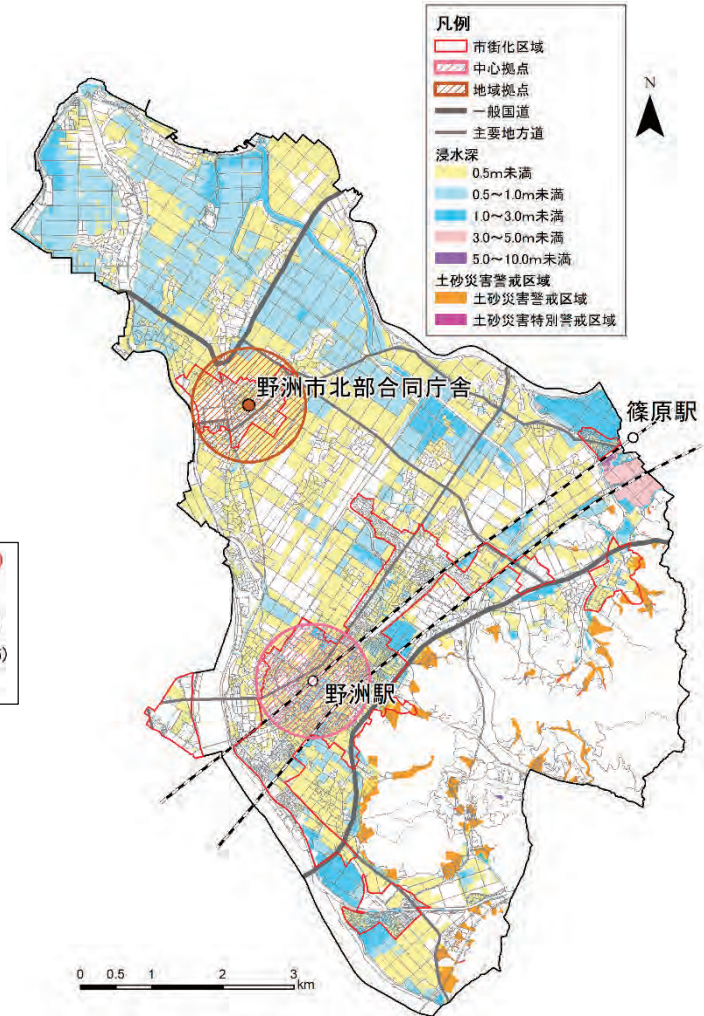
資料：住宅・土地統計調査

▲図③ 空き家の動向



資料：野洲市防災マップ（令和3年）

▲図④ 液状化危険度



▲図⑤ 浸水想定区域の状況

図は野洲市防災マップ（令和3年）をもとに作成

■土地利用の現況と動向からみた課題

強み を活かした魅力向上のための課題

- ◆今後長期的には人口減少が避けられないなかで、効率的な都市運営を行うため、現状の市街化区域内の人口密度の高さを一定程度維持していくことが重要です。
- ◆駅周辺におけるにぎわいを創出し、若者等に魅力あるまちづくりを推進していくことが重要です。
- ◆旧中主町域における市街化調整区域の開発手法について、他地域への展開の可能性を検討する必要があります。

弱み を克服するための課題

- ◆現行の市街化区域内において新たな住宅地や工業地の開発が困難なことから、適正な規模、位置において市街化区域の拡大を検討する必要があります。
- ◆管理が行き届かない空き家は安全面や防犯面、景観面など様々な問題があることから、適正な管理に向け所有者等への周知などを進める一方、管理不全な空き家発生の背景となる狭あい道路の解消等、市街地環境の改善にも取り組む必要があります。
- ◆大規模災害から人命・財産を守るため、排水施設の強化や避難対策の実施等のハード・ソフトの両面から総合的な防災対策に取り組む必要があります。

(4) 交通体系

■強みと弱み

強み Strength

- ◆国道8号等、主に野洲川を渡る幹線道路の交通混雑の解消に向けて、**大津湖南幹線や国道8号野洲栗東バイパスの整備**が進められています。(写真①)
- ◆**篠原駅では駅舎、自由通路、駅前広場などが近年整備**され、現在駅へのアクセス道路の整備が進んでいます。(写真②)
- ◆**野洲駅の乗車人員は増加傾向**にあります。(図②)

弱み Weakness

- ◆都市計画道路のうち、**歩道等の整備が未改良**な区間（概成済区間）が27.5%残存しています。(図①)
- ◆**コミュニティバスの利用者数については**、直近の利用者は上昇傾向にありますが、**高齢者はほぼ横ばい**の状態です。(図③)
- ◆市民意向調査では「**徒歩での移動が快適にできる道路の整備**」及び「**公共交通（バス）に対する利便性**」への要望が強くなっています。(図④)

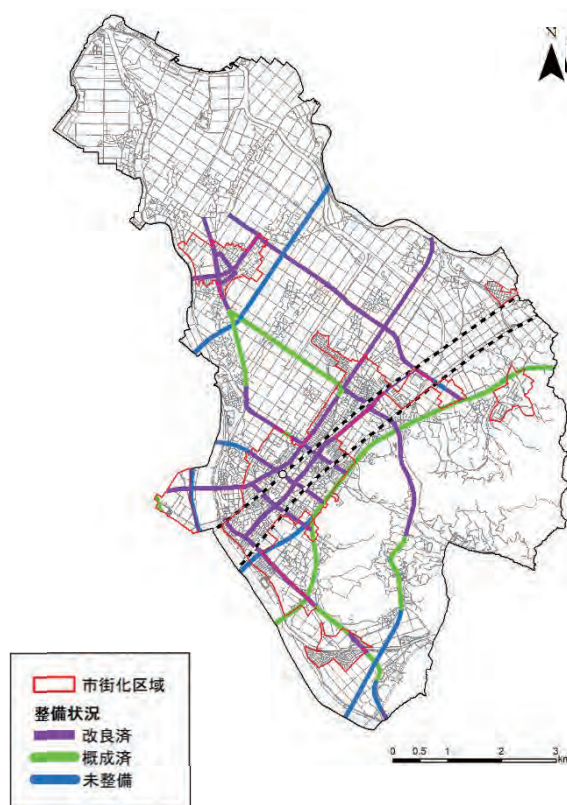


資料：滋賀国道事務所提供

▲写真① 国道8号野洲栗東バイパスの整備

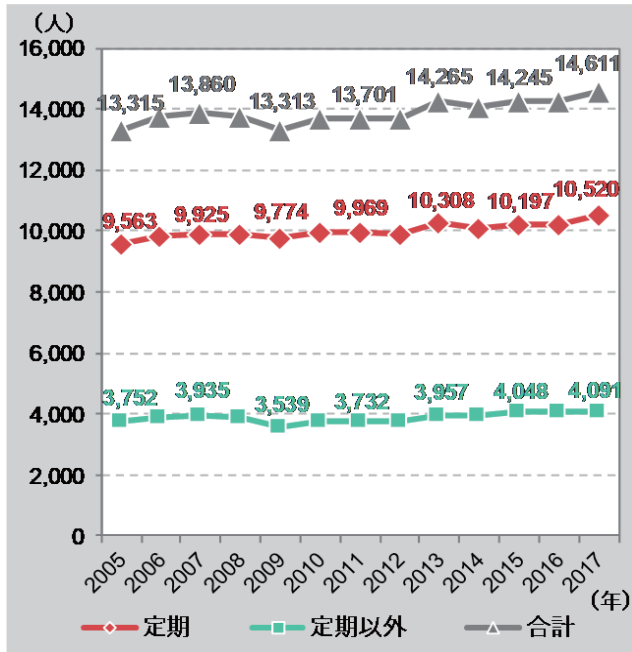


▲写真② 篠原駅南口駅前広場



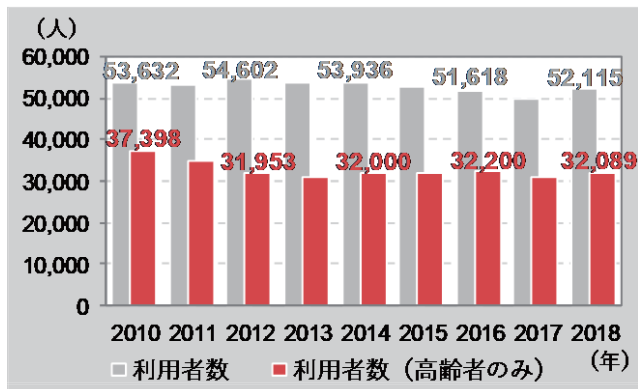
資料：都市計画基礎調査

▲図① 都市計画道路整備状況図



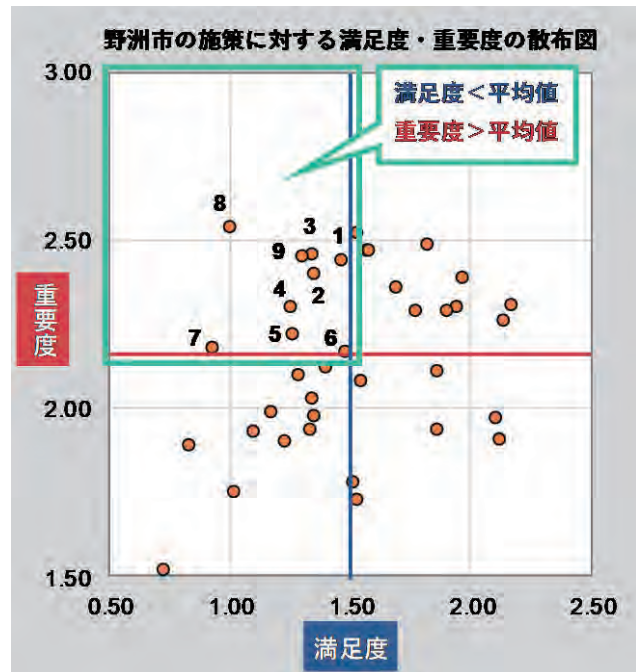
資料：西日本旅客鉄道株式会社

▲図② JR 野洲駅乗車人員の推移



資料：野洲市資料

▲図③ コミュニティバス利用者数の推移



満足度<平均値 重要度>平均値 の施策

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 障がい者福祉の充実
- 3 地域福祉の推進
- 4 低所得者福祉の推進
- 5 道路ネットワークの整備（歩行者道路）
- 6 道路ネットワークの整備（自動車道路）
- 7 公共交通の利便性の向上（バス）
- 8 長期的展望に立った財政運営
- 9 防火・防災対策の強化

資料：第2次野洲市総合計画策定にかかる市民意向調査報告書（2018年）

▲図④ 野洲市の施策に対する満足度・重要度

交通体系からみた課題

強み を活かした魅力向上のための課題

- ◆広域的な幹線道路網の整備インパクトを生かし、都市の活力向上につながる市内外の多様な交流を促進するため、市内の幹線道路網の整備充実が望まれます。
- ◆篠原駅周辺の整備インパクトを生かし、引き続き関係市町（近江八幡市）と連携しつつ地域の活性化に向けた検討を行っていく必要があります。
- ◆野洲駅の利用者数の増加と周辺の人口増加が相乗効果を発揮しているとみられ、引き続き中心拠点としての魅力向上のため、鉄道の利便性強化と人口誘導策をあわせて実施していくことが重要です。

弱み を克服するための課題

- ◆混雑度の高い路線を中心に、混雑解消に向けた道路の改良や新設整備等を推進する必要があります。
- ◆歩道等の整備充実による安全で快適な歩行空間の確保が必要です。
- ◆公共交通（路線バス・コミュニティバス）の利便性向上をめざした多様な施策展開が必要です。

(5) 都市環境・景観の状況

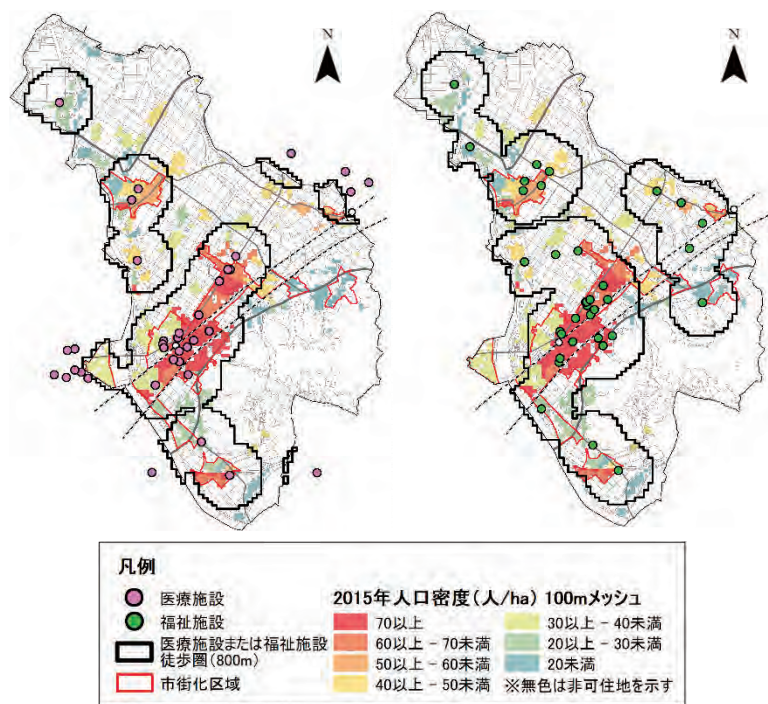
■強みと弱み

強み Strength

- ◆公共下水道（污水）はほぼ整備済となっています。
- ◆野洲市景観計画において、三上山周辺や琵琶湖沿岸などの自然景観、及び野洲駅南地区や大津能登川長浜線沿道などの**都市景観が重点地区として指定**されています。
- ◆琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖一帯や、県立自然公園の指定を受けている三上山、滋賀県希望が丘文化公園等の丘陵地等、滋賀県を代表する貴重なみどりとの資源に恵まれています。
（写真①）
- ◆豊かなみどりを生かした環境学習や自然体験などに取り組んでいます。

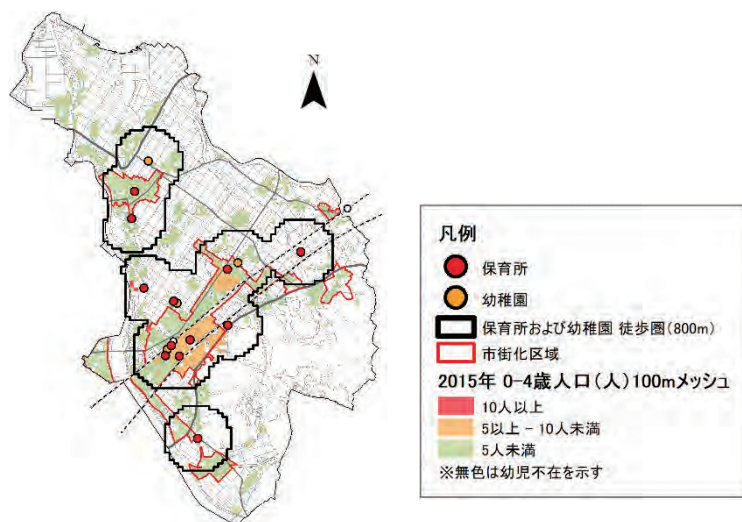
弱み Weakness

- ◆既存の**雨水排水施設が脆弱な地域がある**ことから、開発にあたって大規模な調整池の設置が必要となる可能性があります。
- ◆市街化調整区域では**福祉施設や医療施設がほとんど立地していない**状況です。（図①，②）
- ◆市民一人当たりの都市公園面積は滋賀県平均や全国平均を下回っており、近隣市と比べても都市公園の整備が進んでいません。
- ◆規模が小さく老朽化が進む公園も少なくなく、市民に活発に利用されている状況とは言えません。
（図③，④）



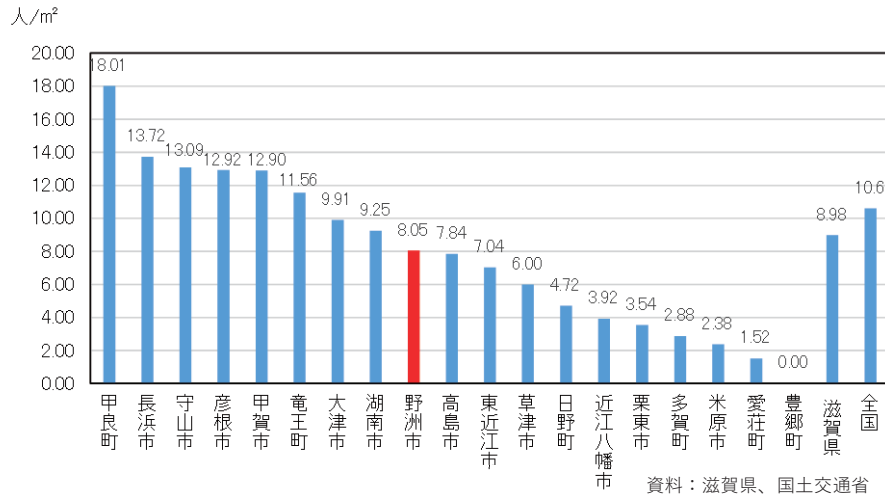
資料：国勢調査、国土数値情報、守山野洲医師会ホームページ 他

▲図① 医療施設および老人福祉施設の分布状況



資料：国勢調査、野洲市ホームページ

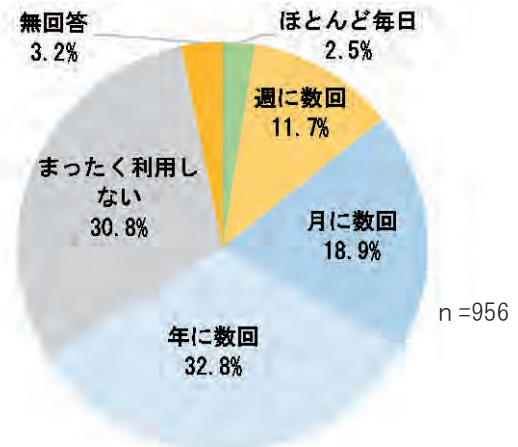
▲図② 保育所および幼稚園の分布状況



▲図③ 一人当たり都市公園面積（滋賀県内市町、滋賀県、全国）



▲写真① 三上山



資料：まちづくりアンケート調査（令和2年）

▲図④ 市内公園の利用頻度

■都市環境・景観の状況からみた課題

強み を活かした魅力向上のための課題

- ◆人口密度が高く、効率的な都市経営が可能な環境を生かしながら、公共下水道（污水）を適正に管理・運営していく必要があります。
- ◆今後の市街地整備や開発にあたっては、重点地区の趣旨に従い、本市固有の自然的・歴史文化的景観の保全と、それらと調和したまちなみ景観の形成を進める必要があります。

弱み を克服するための課題

- ◆本市がめざす都市づくりに必要な開発を促進するため、雨水排水対策の推進が必要です。
- ◆公共施設の再編に伴う空き施設や跡地が発生した際には、その活用について、市民のニーズや地域のまちづくりの方向性などと照らし合わせながら検討する必要があります。
- ◆集落環境の維持のため、各集落から市街化区域に立地する近隣の福祉・医療施設等への公共交通によるアクセス確保が求められます。
- ◆コミュニティ活動の拠点となる都市公園等の整備と充実、適切な配置と再編、地域との協働による適切な維持管理が必要です。

第 3 章

全体構想

1. 都市づくりの基本理念

本計画における都市づくりの基本理念は、以下の3つの視点を考慮して設定します。

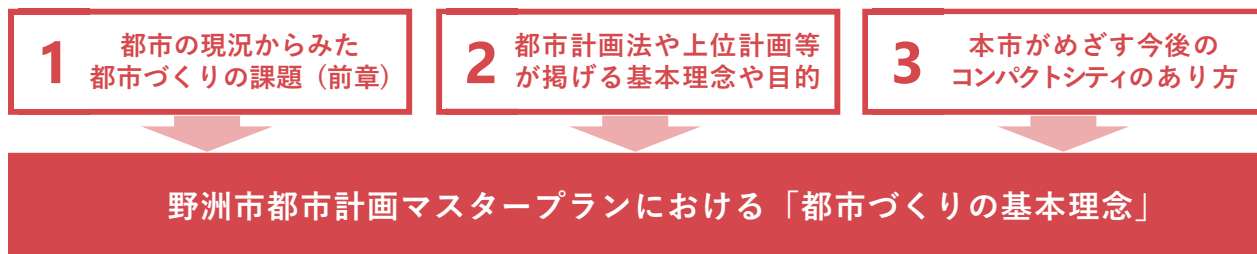


図 都市づくりの基本理念を考えるうえでの3つの視点

(1) 都市計画法や上位計画等が掲げる基本理念や目的

都市計画法や上位計画、そして野洲市まちづくり基本条例が掲げる基本理念や目的は以下のとおりです。

表 都市計画法や上位計画等が掲げる基本理念や目的

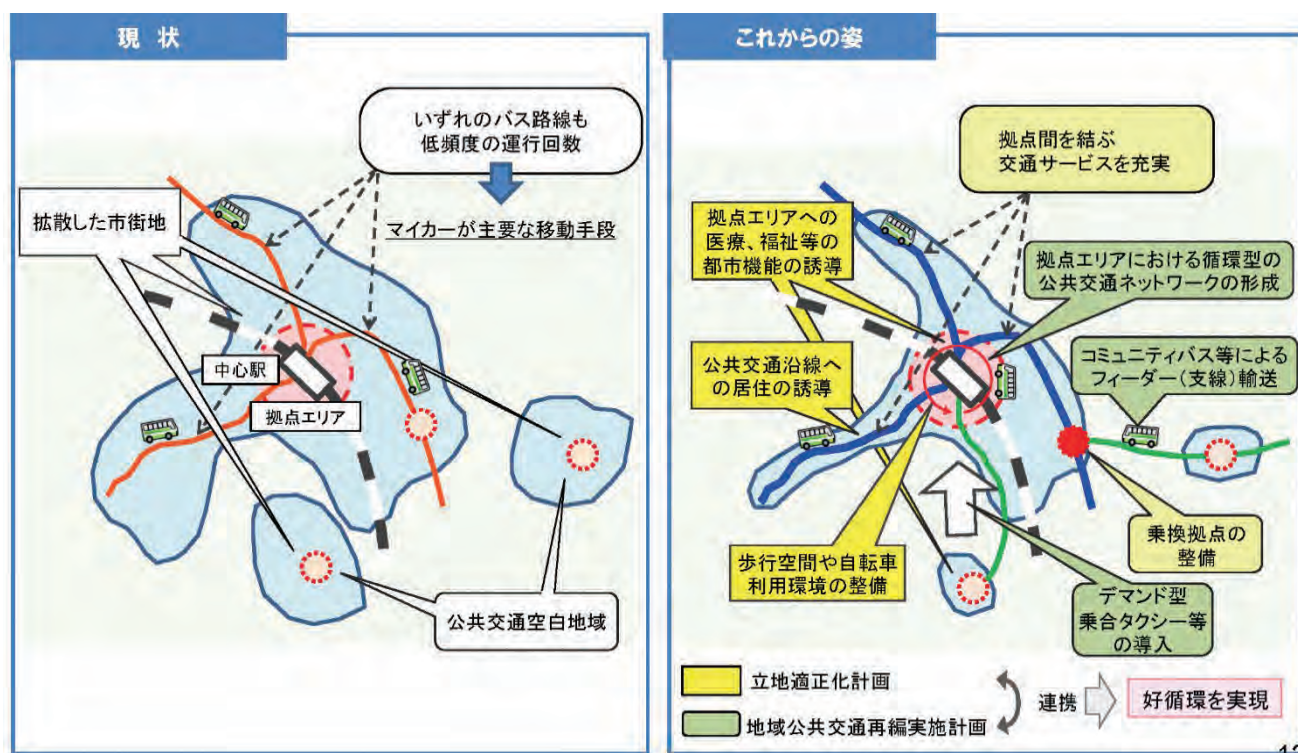
都市計画法	【目的】（第一条） 都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する 【都市計画の基本理念】（第二条） ◆ 農林漁業との健全な調和 ◆ 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保 ◆ 土地の合理的な利用
大津湖南都市計画 都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針	【都市づくりの基本理念】 ◆ 都市機能の集約化の促進 ◆ いきいきとした暮らしを支える都市づくり ◆ 開発・保全に向けた総合的な都市づくり ◆ 安全・安心な都市づくり
第2次野洲市総合計画	【将来都市像】 多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち ～笑顔あふれるにじいろ都市やす～
野洲市まちづくり 基本条例	【目的】（第一条） 市民、市議会及び市の役割や行動を明記し、市民の知恵や力をまちづくりに生かすことにより、人権と環境を土台に生きる意味が実感できる活力ある自立した地域社会の実現を図ること

(2) 本市がめざすコンパクトシティのあり方

■国が提唱するコンパクトシティのあり方

今後、地方都市において、全国的に人口減少や少子高齢化の進展が予想されるなか、国はそれに対応した都市政策の方向性として、これまでの車社会を背景とした市街地の低密度な拡散を抑制し、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指すこととしています。

この多極ネットワーク型コンパクトシティは、医療・福祉施設、商業施設や居住等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する都市の姿で、下図のようなイメージとなります。



資料：改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）

図 多極ネットワーク型コンパクトシティのイメージ

■本市がめざすコンパクトシティのあり方

本市においては、長期的には人口減少や少子高齢化の進展が予想されつつも、しばらくは中心拠点や地域拠点周辺等においては人口増加が見込まれます。

また、近隣市と比較すると、本市の市街化区域面積は狭小でかつ DID 人口密度が高いことや、市街化区域内にまとまった空閑地が少ないことから住宅供給が少なく、これらが市外への転出を助長する要因にもなっていると考えられます。

したがって、本市がめざすコンパクトシティのあり方について、以下のように整理します。

- ① 長期的な視点では国が提唱する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考え方に従い、緩やかに生活サービス施設や居住を誘導しながら、短期的な視点では、定住施策として適正な量の住宅供給のために必要な市街地拡大を検討すること
- ② 都市計画区域全域でむやみに市街地拡大を模索せずに、拠点となる市街地の周辺において、適切に居住を誘導する区域を設定すること
- ③ 生活サービスが享受できる拠点から離れた郊外住宅団地や集落は、開発規制の緩和や、生活サービスが享受できる施設までの公共交通ネットワークを整備することなどにより、その地域におけるコミュニティの活力を維持すること

<参考：立地適正化計画で定める区域のイメージ>

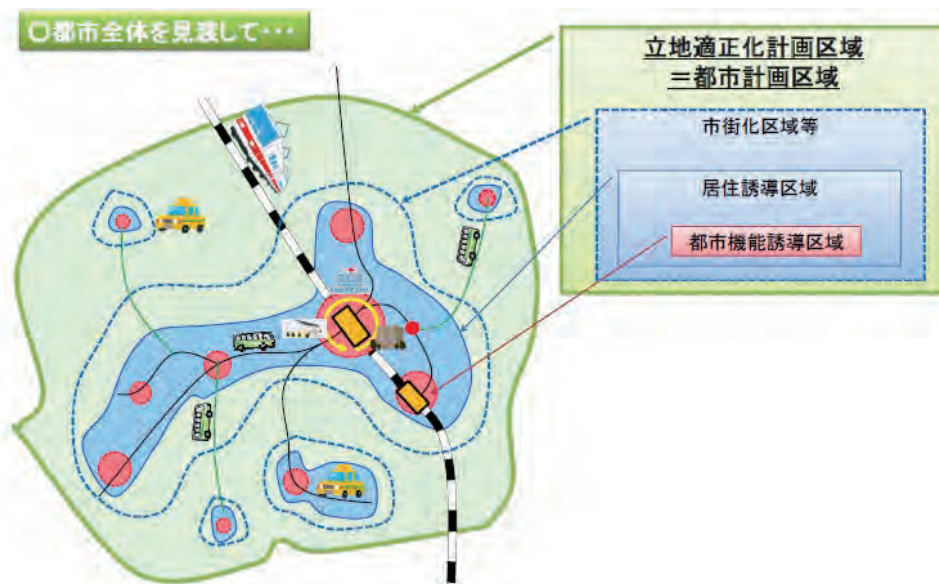
立地適正化計画では、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指し、以下の区域を設定しています。

都市機能誘導区域

- 生活サービス施設を誘導するエリア

居住誘導区域

- 居住を誘導して人口密度を維持するエリア



出典）改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）

(3) 本計画における都市づくりの基本理念

これまでの視点を踏まえて、本計画の基本理念を、以下のように設定します。

本市は、三上山をはじめとした緑豊かな森林から、市内の大半の河川が合流する家棟川、そして家棟川が流入する琵琶湖まで、連続した自然環境となっており、身近に自然を感じられる都市となっています。

こうした自然の恩恵を受けて、本市は古くから農業が基幹産業として営まれ、現在も水田を中心とした広大な農地が市域の多くを占めているものの、優良企業の進出により、農業に代わって工業を主体とした産業構造が定着してきており、これにより近年は流入人口が増加してきています。

宅地開発においては、JR 琵琶湖線の公共交通の利便性等から、大都市圏の近郊に位置するベッドタウンとして住宅需要があり、これまで JR 野洲駅周辺地域を中心に住宅地開発が進められてきました。

今後も、JR 野洲駅や北部合同庁舎の周辺地域等では、しばらく人口増加の傾向は続く予想されますが、将来的には全市にわたり人口減少・少子高齢社会の到来に備える必要があります。

また、近年は大地震や台風・大雨などによる災害が全国的に懸念されています。本市においても過去に台風の豪雨による溢水被害を受けていることから、都市防災としての基盤強化が求められています。

* * * *

以上のことから、本市固有の豊かな自然環境との調和を図りつつ、長期的には、人口減少・少子高齢社会の到来や大規模災害の発生に備え、高齢者なども含めた市民の誰もが安全・安心に暮らし続けられるよう、持続可能な都市づくりを進める一方、当面見込まれる人口動向や産業動向を踏まえ、都市の活力を支えるための住宅地、産業地の開発を計画的に誘導するなど、適切な対応を図ります。

また、郊外集落等の営農環境保全に向け、農業者の生活基盤となる集落地の活力維持に努めるとともに、三上山から琵琶湖までの連続した自然の環境、景観を田園風景とあわせて一体的に保全し、こうした地域資源を活用しながら、市内外の活発な交流促進をめざした環境整備を進めます。

さらに、これらを行政だけでなく、市民や事業者等と協働して行うことを都市づくりの基本理念とします。

2. 将来都市像と都市づくりの目標

前項の都市づくりの基本理念を踏まえたうえで、以下のように、将来都市像と都市づくりの目標を設定します。

将来
都市像

活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいとやすらぎのあるまち

目標1 拠点の都市機能集約と歩行空間の改善によるにぎわい強化

- 中心拠点や地域拠点への都市機能の集約化
- 快適で歩きたくなる歩行空間の整備
- 店舗等が立地しやすく持続的に発展できる環境の整備
- 拠点間の公共交通ネットワークの強化

目標2 安全で利便性の高い居住環境づくり

- 中心拠点や地域拠点の周辺において、若年層が住みたくする住宅・宅地供給のための市街地拡大の検討
- 歩いて暮らせるまちなか居住の推進と拠点までの公共交通ネットワークの整備
- 郊外住宅団地における店舗等の立地促進による住環境の向上

目標3 田園集落における地域活力の維持向上に向けたまちづくり

- 地域ニーズに応じた産業用地としての市街地拡大の検討
- 集落における定住化の促進による農業後継者の確保
- 中心拠点や地域拠点までの公共交通ネットワークの整備
- 営農環境向上のため、地産地消を促進できる店舗等の誘導

目標4 都市の安全を高める防災基盤の強化

- 浸水想定区域における河川整備や下水道雨水幹線整備
- 災害から身を守るための都市基盤の強化と適切な土地利用誘導

目標5 豊かな自然環境の保全と身近に自然を感じられる都市の形成

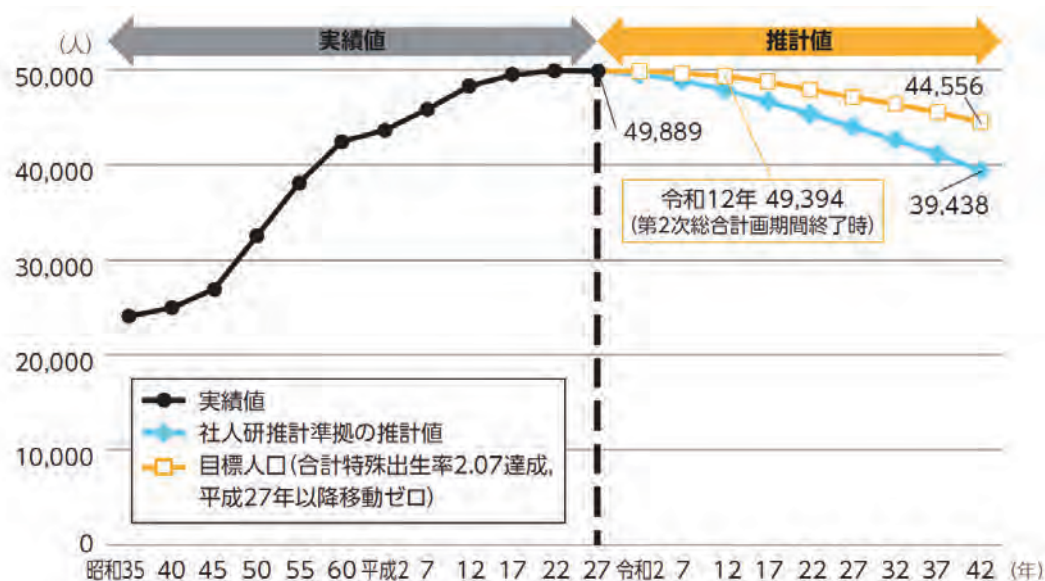
- 子育てしやすい環境づくりのための魅力ある公園緑地の整備
- 豊かな自然の資源を活かした市民交流の促進に向けた既存ストックの再生
- 三上山や野洲川、琵琶湖など豊かな自然環境の保全
- 良好な景観の保全・形成

図 将来都市像と都市づくりの目標

3. 将来人口の展望

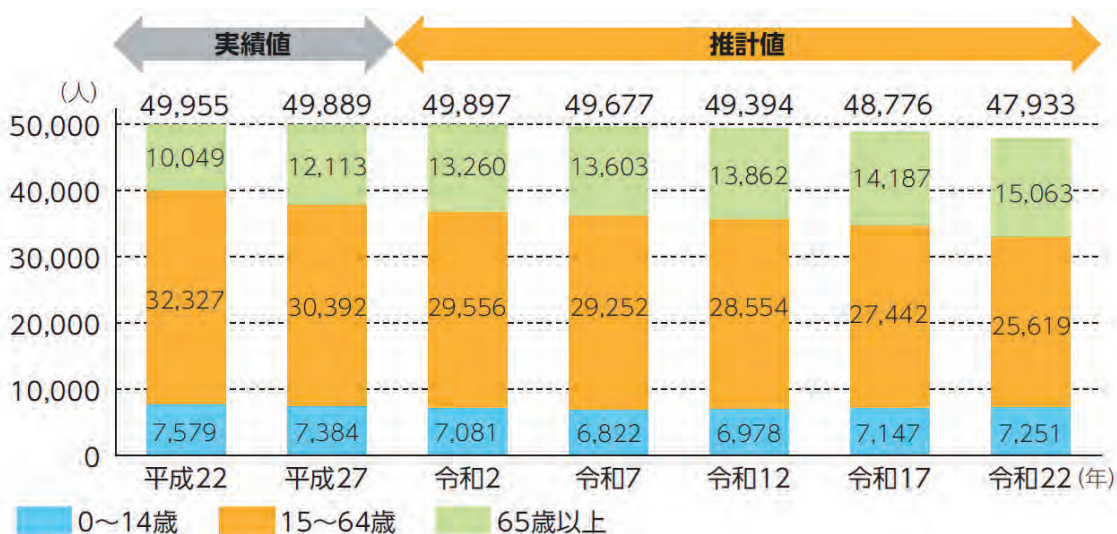
本市の将来人口の見通しは、第2次野洲市総合計画との整合を図り、以下のように設定します。

- 2015年（平成27年）の人口49,889人に対し、2030年（令和12年）では4万9千人程度、2040年（令和22年）では4万8千人程度を維持することを目指す。
- 年齢構成としては、老年人口の増加と生産年齢人口の減少が続く一方、年少人口は2025年（令和7年）以降増加に転じると想定される。



資料：第2次野洲市総合計画

図 今後の人口推移

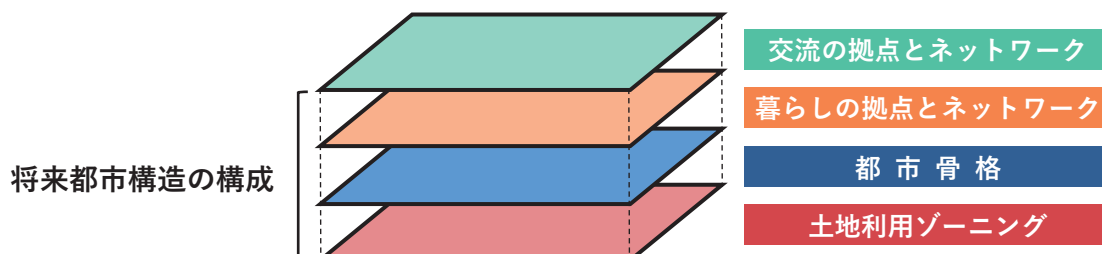


資料：第2次野洲市総合計画

図 今後の年齢構成推移

4. 将来都市構造

将来都市構造は、以下の4つの層（レイヤー）を重ねてできた、将来の都市構造をあらわすものです。本計画の長期目標である20～30年後の野洲市の姿であり、野洲市の土地利用や施設配置等の基本となります。



土地利用ゾーニング

まちなか居住ゾーン

- 中心拠点、地域拠点及びその周辺に位置し、生活サービス施設を利用しやすいまとまった居住地域で、本計画の長期目標における居住誘導区域となるゾーンです。周辺の自然環境と調和を図りつつ、安全安心な暮らしの確保とともに、歩行空間の整備や身近で歩いていける公園の確保など子育てしやすい居住環境の整備を進めます。

一般居住ゾーン

- 郊外の近江富士団地や篠原駅周辺の居住地域で、本計画の長期目標における住居系市街化区域となるゾーンです。周囲の自然と調和したゆとりある田園住居の環境形成と地域コミュニティの維持を図ります。

工業ゾーン

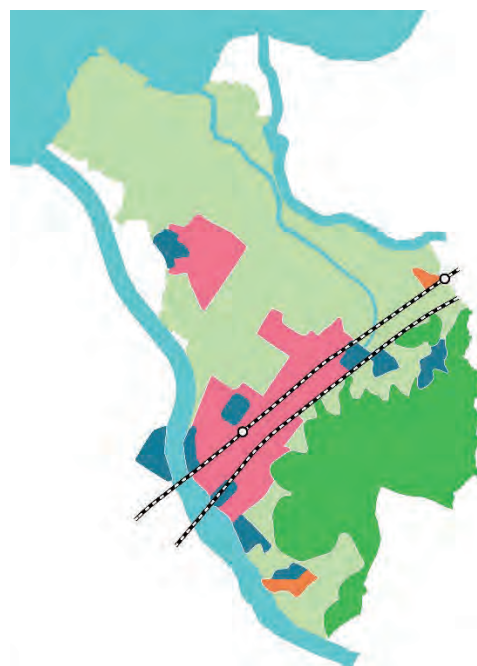
- 大規模工場・工業団地が立地する地域で、既存工場と周辺環境の調和を図ります。

田園集落ゾーン

- 郊外に広がる農地および集落地で、本計画の長期目標における市街化調整区域の農地と集落地となるゾーンです。営農環境や景観を守るため、まとまりとしての農地等の保全に努めるとともに、農業者の生活基盤となる集落地の活力維持を図ります。

自然環境ゾーン

- 三上山を中心とした森林と、琵琶湖沿岸、野洲川・日野川・家棟川等の水辺空間は、人々に心の豊かさや潤いを与える自然環境資源として保全に努めるとともに、水や緑にふれ合い、感じることができる空間の整備を図ります。



都市骨格

広域連携軸

- 市民生活の行動範囲の広がりや交流人口の増加等から、京阪神地域はもとより、東海・北陸方面との広域的な連携軸として JR 琵琶湖線、国道 8 号を中心とする「広域連携軸」の充実を目指します。

都市間連携軸

- 周辺市町との連携強化に向けて、主要地方道大津能登川長浜線や都市計画道路大津湖南幹線などを中心として、「都市間連携軸」の充実を図ります。



暮らしの拠点とネットワーク



中心拠点（JR 野洲駅周辺）

- JR 野洲駅周辺地域は、多くの人々が暮らし、訪れ、活動する地域であり、行政、教育文化、商業、医療、子育て、居住及びこれらが複合した機能の配置と更なる充実を図ります。



地域拠点（北部合同庁舎周辺）

- 市域北部の中心地となっている吉地・西河原地区の市街地は、田園に囲まれたゆとりと自然豊かな趣のある居住機能を基本とし、行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実・強化を図ります。



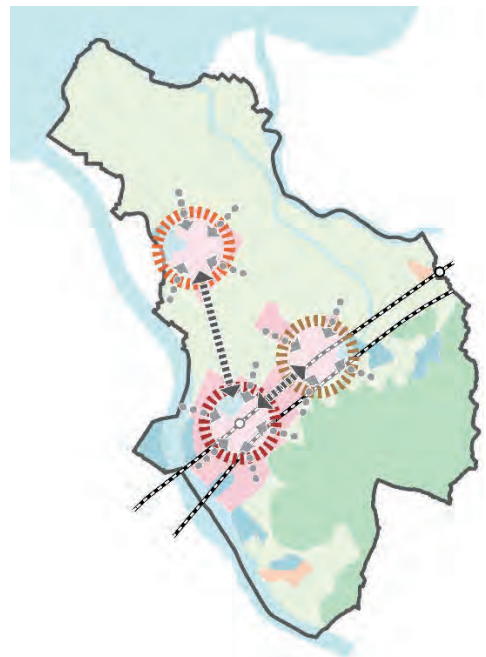
地域拠点（新たな拠点）

- 市域のほぼ中央に位置し、住宅地が広がる祇王地域の市街地は、防災拠点、教育文化、医療、子育て等の公共施設が集積している生活利便機能とあわせて、住居、産業・商業機能を誘導するための長期的な市街地整備を図りつつ、市域の中央地点として新たな拠点創造を目指します。

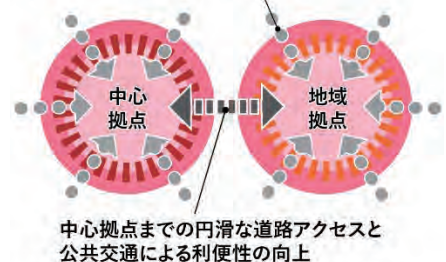


暮らしのネットワーク

- 各地域拠点から中心拠点へのアクセス性の向上をめざし、JR 野洲駅への円滑な道路アクセスと公共交通の利便性を高めます。
- 市街化調整区域の集落における暮らしを支えるため、各集落から近隣の拠点までの公共交通ネットワークの充実を図ります。



各拠点までの公共交通の利便性を高める



交流の拠点とネットワーク



自然環境交流拠点

- ビワコマイアミランド・マイアミ浜オートキャンプ場周辺や琵琶湖湖岸緑地・吉川緑地と、滋賀県希望が丘文化公園・県立近江富士花緑公園周辺は、自然環境交流拠点と位置づけ、本市固有の自然環境を生かし、市内外の人々の交流を促進する拠点として整備を進めます。



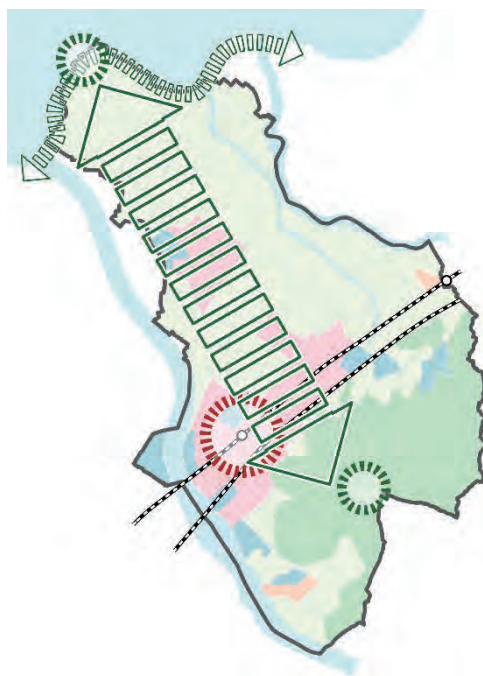
中心拠点（JR 野洲駅周辺）

- 魅力的な“にぎわい”の創出を進め、市外からも多くの人が訪れ多様な交流を生み出す拠点の形成を図ります。
- 公共交通機関を利用して外部から訪れた観光客向けに情報発信を行い、レンタサイクル施設の整備や公共交通機関の充実による自然環境交流拠点までのアクセスとネットワークの向上をめざした交通拠点としての整備を図ります。



交流連携軸

- 上記の各拠点間を有機的にネットワークする交流連携軸として、道路や河川沿いの水辺を活用しつつ、自転車や公共交通を含め快適に移動できる環境整備を図ります。
- 琵琶湖沿岸の一般県道近江八幡大津線（さざなみ街道）は、琵琶湖沿岸としての沿道景観を保全しつつ、自家用車と自転車等によるツーリング客が気持ちよく移動できるような道路空間の整備を図ります。
- 交流連携軸の魅力を高めるため、沿道への観光交流施設の立地促進を図ります。その際、地域の農業者等と連携して地場産品を販売するなど、地元農業の振興に配慮しながら進めます。



以上を重ね合わせた「将来都市構造」を次頁の図に示します。

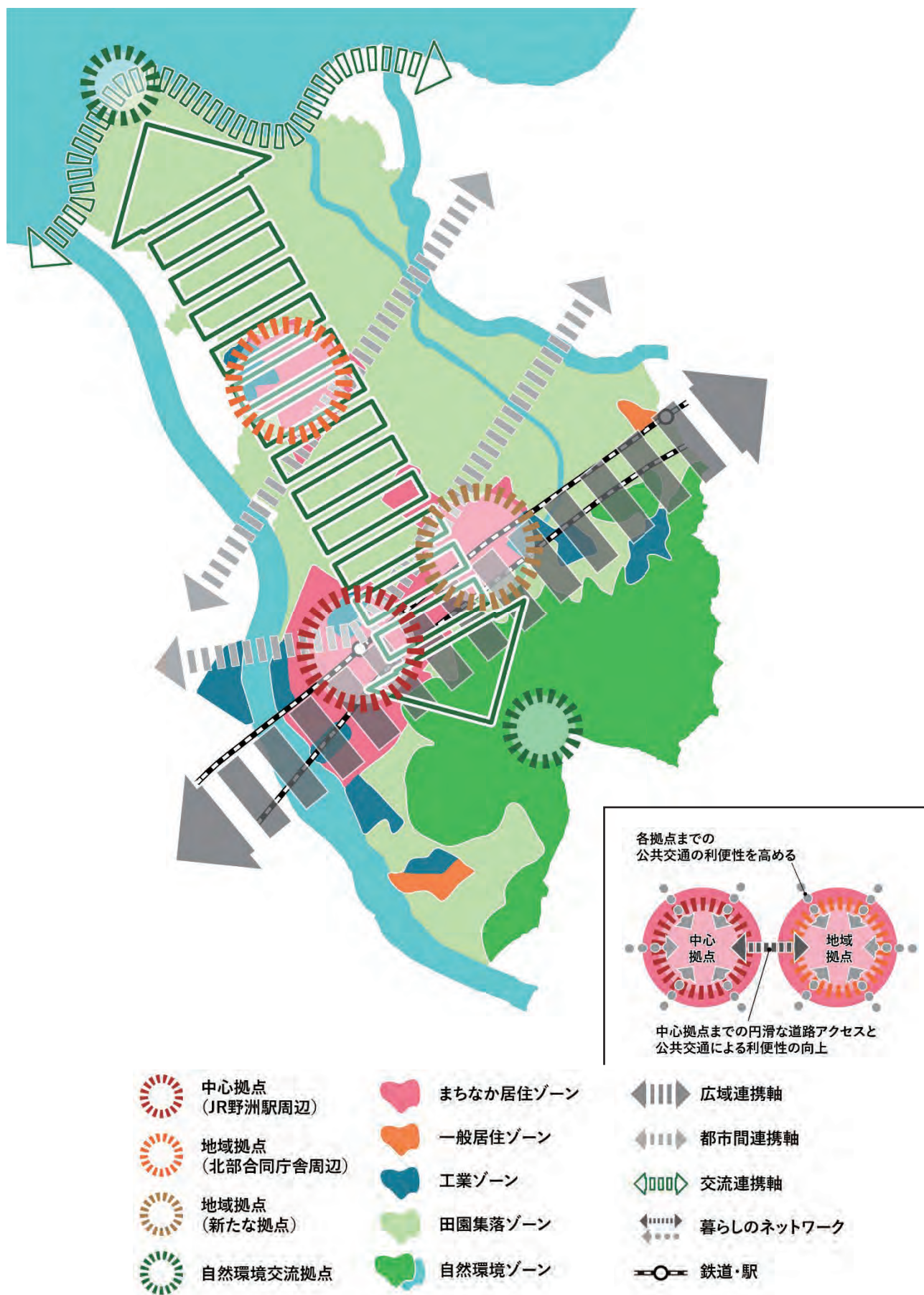


図 将来都市構造

5. 都市整備方針

(1) 土地利用に関する方針

住宅地

低層住宅地

- 計画的に整備された戸建てを中心とした低層住宅地は、地域住民等の協力のもと、適切な指導・誘導により、緑豊かでゆとりある住環境の保全・創出に努めます。
- 居住誘導区域外の低層住宅地（近江富士団地）は、高齢世帯の孤立化や空き家・空き地の増加等が懸念されることから、住民や事業者等と住宅地の価値や魅力の再構築に向けた手法を検討するとともに、必要に応じて土地利用規制の見直し等もあわせて検討します。

一般住宅地

- 一般住宅地は、戸建て住宅の立地を基本とし、集合住宅や中層建築物の立地を許容し、適地においては、生活利便施設の立地を許容することにより、良好な住環境の誘導を図ります。



▲写真 低層住宅地（富波乙地区）

中心商業地

- JR野洲駅周辺は、市民生活、都市活動の拠点として、まちのにぎわいを生み、市民の憩いの場、地域の交流の場となる商業・業務空間の形成に努めるとともに、駅南口地区は、景観や日照等に配慮しつつ、高度利用を検討します。

沿道商業地

- 「国道8号（都市計画道路出庭大篠原線）」や「主要地方道大津能登川長浜線（都市計画道路野洲川日野川線）」、「都市計画道路大津湖南幹線」、「市道乙窪比留田線（都市計画道路乙窪比留田線）」等の幹線道路沿道で、沿道土地利用がふさわしい沿道は、周辺環境との調和や、中心市街地の活性化に影響のない範囲で、商業・沿道サービス施設等の誘導を図ります。



▲写真 主要地方道大津能登川長浜線沿道

工業地

- 既存の工業地は、適切な指導・誘導により周辺環境と調和した土地利用を図ります。
- 野洲川右岸の工場が立地していた地区は、地区計画等を活用し工業地としての土地利用を図ります。



▲写真 大規模工業地

農地・集落地

- 集团的な農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として土地利用を図ります。
- 田園集落のコミュニティの維持に向けて、集落営農の組織力の活用を含め地区住民等との協働のもと、新たな住民の受け入れや集落内道路の改善等を総合的に検討し、必要に応じて地区計画制度の活用等を図ります。
- 都市活力の維持・向上に向けて、主に若年層の居住の受け皿となる住宅供給や、産業用地のニーズに対応するため、「野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」の活用を図るとともに、現行の運用基準では対応しづらいニーズに対しては、適宜運用基準の見直し等を検討します。



▲写真 農地（中里地域）

拡大市街地

- 主に若年層世帯の流入促進や流出抑制をめざした住宅・宅地の供給、都市の活力向上のための産業用地、または、周辺住民の利便性向上に必要な商業用地を確保するための市街地の拡大を検討します。
- 市街地の拡大については、現行の市街化区域隣接地において、必要な供給量に見合った規模を検討します。その際、中心拠点や地域拠点及びその周辺を優先的な候補地としつつ、開発の熟度等に応じて、適切かつ迅速な対応を図ります。
- 地域拠点である都市計画道路大津湖南幹線の沿道を沿道商業地に、その背後の市街化区域との間の地区を産業・住居系の市街地としての土地利用を検討します。
- 祇王地域の市街化区域隣接地は、都市施設や旅客施設の誘導も含め、住居系、商業・産業系の市街地としての土地利用を検討します。



▲写真 市街化区域隣接地（祇王地域）

森林

- 三上山を中心とした森林は、野洲市のシンボルであり、重要な自然環境、良好な景観資源であることから保全を図ります。

河川（水辺）

- 琵琶湖とその湖岸、及び野洲川、日野川、家棟川等は、都市に潤いを与える水辺空間であり親水空間であることから整備、保全を図ります。



▲写真 三上山

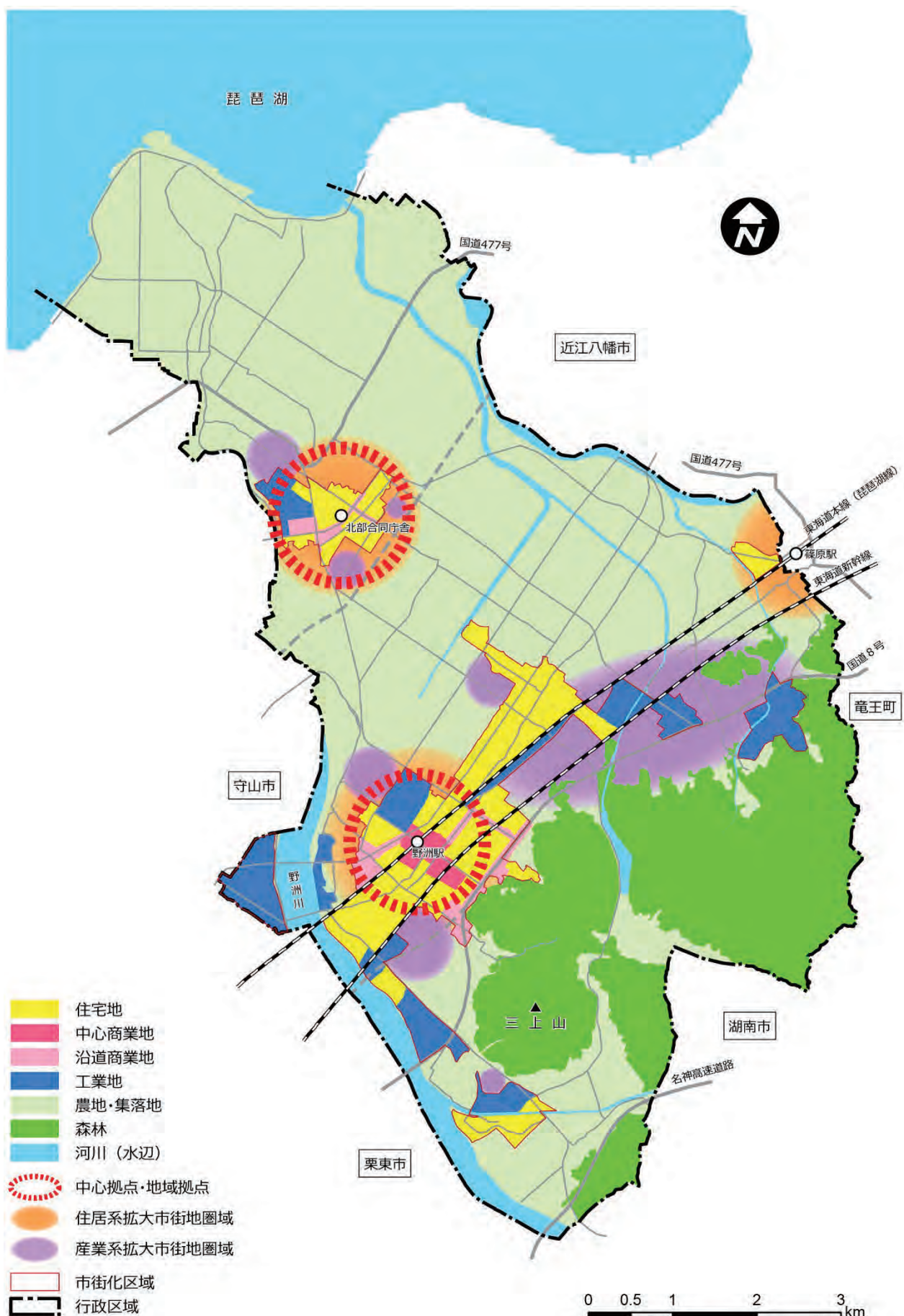


図 土地利用方針図

(2) 交通施設に関する方針

道路交通施設

広域幹線道路

広域幹線道路は、主に琵琶湖沿いに位置する近隣市町と連絡する以下の路線を位置づけ、広域的な連携強化に向けて整備・充実と適切な維持・管理を要請します。

図面 対照 番号	国・県・市道名	都市計画道路名
1	国道 8 号	出庭大篠原線
2	国道 8 号野洲栗東バイパス	野洲栗東線
3	主要地方道近江八幡守山線	大津湖南幹線
4	国道 477 号	
5	主要地方道大津能登川長浜線	野洲川日野川線
6	一般県道近江八幡大津線（さざなみ街道）	
7	都市計画道路野洲川幹線	野洲川幹線

- 国道8号（都市計画道路出庭大篠原線）は、バイパスの北側延伸、歩道の整備、交差点改良等による道路交通需要の増加等に対応した道路整備を要請します。
- 国道8号野洲栗東バイパス（都市計画道路野洲栗東線）や都市計画道路大津湖南幹線等は、周辺市町とのアクセス強化や河川横断時における渋滞緩和等を図るため早期整備を要請します。



▲写真 国道 8 号（都市計画道路出庭大篠原線）



▲写真 都市計画道路大津湖南幹線（整備中）

資料：滋賀県提供

地域内幹線道路

地域内幹線道路は、広域幹線道路と連絡しながら、主に市内における円滑な移動を支える以下の路線を位置づけ、歩行者や自転車等の安全性や快適性の確保にも十分配慮しながら整備・充実を図るとともに、適切な維持・管理に努めます。

図面 対照 番号	国・県・市道名	都市計画道路名	具体的な整備等
8	(主) 野洲中主線	六条野洲線	・新幹線アンダー部、(国)8号取り付け部の道路法線変更
9	(主) 野洲甲西線 (一) 小島野洲線	野洲南桜線	・自転車歩行者道整備 ・交差点改良
10	(一) 守山中主線 (一) 木部野洲線 (市) 野洲マイアミ線	小篠原三宅線 比江六条線	・自転車歩行者道整備 ・道路法線変更
11	(市) 辻町小比江線	小比江童子川線 南桜永原線	—
12	(一) 希望が丘文化公園北線 (一) 希望が丘文化公園南線	南桜永原線	・整備区間見直し ・道路法線変更
13	(市) 市三宅妙光寺線	市三宅妙光寺線	・(国)8号野洲栗東バイパスとの立体交差 ・(市)市三宅竹生線からの接続ルート検討
14	(市) 野洲川右岸線		—
15	(市) 北口線	野洲駅北口線	・整備可能性の検討
16	(一) 野洲停車場線	野洲停車場線	・バリアフリー化整備
17	(一) 安養寺入町線		・整備区間見直し
18	(仮称) 野洲竜王線		—
19	(主) 近江八幡守山線 (市) 乙窪比留田線	乙窪比留田線	—
20	(主) 守山栗東線	今市出庭線	—
21	(市) 野洲中央線	野洲中央線	—
22	(市) 小篠原上屋線	小篠原上屋線	—
23	(市) 大篠原入町線		・県道への昇格を要望
24	(市) 市三宅竹生線		・都市計画道路指定検討
25	(一) 菖蒲線		—
26	(市) 五条吉川湖岸線		・拡幅整備
27	(市) 市三宅小南線		—

※ (国)：国道 (主)：主要地方道 (一)：一般県道 (市)：市道

- 都市計画道路野洲駅北口線及び一般県道野洲停車場線（都市計画道路野洲停車場線）は、歩行者と自転車が安全に通行できる歩道の整備など、本市の公共交通の玄関口として魅力ある道路となるよう、整備と適切な維持・管理の充実を図ります。
- JR篠原駅の駅舎橋上化及び南口駅前広場等の整備が完了したことから、国道8号と駅南口をつなぐ道路となる一般県道安養寺入町線の整備・改良を促進し、地域住民や企業等の利便性の向上を図ります。
- 一般県道希望が丘文化公園南線（都市計画道路南桜永原線）は、新名神高速道路及び国道1号バイパス（水口道路・栗東水口道路）等の高規格道路・広域幹線道路等の整備の進捗に合わせて、近隣市町へのアクセス道路として整備を図ります。
- 湖南地域と東近江地域を連携し、野洲市域と名神高速道路竜王I.Cとのアクセス強化を図る道路として、（仮称）野洲竜王線の可能性を検討します。
- 既存道路は、適切な維持管理を図るとともに、改修時に併せて歩行者と自転車が安全に通行できる歩道などの交通安全施設等の整備や景観の整備を進めます。
- 歩道や路肩部分の清掃、除草、花壇の維持管理などを、地域の道路に対して愛着を持って、自治会等が中心となって活動するアダプト（里親）制度等により、道路の環境保全を進めます。

生活道路等

- 住宅地、集落地内の生活道路は、歩行者や自転車通行者が安全・安心に利用できる整備、改修等を行うとともに、必要に応じて楽しく通行できる修景施設の整備を行います。
- 生活道路は、通過自動車交通の排除や走行速度の低減などの対策を図り、狭あい部分の拡幅や橋りょうの点検、適切な修繕等を行うことにより、安全・安心な道路空間を創造します。
- 幹線道路を含め、鉄道駅や公共施設間を結ぶ不特定多数の人が日常生活において頻繁に利用する主要な経路は、バリアフリー化や交通安全対策を行い、安心して移動できるネットワークの形成を図ります。
- 中ノ池川、家棟川等の河川堤防や寺院・神社、史跡等の地域資源を結ぶ路線を散策やサイクリングが楽しめるような整備を行い、水と緑、文化のネットワークの形成を図ります。

公共交通関連施設

- JR野洲駅周辺は、鉄道と自動車交通（バス、タクシー、自家用車等）を相互につなぐ結節点であり、自動車利用を低減し交通渋滞緩和を図るため、バス交通の更なる利便性の向上や自転車利用を促進する整備を図ります。
- JR野洲駅南口については、パークアンドライドに対応した駐車場の整備や、サイン（案内標識）の統一、電柱類地中化等の景観整備により、市の玄関口としての整備・充実を図ります。
- JR野洲駅とJR篠原駅の2駅間においては、新たな拠点形成に併せた新駅整備を検討します。



(3) 市街地整備に関する方針

都市拠点

JR 野洲駅周辺地区

- JR 野洲駅周辺は、行政、教育文化、商業、医療、子育て及び居住機能の配置や土地の高度利用を図るための適切な誘導と整備手法の検討を行います。

北部合同庁舎周辺地区

- 北部合同庁舎周辺は居住機能を基本とし、行政、教育文化、商業、医療及び子育て機能の充実や土地区画整理事業等による整備を図ります。

新たな市街地

- 既成市街地隣接部において、新たな市街地整備が必要な場合は、土地区画整理事業や地区計画等により計画的な整備を図ります。
- 郊外部における新たな住宅地整備は、都市と農村との交流や田園環境を活かした住環境を創出するため、地区住民との協力により住環境の整備を図ります。

既成市街地

- 計画的な宅地開発等により良好な住環境を形成している地区等は、その環境を保全するために地区計画制度や建築協定等の導入を図ります。
- 住宅密集既成市街地等は、良好な居住環境の形成、防災性の向上や土地の有効利用を促進するため、街路や公園等の整備の推進を図ります。
- 既成市街地内の農地等の空閑地は、土地区画整理事業等の面整備事業及び開発行為を適切に誘導することにより、良好な宅地の供給に努めます。
- 公共施設等の再編・再配置に伴い、廃止となった施設の跡地利用を検討する場合は、周辺市街地の状況を考慮し、生活利便性の向上や防災性の強化等の環境改善のための整備を図ります。



▲写真 JR 野洲駅周辺



▲写真 計画的な宅地開発（錦の里住宅地）

(4) 自然環境保全・都市環境形成に関する方針

都市環境形成

- 快適な都市環境の形成のため、地域が主体となった道路、公園、河川等の美化活動等の促進やゴミの不法投棄を防止するための監視・意識の啓発等を図ります。
- 緑豊かな都市環境の形成のため、工場や住宅地等の緑化促進や街路樹の整備等による都市緑化を促進します。
- 衛生的な都市環境の形成、河川等の水質保全を図るため、公共下水道施設の維持管理と計画的な更新・修繕等を行います。
- ごみの排出量を低減するための取組や効率的・経済的なごみ処理体系の確立を図るとともに、次期施設の検討を行います。

自然環境形成

- 野洲市民が伝統的・歴史的に受け継いできた貴重な自然環境を次世代に引き継ぐために、適切な開発等の指導・誘導により、自然環境の保全に努めます。
- 琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖一帯と、県立自然公園の指定を受けている三上山、滋賀県希望が丘文化公園等の丘陵地については、本市のみならず、滋賀県を代表する貴重なみどりとして保全に努めるとともに、施設等を活用したレクリエーション活動等の充実を推進、促進します。
- 兵主神社に代表される社寺の樹木・樹林は、郷土の歴史に根ざした貴重なみどりとして保全するために、保存樹・保存樹林や景観重要樹木の指定について検討するとともに、地域の協力による維持・管理に対する支援を行います。
- 本市の豊かなみどりを生かした環境学習に取り組み、みどりを担う人材の育成や市民の環境保全意識の醸成に努めます。

公園・緑地の配置方針

- 市街地や集落地では、地域住民に身近でコミュニティ活動の拠点となる都市公園等の整備と充実を推進するとともに、適切な配置と再編、地域との協働による維持管理に取り組みます。
- 主に若年層世帯の流入促進や流出抑制を目指した拡大市街地においては、市民の健康増進や子育て、地域コミュニティ活動の支援のために、新たな公園の整備を行います。
- 野洲川緑地や吉川緑地、家棟川緑地等は、市民が自然とふれあえる空間として今後も自然環境の保全と再生に向けた適切な維持・管理を促進します。また、野洲川河川公園については、引き続き維持管理の充実に取り組みます。

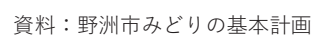


図 みどりの将来像図

(5) 景観形成に関する方針

- 良好な景観形成を図るため、「野洲市景観計画」に基づき整備・保全を図ります。
- 自然、田園、歴史、文化景観が調和した野洲らしい景観の保全を図ります。
- 市の活性化と一体的な良好な市街地景観の創出を図ります。
- 旧街道の町並みや琵琶湖などの水辺環境において、良好な景観の保全と創出を図ります。
- 市民、事業者、行政との協働による景観の形成を図ります。

(6) 都市防災に関する方針

市街地の不燃化・耐震化

- 建築物の不燃化や耐震化の促進を図るとともに、インフラ等の耐震性、免震性の強化を促進します。
- 特に老朽化住宅が多く立地する地区は、市街地整備事業、道路・公園等の整備により防災性の向上を図ります。
- 中高層建築物が立地する JR 野洲駅周辺において、建築物の不燃化、延焼防止を図るために、防火地域または準防火地域の指定を検討します。

災害発生のおそれのある区域

- 野洲市洪水ハザードマップ等を活用し、市民に対する浸水想定区域や避難所等の周知徹底を推進します。
- 河川改修、雨水幹線の整備や雨水調整池の設置等の治水対策を推進することにより、水害の発生を防止します。
- 都市化の進展に伴う JR 野洲駅周辺の浸水被害を防止するため、雨水幹線の整備や河川改修を推進します。
- 土砂災害特別警戒区域においては、開発の制限、建築物の構造規制、移転等の勧告などの適切な指導・誘導を行います。

防災拠点・避難所等の整備・充実

- 災害時に活動の中心となる施設等を防災拠点と位置づけ、その拠点を結ぶ道路や情報通信網の整備によりネットワーク化を図ります。
- 災害対策本部となる野洲市役所本館の設備や機能の充実に努めます。
- 滋賀県の広域陸上輸送拠点である滋賀県希望が丘文化公園の緊急時ヘリポート等の機能の充実を要請します。
- 災害発生時の避難路・避難所等の確保を図るため、道路、公園等の適正配置に努めます。
- 野洲市地震ハザードマップにより、市民に対する想定される震度や避難所等の周知徹底を推進します。
- 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進するため、所有者等への指導等を強化するとともに、重要物流道路の更なる指定や滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく道路の耐震性の強化等を要請し、災害時の輸送路の確保を図ります。

第 4 章

地域別構想

1. 地域区分の設定

地域区分については、市域の自然的、歴史的特性やコミュニティ施設、小学校区界等の社会経済条件等を勘案し、次の7つの地域を設定します。

表 地域の概況

地域名	主な大字
野洲	野洲、大畑、行畑、小篠原
北野	市三宅、久野部、竹生、五之里、竹ヶ丘、北野1丁目、栄、富波乙
三上	三上、妙光寺、北桜、南桜、近江富士
祇王	中北、北、上屋、辻町、富波甲、永原
篠原	大篠原、小堤、入町、長島、高木、小南
中里	比江、小比江、北比江、乙窪、吉地、西河原、比留田、木部、虫生、八夫
兵主	野田、五条、安治、須原、堤、井口、六条、吉川、菖蒲、喜合



図 地域区分図

2. 野洲地域のまちづくり構想

(1) 地域の概況

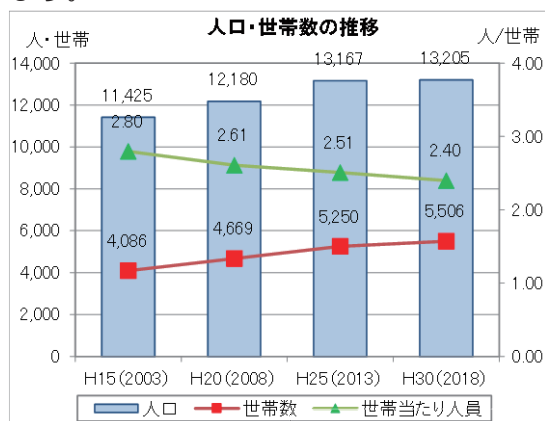
本地域には、ＪＲ東海道本線（琵琶湖線）の野洲駅を中心に商業、業務施設が集積しています。また、野洲市役所をはじめ、公共公益施設も多く立地し、本市の中心的な地域となっています。

旧中山道沿道の古いまちなみや、旧朝鮮人街道、祇王井川等歴史的資源が多く残っています。

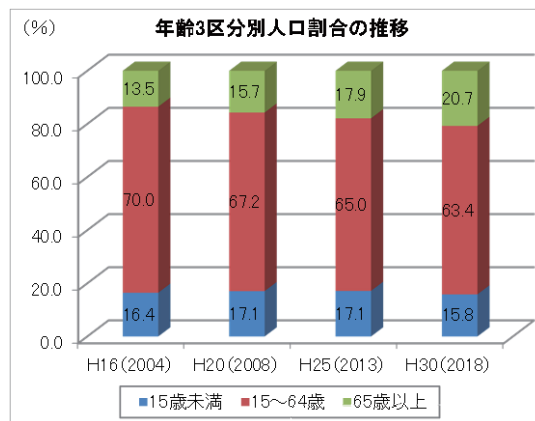


■人口推移

地域内の人口は増加傾向から横ばいに推移していますが、世帯数は人口を上回る割合で増加を続けています。高齢化率は、他の地域に比べ低いですが、本地域でも高齢化が進行しています。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■都市施設

本地域では、都市計画道路のほとんどの区間が既に整備されています。

都市計画公園が4箇所あり、そのうち2箇所が既に供用されています。

■生活利便施設

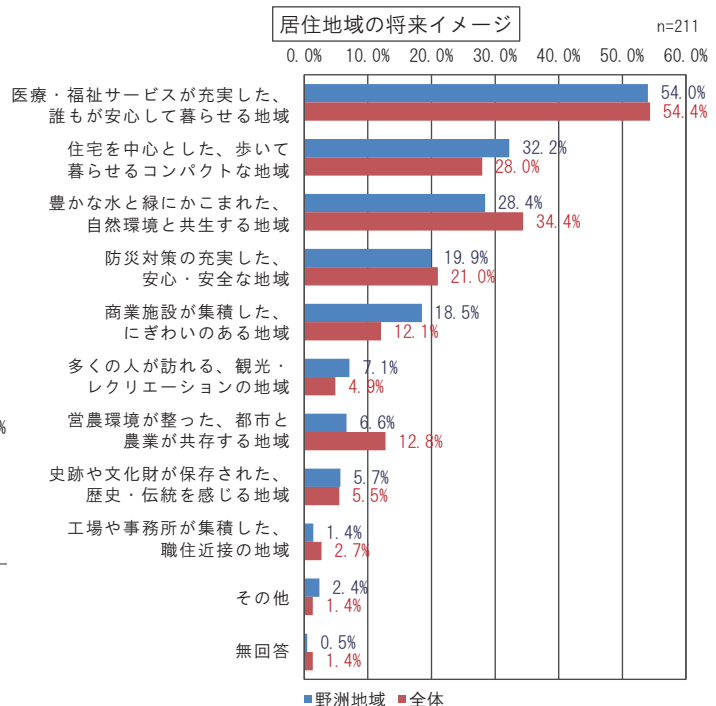
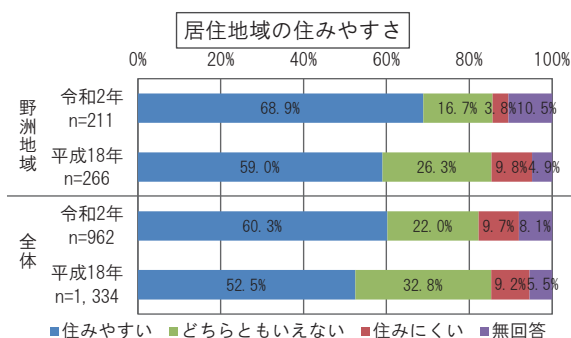
福祉施設、医療施設、保育所・幼稚園とも、市街地一帯に分布しています。



■住民意識（アンケート調査結果より）

本地域が住みやすいと感じる人は 70% 近くに達し、平成 18 年調査に比べ約 10% 増えています。また、他地域と比べても高い割合となっています。

本地域の将来イメージとしては、住宅を中心としたコンパクトな地域、商業施設が集積したにぎわいのある地域を希望する意見が、他地域と比べ多くなっています。



(2) 地域の特性と課題

地域の強み

- ◆中央にＪＲ野洲駅が位置し、交通利便性が高い地域です。
- ◆商業・業務施設が多く、買い物等の利便性が高い地域です。
- ◆医療施設や福祉施設等公共公益施設が多く立地し、生活利便性が高い地域です。
- ◆三上山や野洲川等、自然景観が優れています。
- ◆旧中山道、旧朝鮮人街道、祇王井川等歴史的な資源が多く残っています。

強みを活かすための課題

- ◆ＪＲ野洲駅周辺は、交通結節点として利用環境の充実に努める必要があります。
- ◆更なる商業の充実に努める必要があります。
- ◆商業施設や生活利便施設の利用者が、安全で快適に移動できる歩行空間の確保が必要です。
- ◆自然景観や歴史的な資源は、適切に保全するとともに、地域固有の財産として有効に活用する必要があります。

地域の弱み

- ◆旧市街地には、道路幅員が狭く、建物が密集した場所が残っています。
- ◆市街化区域内には、新たな住宅地等の開発に適するまとまった土地は少ない状況です。
- ◆現在の高齢化率は比較的低いですが、今後急速に高齢化が進むと予測されています。
- ◆ＪＲ野洲駅の南側では、野洲川がはん濫した場合 1m 以上の浸水が想定されているほか、大雨時には内水ははん濫も発生しています。

弱みを克服するための課題

- ◆密集市街地では、狭あい道路の解消やオープンスペースの確保等、市街地環境の改善に取り組む必要があります。
- ◆市街地外縁部の無秩序な開発を抑制し、計画的に市街地整備を進める必要があります。
- ◆安全な歩行空間の整備や生活利便施設を集積等、高齢者が歩いて暮らせる環境整備が必要です。
- ◆雨水幹線の整備や河川改修等の浸水対策を進める必要があります。

(3) 地域の将来像とまちづくりの目標

■ 地域の将来像

**若者から高齢者まで多世代が集い、暮らす、
便利で快適なにぎわいのあるまち**

■ まちづくりの目標

目標 1 J R 野洲駅を中心に、にぎわいのあるまちをつくります

- J R 野洲駅周辺は市民生活、都市活動の拠点として、商業・業務空間の形成に努めます。
- J R 野洲駅へつながる道路は、歩行者や自転車の通行にも配慮した整備を促進します。
- J R 野洲駅周辺は、市の玄関口として、景観整備やバリアフリー化に努めます。

目標 2 安全で快適な、暮らしやすいまちをつくります

- 住宅地内やその周辺に生活利便施設を誘導し、歩いて暮らせるまちなか居住を推進します。
- 幹線道路沿道の商業地や既存の工業地では、周辺環境と調和した土地利用の誘導を図ります。
- 既成市街地隣接部において、必要な供給量に見合った規模の新たな市街地整備を検討します。

目標 3 地域固有の歴史的資源・自然的資源を活かしたまちをつくります

- 旧中山道、旧朝鮮人街道の修景保全に努めます。
- 祇王井川の維持・保全を図ります。

(4) まちづくりの方針

土地利用

- J R 野洲駅周辺では、住環境や景観に配慮しつつ、利便性の向上やにぎわい創出に資する土地利用への誘導に努めます。
- 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。
- 幹線道路沿道では、周辺環境との調和に配慮しながら商業・サービス機能の充実に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。

交通施設

- J R 野洲駅南口では、公共交通機関相互の乗り継ぎ、自動車等から公共交通への乗り継ぎ等の利便性向上に資する機能充実を図ります。
- 幹線道路においては、渋滞緩和等に向けた拡幅整備等を促進します。
- 都市計画道路野洲栗東線（国道 8 号野洲栗東バイパス）等の整備に合わせ、市北部とつなぐ道路の新設、拡幅整備等を検討します。
- 既存の道路については、歩行者等の安全性向上のため、歩道の整備、安全施設の整備、バリアフリー化等を推進します。

市街地整備

- JR野洲駅南口駅前広場の西側隣接地においては、にぎわいづくりの拠点形成を図ります。
- 既成市街地隣接部においては、土地利用状況を踏まえつつ、土地区画整理事業や地区計画制度を活用した計画的で良好な秩序ある住環境の創出に努めます。

自然環境保全・都市環境形成

- 市街地内では、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編に取り組みます。
- 野洲川河川公園の維持管理の充実に努めます。
- 風致地区内の建築・開発行為に対する適切な指導・誘導を行います。

景観形成

- JR野洲駅周辺では、サイン（案内標識）の統一、電柱類地中化等による景観形成に努めます。
- 三上山の眺望景観の保全に努めます。
- 旧街道沿道のまちなみ等については、周辺との調和に配慮しながら、地域を代表する歴史的景観の形成に努めます。

都市防災

- 市街地では、大雨等による浸水被害、地震による家屋倒壊、火災延焼等の災害に備え、防災性の向上に資する都市基盤の整備・充実に努めます。

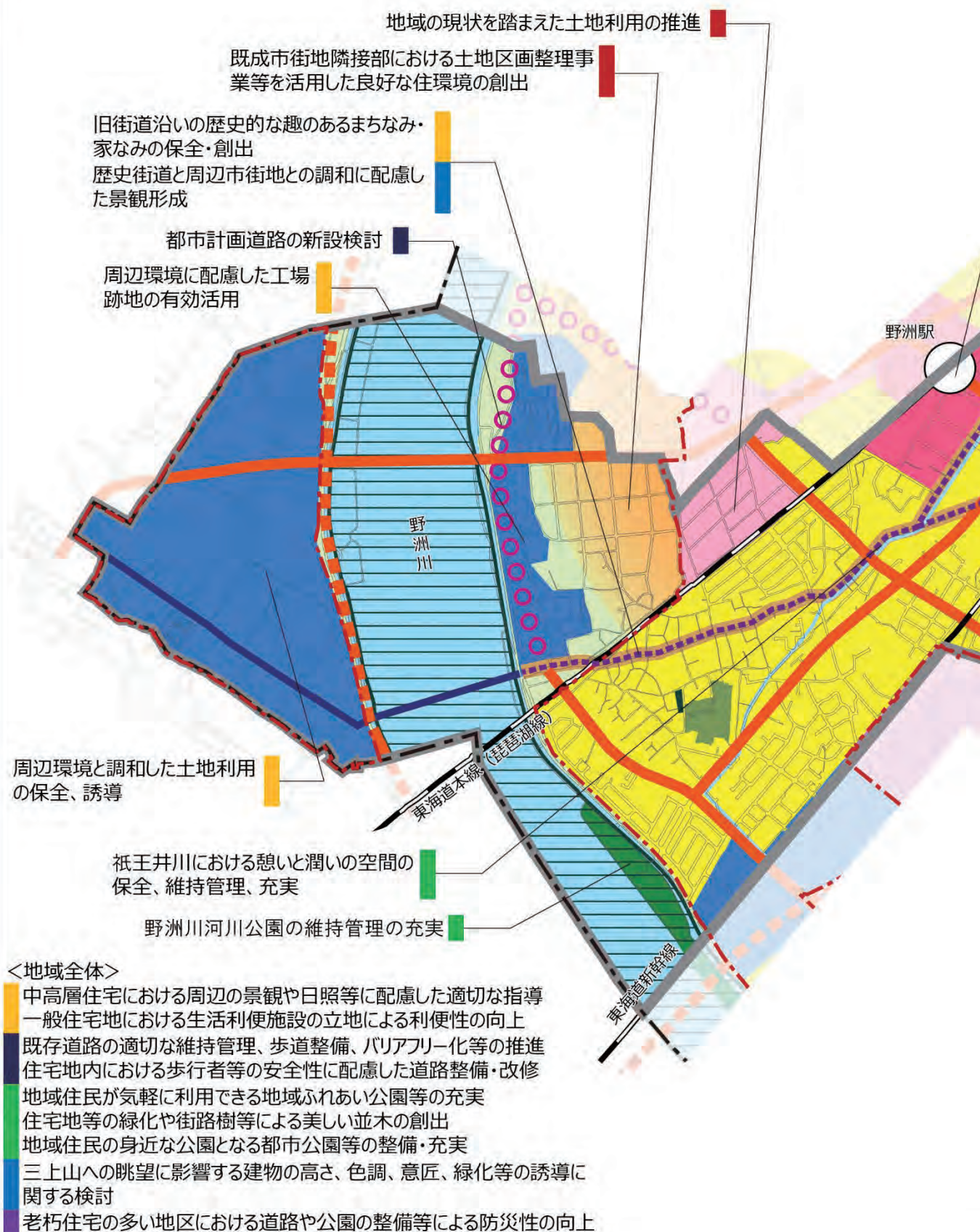


▲写真 JR野洲駅南口



▲写真 旧中山道のまちなみ

【野洲地域のまちづくり方針図】





3. 北野地域のまちづくり構想

(1) 地域の概況

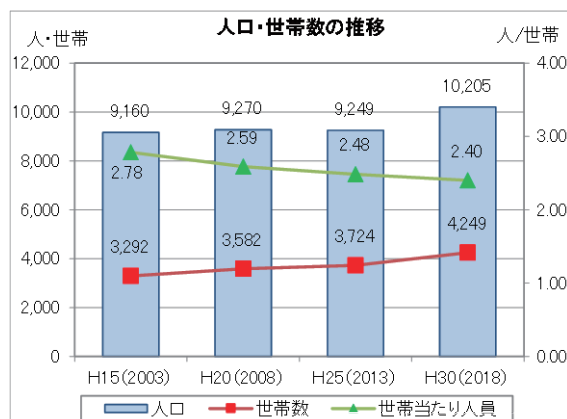
野洲駅北側には、大規模な工場が立地しているほか、JR東海道本線沿線には低層の住宅地が広がっています。また、野洲川沿いには、集落地と新しい住宅地が混在して分布しています。

地域中央から北部にかけては、農地が大半を占めており、田園風景が広がっています。

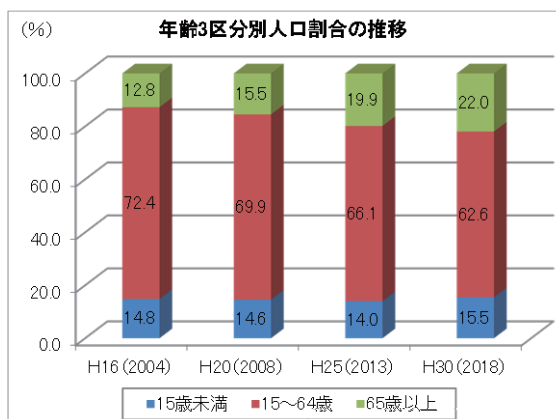


■人口推移

地域内の人口は、ほぼ横ばいで推移してきましたが、平成30年には大きく増加し、1万人を超えました。高齢化率は、他の地域に比べ低いですが、本地域でも高齢化が進行しています。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■都市施設

本地域では、隣接する他地域や守山市と連絡する都市計画道路が計画され、多くの区間が既に整備されています。

本地域内に都市計画公園はありません。

■生活利便施設

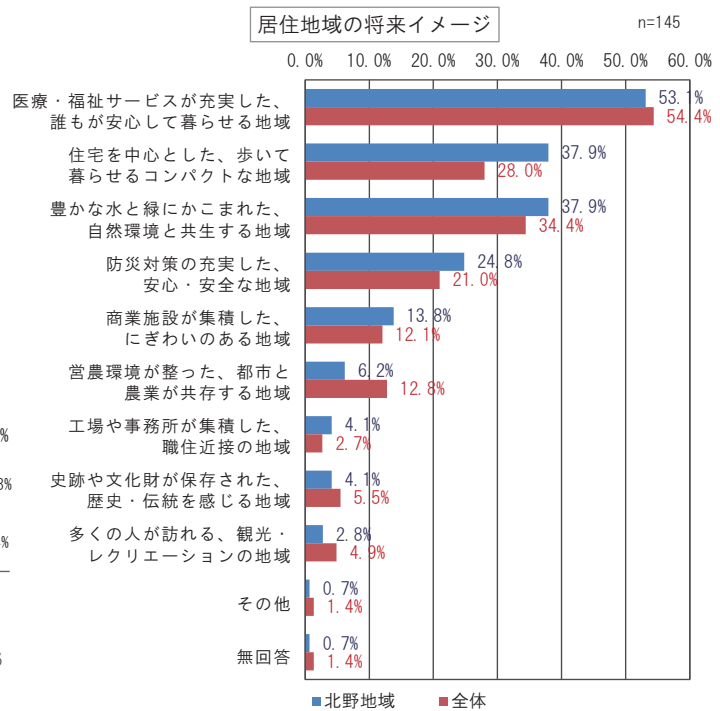
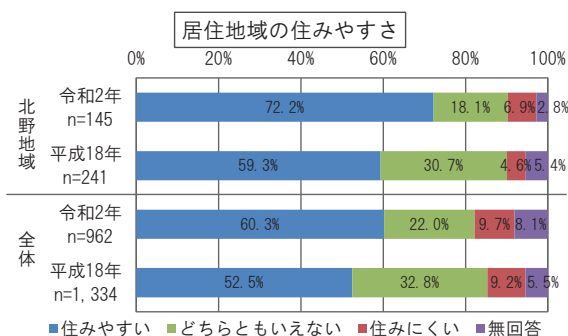
福祉施設、医療施設が、市街地一帯に分布しています。



■住民意識（アンケート調査結果より）

本地域が住みやすいと感じる人は 70% を超え、平成 18 年調査に比べ 10%以上増えています。また、他地域と比べても高い割合となっています。

本地域の将来イメージとしては、住宅を中心としたコンパクトな地域、自然環境と共生する地域、防災対策の充実した地域を希望する意見が、他地域と比べ多くなっています。



(2) 地域の特性と課題

地域の強み

- ◆地域南部にＪＲ野洲駅が位置し、交通利便性が高い地域です。
- ◆計画的に整備された住宅地が多く、良好な住環境が維持されています。
- ◆医療施設や福祉施設が多く立地しています。
- ◆野洲市の中核的工業地が、ＪＲ野洲駅北側に位置しています。
- ◆身近なところに森林や川などの自然が多く残っています。

強みを活かすための課題

- ◆ＪＲ野洲駅周辺は、交通結節点として利用環境の充実に努める必要があります。
- ◆住宅地内では、住民が安全に移動できるよう、歩道等の整備や適切な維持管理が必要です。
- ◆徒歩圏内に商業施設の立地を促進し、生活サービスの一層の充実を図ることが必要です。
- ◆工場周辺では、周辺環境への継続的な配慮が望まれます。
- ◆自然環境の保全や活用が望まれます。

地域の弱み

- ◆計画的に整備された住宅地が多いですが、空閑地が見られます。
- ◆市街化区域内には、新たな住宅地に適したまとまった土地が少ない状況です。
- ◆現在の高齢化率は比較的低いですが、今後急速に高齢化が進むと予測されています。

弱みを克服するための課題

- ◆周辺環境との調和に配慮しながら、産業、商業、住居系の土地利用の誘導を図る必要があります。
- ◆市街地外縁部では、優良農地を保全しつつ、計画的に市街地整備を進める必要があります。
- ◆安全な歩行空間の整備や生活利便施設の集積等、高齢者が歩いて暮らせる環境整備が必要です。

(3) 地域の将来像とまちづくりの目標

■地域の将来像

**緑豊かな住環境を守り、
人が笑顔で安心して過ごせるまち**

■まちづくりの目標

目標1 JR野洲駅を中心に歩いて楽しい地域づくりを進めます

- JR野洲駅周辺は、市民生活の拠点として、商業機能の充実を図ります。
- JR野洲駅周辺の道路等は、バリアフリー化や修景整備等を通じて、誰もが安全・快適に移動することができる環境づくりを進めます。

目標2 豊かな緑に囲まれた、快適な地域づくりを進めます

- 住宅地では、地域住民と協働で、緑豊かでゆとりある住環境の保全・創出に努めます。
- 住宅地内において、歩行者や自転車が安心・安全に通行できる道路環境づくりに努めます。

目標3 自然環境や田園環境と調和した地域づくりを進めます

- 野洲川等の自然環境の保全に配慮しながら、自然とふれあえる水辺空間の整備に努めます。
- 集落地と農地が調和した、美しい田園環境の維持に努めます。

(4) まちづくりの方針

土地利用

- JR野洲駅周辺では、住環境や景観に配慮しつつ、地域生活の利便性の向上に資する土地利用への誘導に努めます。
- 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。
- 幹線道路沿道では、周辺環境との調和に配慮しながら、商業・サービス機能の充実に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 大規模工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。
- 集落地では、周辺の農地との調和を図りつつ、状況に応じて生活基盤等の整備を図り、住環境の充実に努めます。

交通施設

- JR野洲駅北口では、公共交通機関相互の乗り継ぎ、自動車等から公共交通への乗り継ぎ等の利便性向上に資する、駅前広場の適切な維持管理に努めます。
- 都市計画道路野洲栗東線（国道8号野洲栗東バイパス）等の広域幹線道路の整備に合わせ、市の南北をつなぐ道路の新設、拡幅整備等を検討します。
- その他既存の道路については、歩行者等の安全性向上のため、歩道の整備、安全施設の整備、バリアフリー化等を推進します。

市街地整備

- 既成市街地隣接部においては、住宅需要に応じて新たな住宅地の形成を検討し、土地区画整理事業等の適切な整備手法による整備を誘導します。
- J R野洲駅北側の大規模工業地の隣接部においては、産業の動向を踏まえ、新産業の創造や新たな企業立地を検討します。

自然環境保全・都市環境形成

- 市街地内では、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編に取り組みます。
- J R野洲駅北口周辺や大規模工業地における都市緑化の指導に努めます。
- 野洲川では、野生動植物の生息・生育環境の確保・保全に配慮します。

景観形成

- 地域北部に広がる農地では、美しい田園景観を形成する景観要素として、適切な保全に努めます。

都市防災

- 中高層の建築物が立地するJ R野洲駅周辺では、火災による被害軽減に向けて、防火対策の充実を図ります。
- 大雨等による浸水被害に備え、河川改修等の治水対策を促進します。

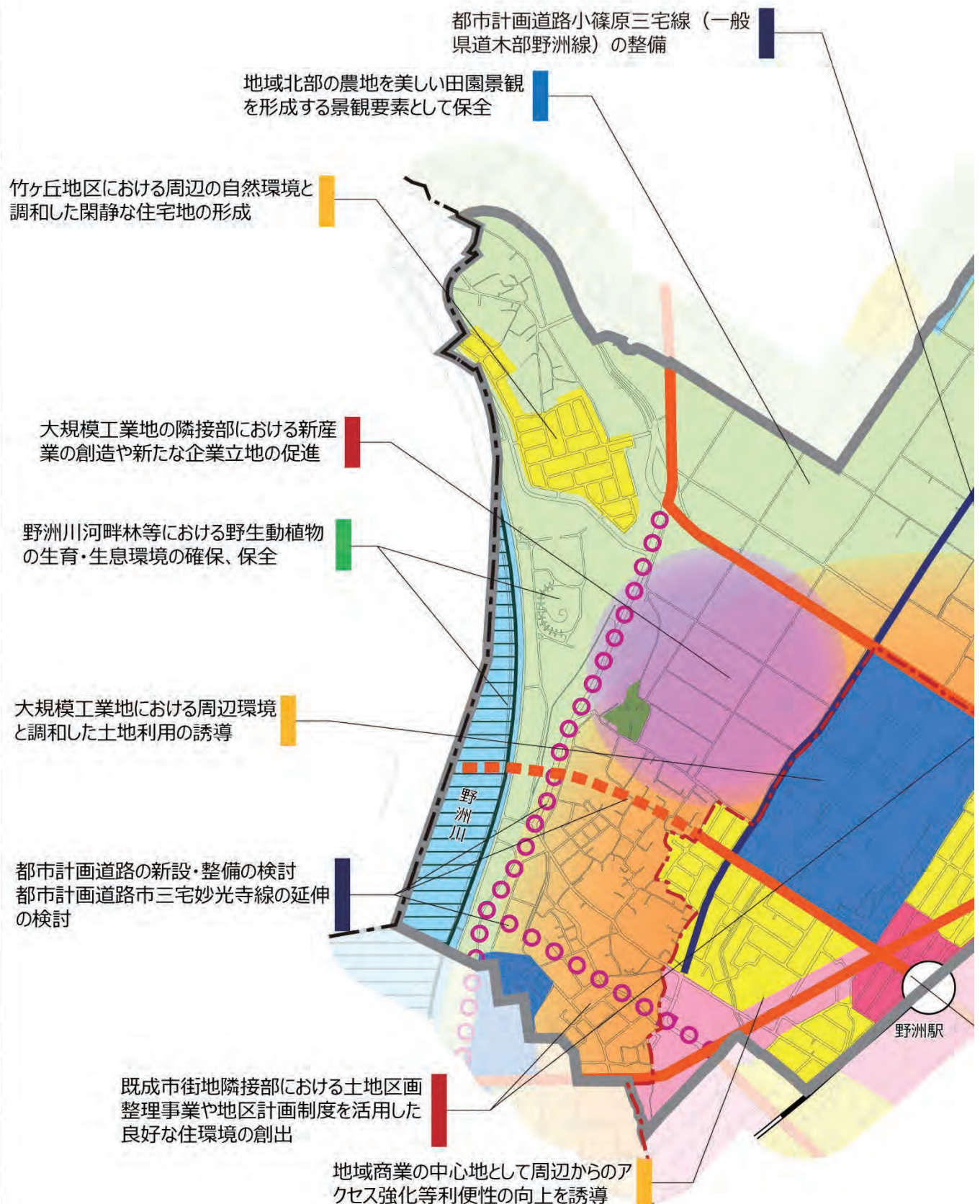


▲写真 J R野洲駅北口



▲写真 大規模工業地

【北野地域のまちづくり方針図】





＜地域全体＞

- 中高層住宅における周辺の景観や日照等に配慮した適切な指導
- 一般住宅地における生活利便施設の立地による利便性の向上
- 既存道路の適切な維持管理、歩道整備、バリアフリー化等の推進
- 住宅地内における歩行者等の安全性に配慮した道路整備・改修
- 地区計画に基づく計画的な市街地整備や建築協定等の活用を検討
- 地域住民が気軽に利用できる地域ふれあい公園等の充実
- 地域住民の身近な公園となる都市公園等の整備
- 河川改修等による治水対策の促進

- 住宅地
- 中心商業地
- 沿道商業地
- 工業地
- 農地・集落地
- 森林
- 河川（水辺）
- 都市計画緑地・墓地
- 主な神社の樹林地
- 住居系拡大市街地圏域
- 産業系拡大市街地圏域
- 都市計画道路〔改良済・概成済〕
- 都市計画道路〔未整備〕
- 幹線道路〔構想中〕
- 主要な道路
- 市街化区域
- 地域境界

- 土地利用
- 交通施設
- 市街地整備
- 自然環境保全・都市環境形成
- 景観形成
- 都市防災

- J R野洲駅周辺の商業機能の充実
駅前整備等と併せた高度利用等の促進
- J R野洲駅北口における乗り継ぎ利便性の維持・向上
- J R野洲駅北口周辺や大規模工業地における都市緑化の推進
- J R野洲駅周辺における防火地域・準防火地域の指定検討

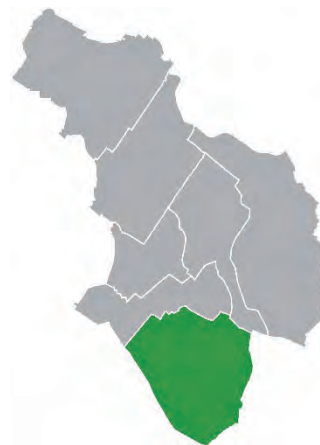
0 0.5 1 2 km

4. 三上地域のまちづくり構想

(1) 地域の概況

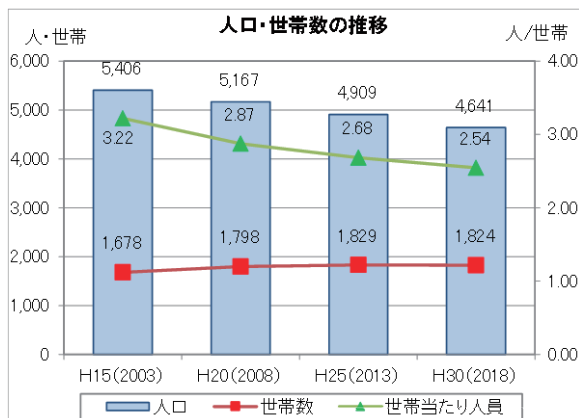
地域中央には、野洲市のシンボルである三上山が位置し、森林や農地が広い面積を占めています。

野洲川沿いには、計画的に整備された住宅地、工業地が位置しているほか、古くからの集落地が点在しています。

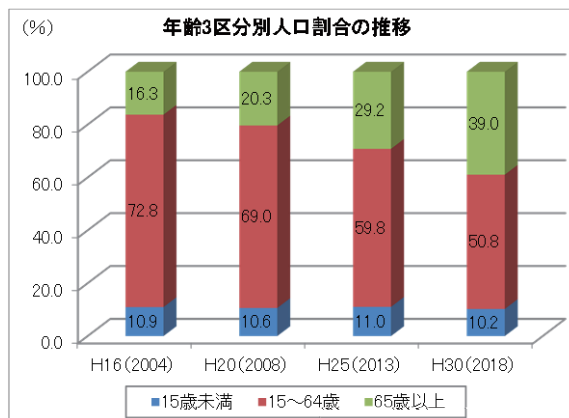


■人口推移

地域内の人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。高齢化率は、他の地域に比べて非常に高く、高齢化が大きく進行しています。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■都市施設

本地域では、都市計画道路野洲栗東線(国道8号野洲栗東バイパス)の整備が進められています。

都市計画公園が1箇所あり、既に供用されています。

■生活利便施設

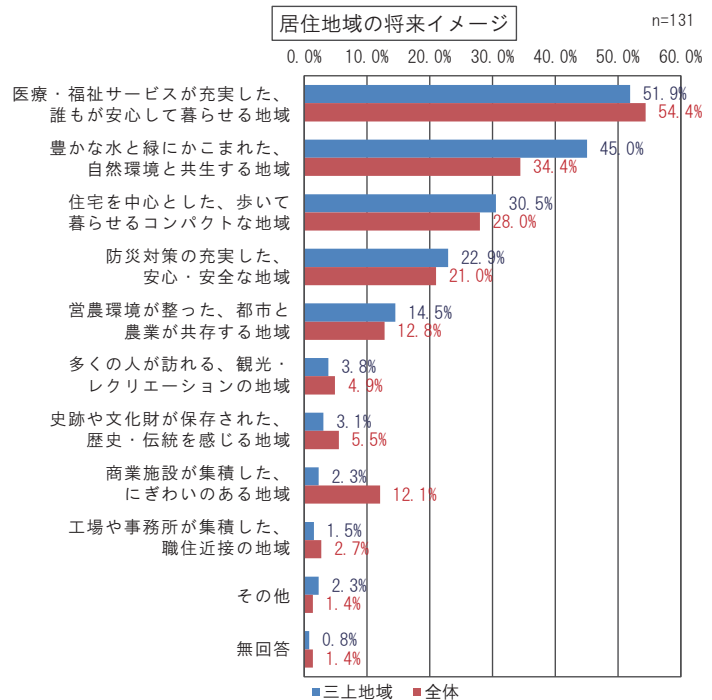
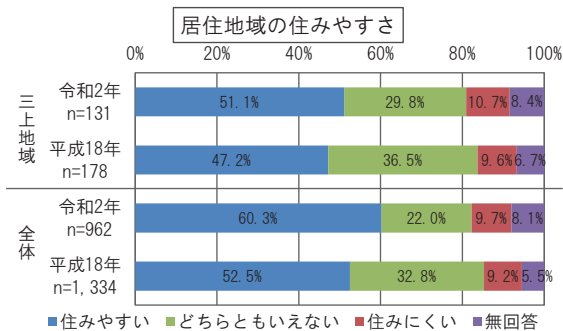
地域内に、医療施設、福祉施設が徒歩圏内(半径800m)に点在しています。



■住民意識（アンケート調査結果より）

本地域が住みやすいと感じる人は 50% あまりで、平成 18 年調査に比べやや増加していますが、他地域と比べて低い割合となっています。

本地域の将来イメージとしては、自然環境と共生する地域、住宅を中心としたコンパクトな地域を希望する意見が、他地域と比べ多くなっています。



(2) 地域の特性と課題

地域の強み

- ◆三上山の森林や野洲川の水辺等、豊かな自然に囲まれています。
- ◆御上神社等歴史的・文化的資源が残っています。
- ◆野洲川沿い等に、住宅地や工業地が計画的に整備され、良好な住環境が保たれています。

強みを活かすための課題

- ◆自然景観や歴史的な資源は、適切に保全するとともに、地域固有の財産として有効に活用することが必要です。
- ◆住宅地内では、住民が安全に移動できるよう、歩道等の整備や適切な維持管理が必要です。

地域の弱み

- ◆国道 8 号の野洲川大橋付近で、朝夕に渋滞が発生しています。
- ◆地域南部では、鉄道駅との交通アクセスが十分ではなく、交通利便性が低い状況です。
- ◆高齢化率が非常に高く、地域コミュニティの維持等が懸念されます。
- ◆野洲川沿いの市街地では、野洲川がはん濫した場合 1m 以上の浸水が想定されています。
- ◆山地沿いには、土砂災害警戒区域が指定されています。

弱みを克服するための課題

- ◆都市計画道路野洲栗東線(国道 8 号野洲栗東バイパス)の早期整備に向けて、継続的な働きかけが必要です。
- ◆今後も引き続き、住民の利用状況に合わせたバスの運行本数の見直し等、交通利便性の向上が望まれます。
- ◆高齢化が進む住宅地等において、地域コミュニティの再構築に向けた取組が必要です。
- ◆浸水被害や土砂災害に備えた避難対策の充実が必要です。

(3) 地域の将来像とまちづくりの目標

■ 地域の将来像

子どもから高齢者まで、
安全・安心に、快適に暮らせるまち

■ まちづくりの目標

目標 1 幹線道路沿道を中心に、にぎわいと活力ある地域づくりを進めます

- 都市計画道路野洲栗東線（国道8号野洲栗東バイパス）の整備に合わせ、周辺部での計画的な市街地整備、沿道への商業・サービス施設の誘導を図ります。

目標 2 子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます

- 高齢者等が安心して生活できるよう、余裕のある歩行空間の確保や交通安全施設の充実に努めます。
- JR野洲駅等へのアクセス強化に向け、公共交通等の充実に努めます。

目標 3 三上山や野洲川等、優れた自然資源を活かした地域づくりを進めます

- 三上山の眺望景観の維持、森林環境の保全に努めます。
- 森林や水辺の豊かな自然環境を活用し、自然に身近にふれあえる場づくりを推進します。

(4) まちづくりの方針

土地利用

- 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。
- 工業地周辺の適地においては、地区計画等の制度を用いて周辺環境との調和が図られるよう、適切な指導・誘導に努めます。
- 都市計画道路出庭大篠原線（国道8号）沿道や整備予定の都市計画道路野洲栗東線（国道8号野洲栗東バイパス）周辺では、周辺環境との調和に配慮しながら、商業・サービス機能の充実に向けた土地利用の誘導を図ります。
- 集落地では、周辺の農地との調和を図りつつ、状況に応じて生活基盤等の整備を図り、住環境の充実に努めます。

交通施設

- 周辺市町へのアクセス強化につながる都市計画道路野洲栗東線（国道8号野洲栗東バイパス）の整備を促進します。
- 既存の道路については、歩行者等の安全性向上のため、歩道の整備、安全施設の整備等を推進します。
- バス路線については、コミュニティバスを含め、少子高齢化の進展に伴い、持続可能な生活交通の確保・維持に努めます。

市街地整備

- 地区計画制度や建築協定等の活用による市街地整備を検討します。

自然環境保全・都市環境形成

- 市街地内では、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編に取り組みます。
- 三上山、滋賀県希望が丘文化公園等の丘陵地では、自然環境の保全に努めます。
- 野洲川では、野生動植物の生息・生育環境の確保・保全に配慮します。
- 野洲川河川公園や下の川原緑地、下の新田緑地の適切な維持管理に努めます。
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化を促進します。
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備に努めます。

景観形成

- 三上山等の森林は、適切な維持管理と開発等の指導・誘導により保全に努めます。
- 森林や農地、河川等自然が多く残る地域では、自然環境の適切な維持管理に努め、田園景観、水辺景観の保全に努めます。

都市防災

- 土砂災害の危険性が高い地域では、地域住民に対する避難所や土砂災害警戒区域等の周知徹底、新たに避難場所等を確保する等、防災対策の充実を図ります。
- 大雨等による浸水被害に備え、新たに避難場所等を確保するとともに、河川改修等の治水対策を促進します。



▲写真 住宅地（近江富士団地）



▲写真 野洲川

【三上地域のまちづくり方針図】

都市計画道路野洲栗東線（国道8号
野洲栗東バイパス）周辺における市街
地整備と周辺環境に配慮した土地利
用の誘導
都市計画道路野洲栗東線（国道8号
野洲栗東バイパス）の整備促進

下の川原緑地、下の新田緑地の
適切な維持管理

野洲川河川公園の維持管理の
充実

都市計画道路出庭大篠原線（国道8号）
沿道への商業・サービス施設の誘導
都市計画道路出庭大篠原線（国道8号）
における歩道拡幅等の道路整備

既存工業地における隣接する住宅地の生
活環境に配慮した土地利用の誘導

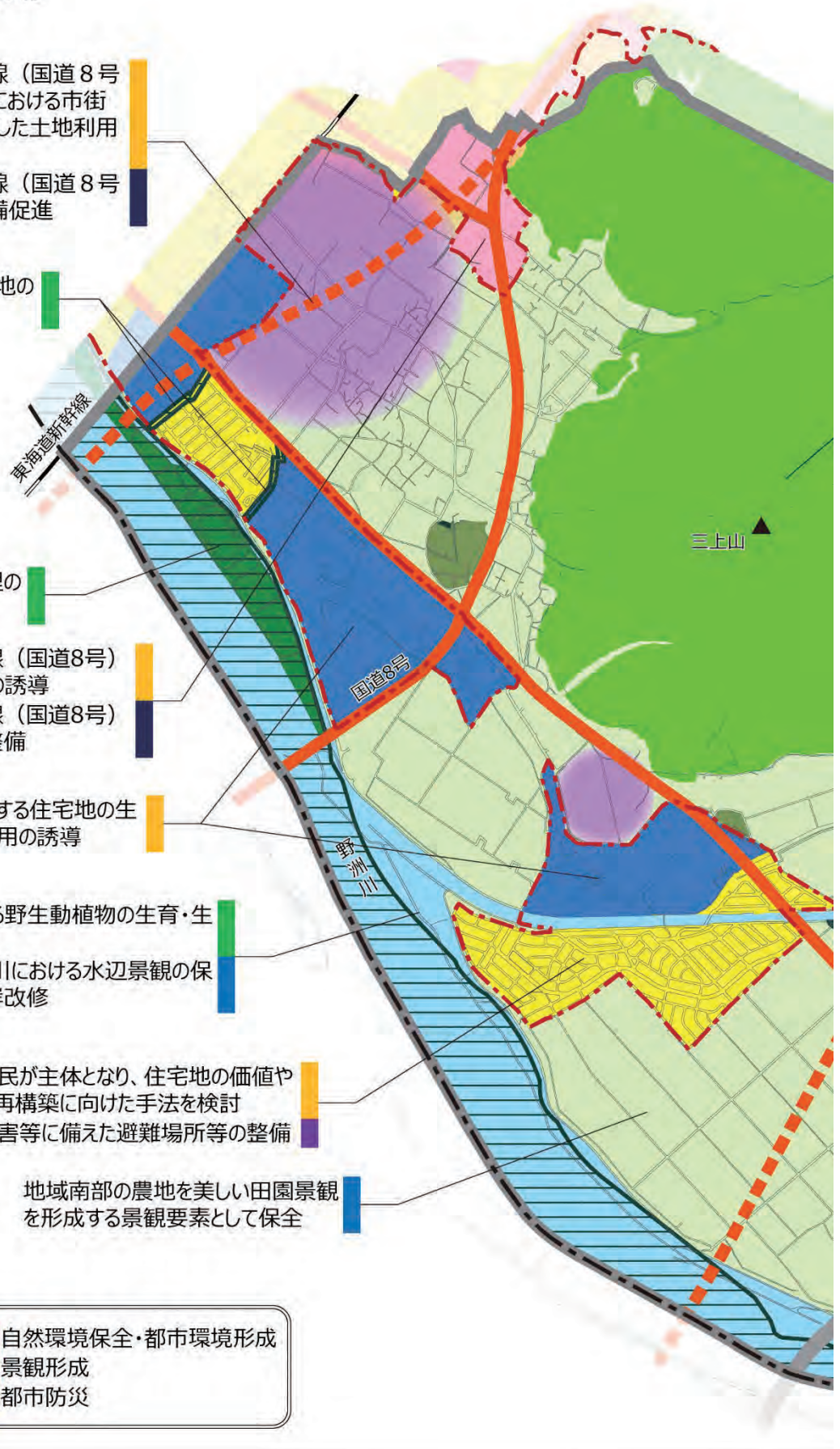
野洲川河畔林等における野生動植物の生育・生
息環境の確保、保全
野洲川、大山川等の河川における水辺景観の保
全や自然に配慮した護岸改修

地域住民が主体となり、住宅地の価値や
魅力の再構築に向けた手法を検討
浸水被害等に備えた避難場所等の整備

地域南部の農地を美しい田園景観
を形成する景観要素として保全

土地利用
交通施設
市街地整備

自然環境保全・都市環境形成
景観形成
都市防災





三上山等の森林の適切な維持管理と開発等の指導・誘導

三上山・滋賀県希望ヶ丘文化公園等の丘陵地における貴重な自然環境の保全
森林の適切な維持管理

三上山山麓等に点在するため池の適切な維持管理、樹林や田園等と一帯となった景観形成

<地域全体>

工業地周辺の適地における地区計画等の制度を用いた周辺環境との調和が図られる適切な指導・誘導

既存道路の適切な維持管理や歩道整備等の推進
住宅地内における歩行者等の安全性に配慮した道路整備・改修

J R 野洲駅からのバス交通の充実

地区計画に基づく計画的な市街地整備や建築協定等の活用を検討

大規模工場の外周部や住宅地等の緑化促進

地域住民が気軽に利用できる地域ふれあい公園等の充実

地域住民の身近な公園となる都市公園等の整備

河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備

三上山周辺からの眺望に影響する建物の高さ等の誘導に関する検討

田園集落と一体となった里山景観の保全

土砂災害警戒区域の周辺地域の住民に対する危険箇所や避難所等の周知徹底

河川改修等による治水対策の促進

名神高速道路

- 住宅地
- 沿道商業地
- 工業地
- 農地・集落地
- 森林
- 河川（水辺）
- 都市計画公園
- 都市計画緑地・墓地
- その他の公園
- 主な神社の樹林地

- 住居系拡大市街地圏域
- 産業系拡大市街地圏域
- 都市計画道路〔改良済・概成済〕
- 都市計画道路〔未整備〕
- 幹線道路〔構想中〕
- 主要な道路
- 市街化区域
- 地域境界

0 0.5 1 2 km

5. 祇王地域のまちづくり構想

(1) 地域の概況

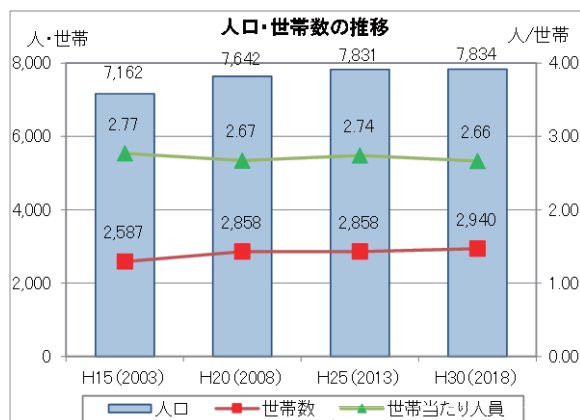
本地域は、南北に細長く、北部には集落地と農地が、南部には三上山へつながる山地が広がっており、南端部には滋賀県希望が丘文化公園が立地しています。

地域中央には、野洲市健康福祉センターや野洲市立図書館等の公共施設が集積しています。

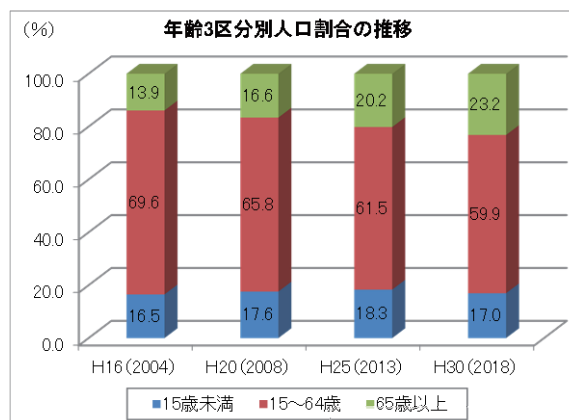


人口推移

地域内の人口は、近年ほぼ横ばいに推移していますが、今後は減少に転じると予測されています。高齢化率は、他地域に比べるとやや低いですが、近年高齢化が急速に進行しています。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

都市施設

本地域の都市計画道路は、中心拠点や地域拠点に比べて少ないものの、ほとんどの区間が既に整備されています。

都市計画公園は5箇所あり、そのうち4箇所については、既に供用されています。

生活利便施設

福祉施設や医療施設は、市街地の北側にやや片寄って分布しています。

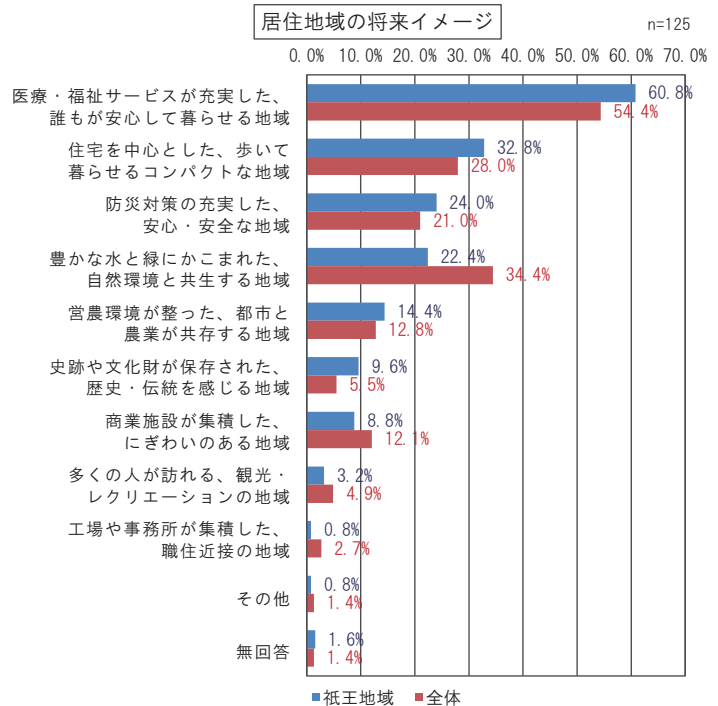
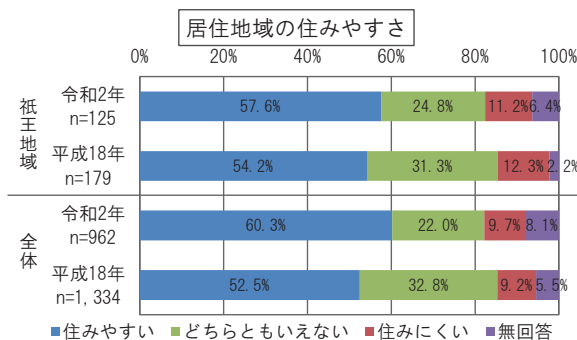
地域内に商業施設が少ない状況にあります。



■住民意識（アンケート調査結果より）

本地域が住みやすいと感じる人は約60%で、平成18年調査に比べやや増加していますが、市全体の割合と比べてわずかに低い割合となっています。

本地域の将来イメージとしては、医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して暮らせる地域を希望する意見が、非常に多くなっています。



(2) 地域の特性と課題

地域の強み

- ◆地域中央に公共施設が集積し、新たな拠点としてのポテンシャルを秘めています。
- ◆旧朝鮮人街道や永原御殿跡等、歴史的・文化的資源が残っています。

強みを活かすための課題

- ◆新たな商業施設等の誘致を図り、集客機能を高める必要があります。
- ◆自然環境や歴史的な資源は、適切に保全するとともに、地域固有の財産として有効に活用することが必要です。

地域の弱み

- ◆JR 東海道本線と東海道新幹線に挟まれたエリアでは、有効な土地活用がなされていません。
- ◆生活利便施設の分布にかたよりが見られ、買い物等の利便性が低い状況です。

弱みを克服するための課題

- ◆都市施設や旅客施設の誘導を含め、持続可能なまちづくりの検討が必要です。

(3) 地域の将来像とまちづくりの目標

■ 地域の将来像

**地域に伝わる歴史や自然の中に、
新たな伝統をつくり出す魅力あるまち**

■ まちづくりの目標

目標 1 商業・産業機能を有する、新たな拠点づくりを検討します

- 野洲市健康福祉センターや野洲市立図書館等の周辺に、都市施設の誘導も含め、住居系、商業・産業系の新たな市街地整備を検討します。

目標 2 緑豊かでゆとりある住環境の保全に配慮した地域づくりを進めます

- 地域住民と協働で、緑豊かでゆとりある住環境の保全・創出に努めます。
- 住宅地内において、歩行者等の安全性の確保に努めます。

目標 3 歴史資源や自然資源を活用した地域づくりを進めます

- 永原御殿跡等の歴史的資源は、周囲の樹林地の保全や緑地の整備等により一体的な保全・整備に努めます。
- 森林や河川において、自然とふれあえる空間整備を推進します。

(4) まちづくりの方針

土地利用

- 野洲市健康福祉センターや野洲市立図書館の周辺では、市民の利便性向上に資する住居系、商業・産業系の市街地としての土地利用を検討します。
- 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。
- 工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。
- 都市計画道路野洲川日野川線（主要地方道大津能登川長浜線）沿道では、周辺環境との調和に配慮しながら、適地においては生活利便施設を誘導します。
- 集落地では、周辺の農地との調和を図りつつ、状況に応じて生活基盤等の整備を図り、住環境の充実に努めます。

交通施設

- 都市計画道路出庭大篠原線（国道8号等幹線道路）においては、バイパス北側延伸等の道路整備を要請します。
- 既存の道路については、歩行者等の安全性向上のため、歩道の整備、安全施設の整備等を推進します。
- バス路線については、コミュニティバスを含め、少子高齢化の進展に伴い、持続可能な生活交通の確保・維持に努めます。
- JR野洲駅とJR篠原駅の2駅間においては、新たな市街地整備に併せた新駅設置を検討します。

市街地整備

- 野洲市健康福祉センターや野洲市立図書館等の周辺地域は、住居・産業・商業機能を誘導するための長期的な市街地整備を検討します。
- 地区計画制度や建築協定等の活用による市街地整備を検討します。

自然環境保全・都市環境形成

- 市街地内では、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編に取り組みます。
- 滋賀県希望が丘文化公園においては、施設等を活用したレクリエーション活動等の充実を推進、促進します。
- 家棟川、童子川等では、野生動植物の生息・生育環境に配慮した護岸整備や水辺空間の保全・創造に努めます。
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化を促進します。
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備に努めます。

景観形成

- 旧街道沿道や史跡等周辺では、まちなみの維持や緑地の整備等により、歴史的景観の保全・形成に努めます。
- 地域北部に広がる農地は、美しい田園景観を形成する景観要素として、適切な保全に努めます。

都市防災

- 木造住宅密集地等では、街路や公園等公共施設の整備を推進し、防災性向上に努めます。
- 大雨等による浸水被害に備え、河川改修等の治水対策を促進します。



▲写真 旧朝鮮人街道



▲写真 滋賀県希望が丘文化公園

【祇王地域のまちづくり方針図】

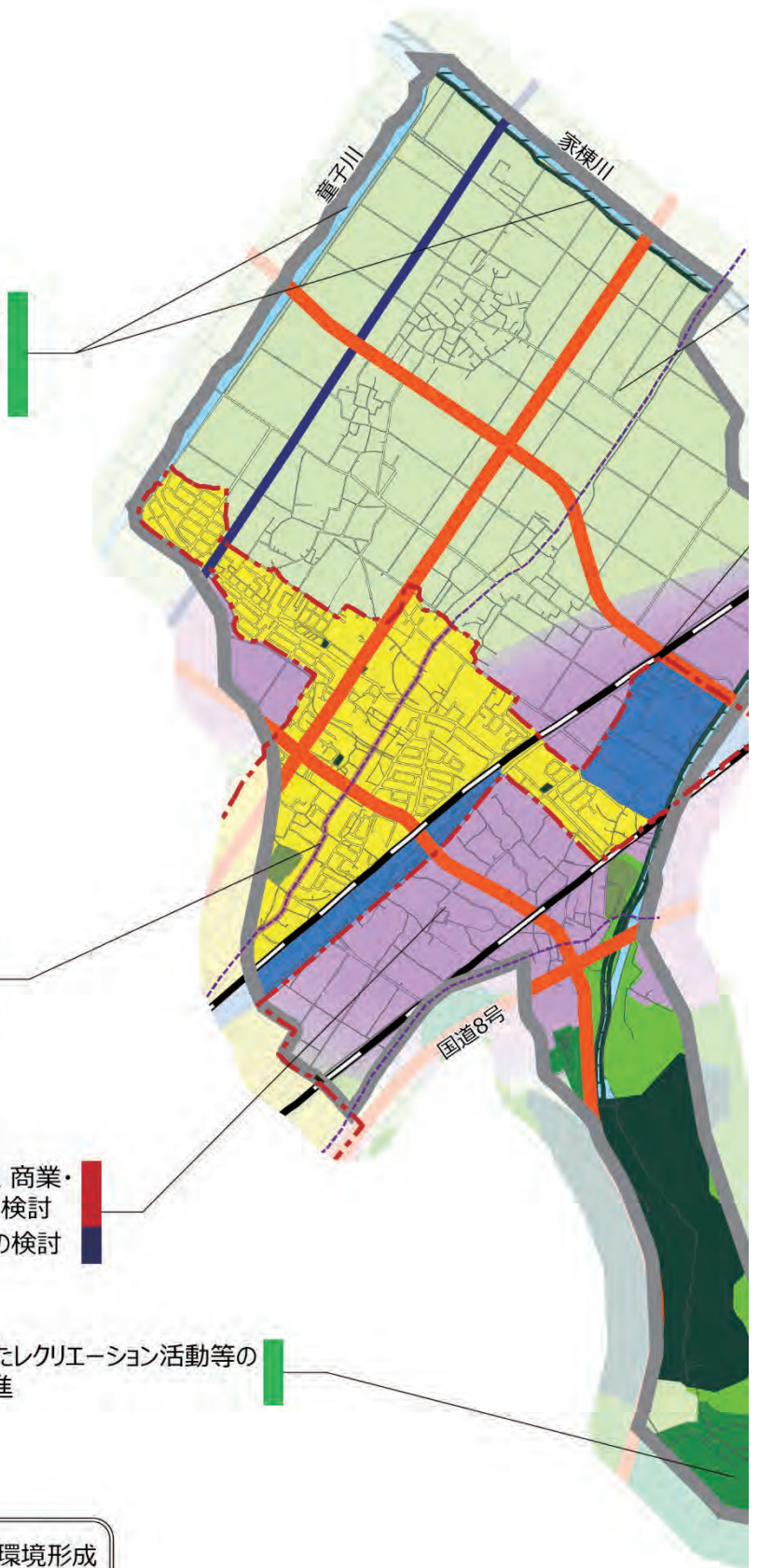
家棟川、童子川等における野生動植物の生息・生育環境に配慮した護岸整備、自然にふれ親しむことのできる水辺空間の保全・創造

旧朝鮮人街道沿道における歴史街道と周辺市街地との調和に配慮した景観形成

都市施設の誘導も含めた住居系、商業・産業系の長期的な市街地整備の検討
新たな市街地整備に併せた新駅の検討

施設等を活用したレクリエーション活動等の充実を推進・促進

- | | |
|---------|-----------------|
| ■ 土地利用 | ■ 自然環境保全・都市環境形成 |
| ■ 交通施設 | ■ 景観形成 |
| ■ 市街地整備 | ■ 都市防災 |





地域北部の農地を美しい田園景観を形成する景観要素として保全

南北間の道路交通アクセス強化に向けた都市計画道路六条野洲線（主要地方道野洲中主線）の整備推進

東海道本線（琵琶湖線）

東海道新幹線

<地域全体>

中高層住宅における周辺の景観や日照等に配慮した適切な指導
 その他住宅地における周辺環境との調和に配慮した土地利用の誘導
 既存工業地における周辺環境と調和した土地利用の誘導
 都市計画道路野洲川日野川線（主要地方道大津能登川長浜線）沿道における適地への生活利便施設の誘導
 幹線道路における歩道拡幅等の道路整備
 既存道路の適切な維持管理や歩道整備等の推進
 住宅地内における歩行者等の安全性に配慮した道路整備・改修
 J R 野洲駅からのバス交通の充実
 地区計画に基づく計画的な市街地整備や建築協定等の活用を検討
 地域住民が気軽に利用できる地域ふれあい公園等の充実
 地域住民の身近な公園となる都市公園等の整備
 大規模工場地の外周部の緑化促進
 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備
 大岩山古墳群、永原御殿跡等を活用した本市の歴史を象徴する景観形成
 木造住宅密集地等における道路や公園の整備等による防災性の向上
 河川改修等による治水対策の促進

- | | |
|-----------|------------------|
| 住宅地 | 住居系拡大市街地圏域 |
| 中心商業地 | 産業系拡大市街地圏域 |
| 沿道商業地 | 都市計画道路 [改良済・概成済] |
| 工業地 | 都市計画道路 [未整備] |
| 農地・集落地 | 幹線道路 [構想中] |
| 森林 | 主要な道路 |
| 河川（水辺） | 旧街道 |
| 都市計画公園 | 旧街道沿道 |
| 都市計画緑地・墓地 | 市街化区域 |
| その他の公園 | 地域境界 |
| 主な神社の樹林地 | |

0 0.5 1 2 km

6. 篠原地域のまちづくり構想

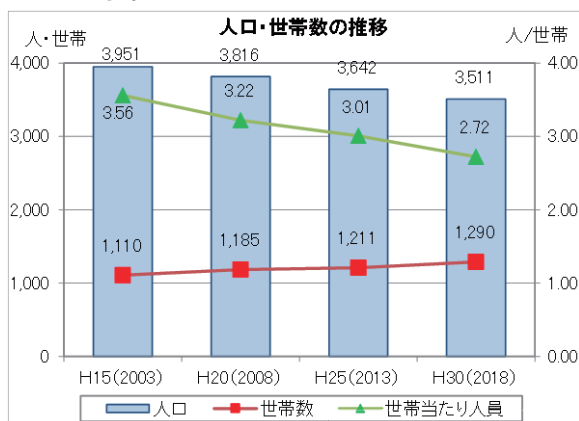
(1) 地域の概況

本地域は南北に細長く、北部の低地には集落地や農地が、三上山に連なる南部の山地には森林が広がっています。

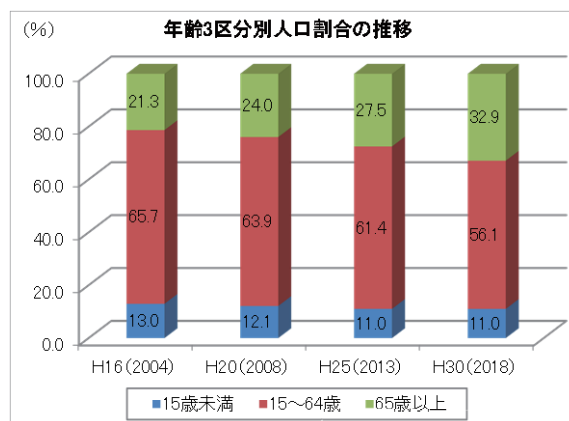
地域の東側には、ＪＲ篠原駅が隣接しており、近年、南北駅前広場と駅南口へのアクセス道路が整備され、利便性が向上しています。

■人口推移

地域内の人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。高齢化率は、年々増加しており、他の地域に比べて高い状況が続いています。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■都市施設

本地域の都市計画道路は、ほとんどの区間が既に整備されています。

都市計画公園が3箇所あり、そのうち1箇所については、既に供用されています。

また、本地域の東部にゴミ処理施設である野洲クリーンセンターが立地しています。

■生活利便施設

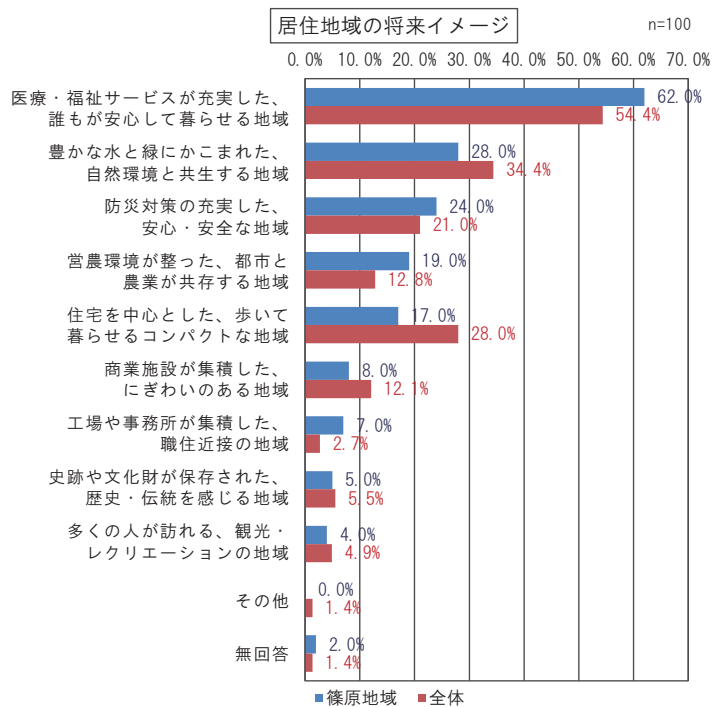
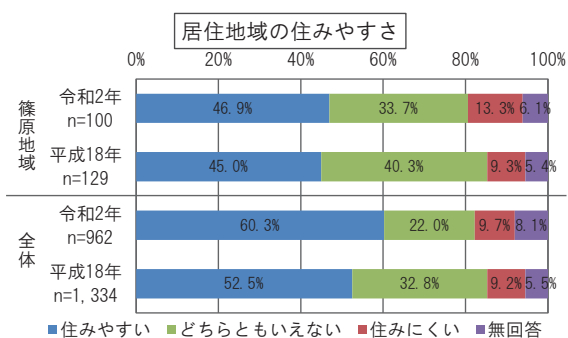
地域内には、福祉施設が点在しています。また、地域内に商業施設が少ない状況にあります。



■住民意識（アンケート調査結果より）

本地域が住みやすいと感じる人は約50%で、平成18年調査に比べても大きく変わりませんが、市全体と比べると低い割合となっています。

本地域の将来イメージとしては、医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して暮らせる地域を希望する意見が、非常に多くなっています。



(2) 地域の特性と課題

地域の強み

- ◆ 地域東側にJR篠原駅が立地し、交通利便性が比較的高い地域です。
- ◆ 本市産業の中核となる大規模工業地が立地しています。
- ◆ 地域南部の森林や日野川の水辺等、豊かな自然に囲まれています。

強みを活かすための課題

- ◆ JR篠原駅南口へのアクセス向上を図り、交通利便性を高める必要があります。
- ◆ 森林等の自然資源は、適切に保全するとともに、自然とふれあい、親しむ場として有効に活用することが望まれます。

地域の弱み

- ◆ 医療施設や商業施設が少なく、生活利便性が低い地域です。
- ◆ 国道8号では、朝夕に渋滞が発生しています。
- ◆ 日野川沿いでは、日野川がはん濫した場合、2m以上の浸水が想定されています。

弱みを克服するための課題

- ◆ 生活利便施設の空白域での生活利便性確保に向けて、JR野洲駅周辺等の生活利便施設が集積する地区への公共交通ネットワークの充実等に今後も引き続き努める必要があります。
- ◆ 特定路線に交通が集中しないよう、南北方向の道路ネットワークの充実が必要です。
- ◆ 浸水被害に備えた避難対策の充実が必要です。

(3) 地域の将来像とまちづくりの目標

■ 地域の将来像

都市と自然が共存し、安心して過ごせるまち

■ まちづくりの目標

目標1 JR篠原駅とのアクセスを強化し、利便性の高い地域づくりを進めます

- JR篠原駅と、大規模工業地や集落地をつなぐ、道路ネットワークの充実に努めます。
- JR篠原駅西側の住宅地において、緑豊かでゆとりある住環境の保全・創出に努めます。

目標2 緑豊かな住環境を維持するとともに、生活利便性の向上に努めます

- 集落地において、生活基盤の充実や生活利便施設の誘致等に努めます。
- 集落地一帯の田園景観の保全に努めるとともに、水害等の災害に強いまちづくりを推進します。

目標3 優れた自然環境の保全・育成に努めます

- 森林の適切な維持管理等により、動植物の生息地の保全や、集落地と一体となった里山景観の保全に努めます。

(4) まちづくりの方針

土地利用

- 篠原駅西側の低層住宅地では、地域住民の協力のもと、緑豊かでゆとりある住環境の保全に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。
- 工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。
- 地域南部の森林は、適切な維持管理と開発等の指導・誘導により保全に努めます。

交通施設

- 都市計画道路出庭大篠原線（国道8号）等幹線道路においては、バイパス北側延伸等の道路整備を要請します。
- 地域中部の大規模工業地や集落地からJR篠原駅南口へのアクセス向上を図ります。
- 既存の道路については、歩行者等の安全性向上のため、歩道の整備、安全施設の整備等を推進します。
- 野洲市内から名神高速道路竜王I.Cへのアクセス道路となる新規路線の可能性を検討します。
- バス路線については、コミュニティバスを含め、少子高齢化の進展に伴い、持続可能な生活交通の確保・維持に努めます。

市街地整備

- 地域中部の工業地周辺においては、状況に応じて面的整備等を検討し、工場・事業所等の立地を誘導します。
- 地区計画制度や建築協定等の活用による市街地整備を検討します。

自然環境保全・都市環境形成

- 市街地内では、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編に取り組みます。
- 大規模工場の外周部や住宅地等の緑化を促進します。
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備に努めます。

景観形成

- 森林や農地、河川等自然が多く残る地域では、自然環境の適切な維持管理に努め、田園景観、水辺景観の保全に努めます。

都市防災

- 日野川沿いの住宅地・集落地では、住民に対する浸水想定区域や避難所等の周知徹底を推進します。
- 大雨等による浸水被害に備え、河川改修等の治水対策を促進します。



▲写真 住宅地（篠原高木）



▲写真 野洲クリーンセンターからの眺望

【篠原地域のまちづくり方針図】

地域北部の農地を美しい田園景観を形成する景観要素として保全

既存工業地周辺における産業系拡大市街地としての面的整備等の検討

渋滞緩和に向けた国道8号バイパスの北側延伸等の整備

野洲市内から名神高速道路竜王 I.C へのアクセス道路として可能性を検討

鏡山等の森林の適切な維持管理や開発等の指導・誘導

- | | |
|---|---|
|  土地利用 |  自然環境保全・都市環境形成 |
|  交通施設 |  景観形成 |
|  市街地整備 |  都市防災 |



自然に配慮した河川改修による
治水対策の促進

日野川沿いの住宅地・集落地の住民に対す
る浸水想定区域や避難所等の周知徹底

一般県道安養寺入町線における拡幅や
歩道整備等の道路整備・改良

<地域全体>

- 既存工業地における周辺環境と調和した土地利用の誘導
- 都市計画道路野洲川日野川線（主要地方道大津能登川長浜線）沿道における適地への生活利便施設の誘導
- 既存道路の適切な維持管理や歩道整備等の推進
- 住宅地内における歩行者等の安全性に配慮した道路整備・改修
- 地区計画に基づく計画的な市街地整備や建築協定等の活用検討
- 地域住民が気軽に利用できる地域ふれあい公園等の充実
- 地域住民の身近な公園となる都市公園等の整備
- 大規模工場地の外周部の緑化促進
- 河川やため池の生態系や親水性に配慮した護岸整備
- 地域に点在するため池の機能保全、樹林や田園等と一帯となった
景観形成
- 地域南部の田園集落と一体となった里山景観の保全

- | | |
|-----------|-----------------|
| 住宅地 | 住居系拡大市街地圏域 |
| 中心商業地 | 産業系拡大市街地圏域 |
| 沿道商業地 | 都市計画道路〔改良済・概成済〕 |
| 工業地 | 都市計画道路〔未整備〕 |
| 農地・集落地 | 幹線道路〔構想中〕 |
| 森林 | 主要な道路 |
| 河川（水辺） | 旧街道 |
| 都市計画公園 | 旧街道沿道 |
| 都市計画緑地・墓地 | 市街化区域 |
| その他の公園 | 地域境界 |
| 主な神社の樹林地 | |

0 0.5 1 2 km

7. 中里地域のまちづくり構想

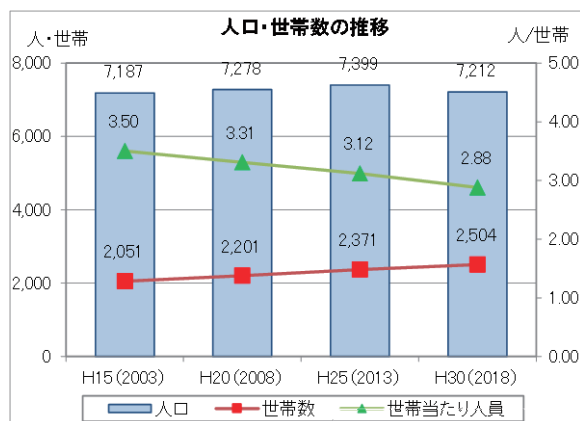
(1) 地域の概況

吉地・西河原地区には、北部合同庁舎が位置し、市北部の中心地として機能しています。

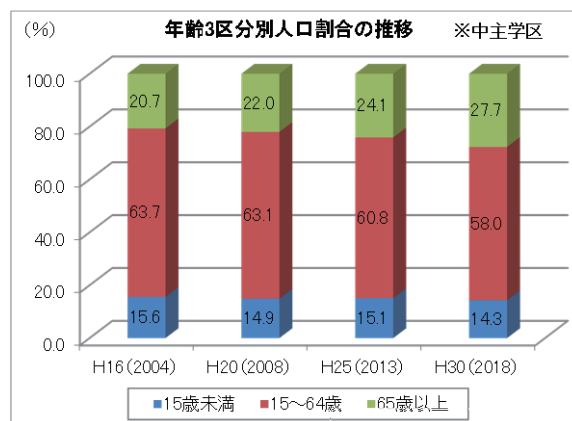
それ以外の範囲は、平坦な土地に集落地・農地が広がっており、良好な田園環境が保たれています。

■人口推移

地域内の人口は、微増傾向が続いていましたが、近年減少に転じています。高齢化率（中主学区）は、他の地域に比べるとやや高く、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■都市施設

都市計画道路が市街化区域内に多くあり、市内と隣接市町をつなぐ都市計画道路大津湖南幹線は、現在整備が進められています。

都市計画公園は3箇所あり、そのうち2箇所については、既に供用されています。

■生活利便施設

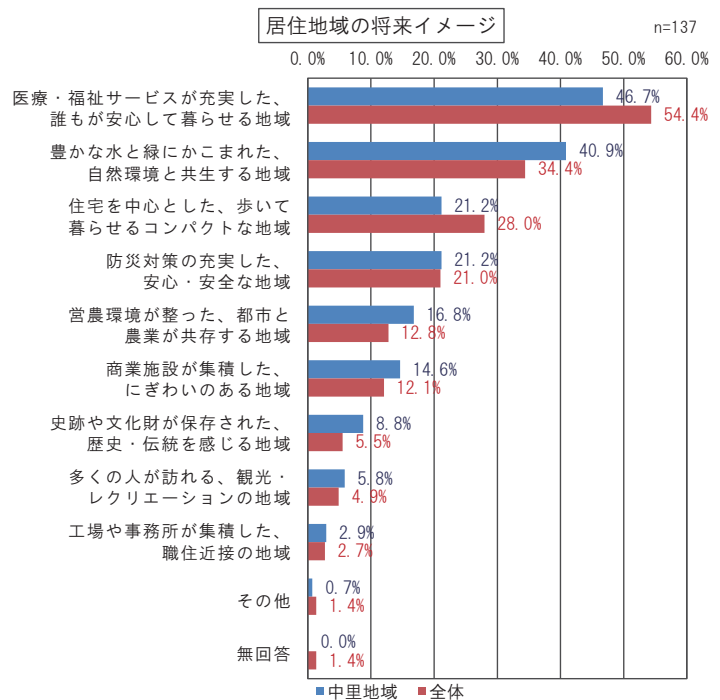
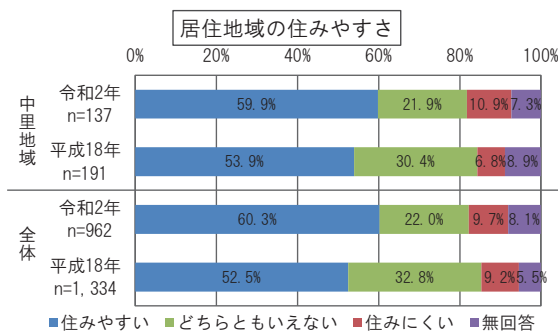
福祉施設、医療施設等は、地域西側にかたよって分布しています。



■住民意識（アンケート調査結果より）

本地域が住みやすいと感じる人は約60%で、平成18年調査に比べやや増加しており、市全体の割合とほぼ同じとなっています。

本地域の将来イメージとしては、豊かな水と緑にかこまれた、自然環境と共生する地域を希望する意見が、非常に多くなっています。



(2) 地域の特性と課題

地域の強み

- ◆北部合同庁舎を中心に、福祉、医療、商業等の施設が集積し、生活利便性が高い地域です。
- ◆農地や水辺地等良好な自然環境が多く残っています。

強みを活かすための課題

- ◆各施設の利用者増に向けて、各施設へ移動しやすい環境整備が必要です。
- ◆市街地周辺の自然環境は、適切に保全するとともに、自然とふれあえる場として有効に活用する必要があります。

地域の弱み

- ◆生活利便施設の分布にかたよりが見られ、地域東部の集落地での利便性が低くなっています。
- ◆JR野洲駅等市中心部への交通アクセスが十分でなく、交通利便性が低い地域です。
- ◆守山市方面に向けて、朝夕に渋滞が発生しています。

弱みを克服するための課題

- ◆生活利便施設の空白域での生活利便性確保に向けて、北部合同庁舎周辺やJR野洲駅周辺等、生活利便施設が集積する地区への公共交通ネットワークの充実等に今後も引き続き努める必要があります。
- ◆都市計画道路大津湖南幹線の早期整備が必要です。

(3) 地域の将来像とまちづくりの目標

■ 地域の将来像

豊かな水と緑にかこまれた、
自然と共存する住み心地のよいまち

■ まちづくりの目標

目標1 市北部の拠点となる地域づくりを進めます

- 北部合同庁舎を中心に、生活利便機能の充実を図ります。
- 住宅地では、緑豊かでゆとりある住環境の保全・創出に努めます。
- JR野洲駅や集落地を結ぶバス交通の充実等に努めます。

目標2 大津湖南幹線沿道での、にぎわいある地域づくりを進めます

- 都市計画道路大津湖南幹線の整備に合わせ、沿道型商業施設の誘致や住宅地整備を進めます。
- 南北方向の道路整備を促進し、交通ネットワークの充実を図ります。

目標3 潤いある水辺と農地を生かした地域づくりを進めます

- 家棟川、童子川等の水辺では、市民が身近に水辺とふれあえる空間整備を推進します。
- 集落地と農地が一体となった田園環境の維持に努めます。

(4) まちづくりの方針

土地利用

- 吉地・西河原地区の市街地については、市域北部の中心地として、地域生活の利便性の向上に資する医療、福祉、行政機能等の充実・強化を図ります。
- 住宅地では、良好な住環境の保全・創出に努めるとともに、適地においては生活利便施設等の立地を許容し、利便性の向上を図ります。
- 工業地については、周辺環境との調和が図られるよう、今後も適切な指導・誘導に努めます。
- 整備が進められている都市計画道路大津湖南幹線沿道では、沿道型商業施設の誘導を図ります。
- 幹線道路と既成市街地に囲まれたエリアにおいては、市街地整備を推進し、産業・住居系の土地利用の誘導を図ります。
- 地域一帯に広がる農地は、優良農地として保全するとともに、都市近郊型農業を展開していきます。

交通施設

- 隣接市町のアクセス強化につながる都市計画道路大津湖南幹線や、他地域と南北をつなぐ都市計画道路の整備を促進します。
- その他既存の道路については、歩行者等の安全性向上のため、歩道の整備、安全施設の整備等を推進します。
- バス路線については、コミュニティバスを含め、少子高齢化の進展に伴い、持続可能な生活交通の確保・維持に努めます。

市街地整備

- 地区計画制度や建築協定等の活用による市街地整備を検討します。
- 既成市街地隣接部においては、土地利用状況を踏まえつつ、土地区画整理事業等の適切な整備手法による市街地の形成を図ります。

自然環境保全・都市環境形成

- 市街地内では、地域住民に身近な公園やコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編に取り組みます。
- 生態系や親水性に配慮した水辺空間の保全・充実、河川改修に努めます。

景観形成

- 農地、河川等自然が多く残る地域では、自然環境の適切な維持に努め、田園景観、水辺景観の保全に努めます。

都市防災

- 建物が密集した市街地・集落地では、道路や公園等の整備を推進し、防災性向上に努めます。
- 住民に対する浸水想定区域や避難所等の周知徹底を推進します。

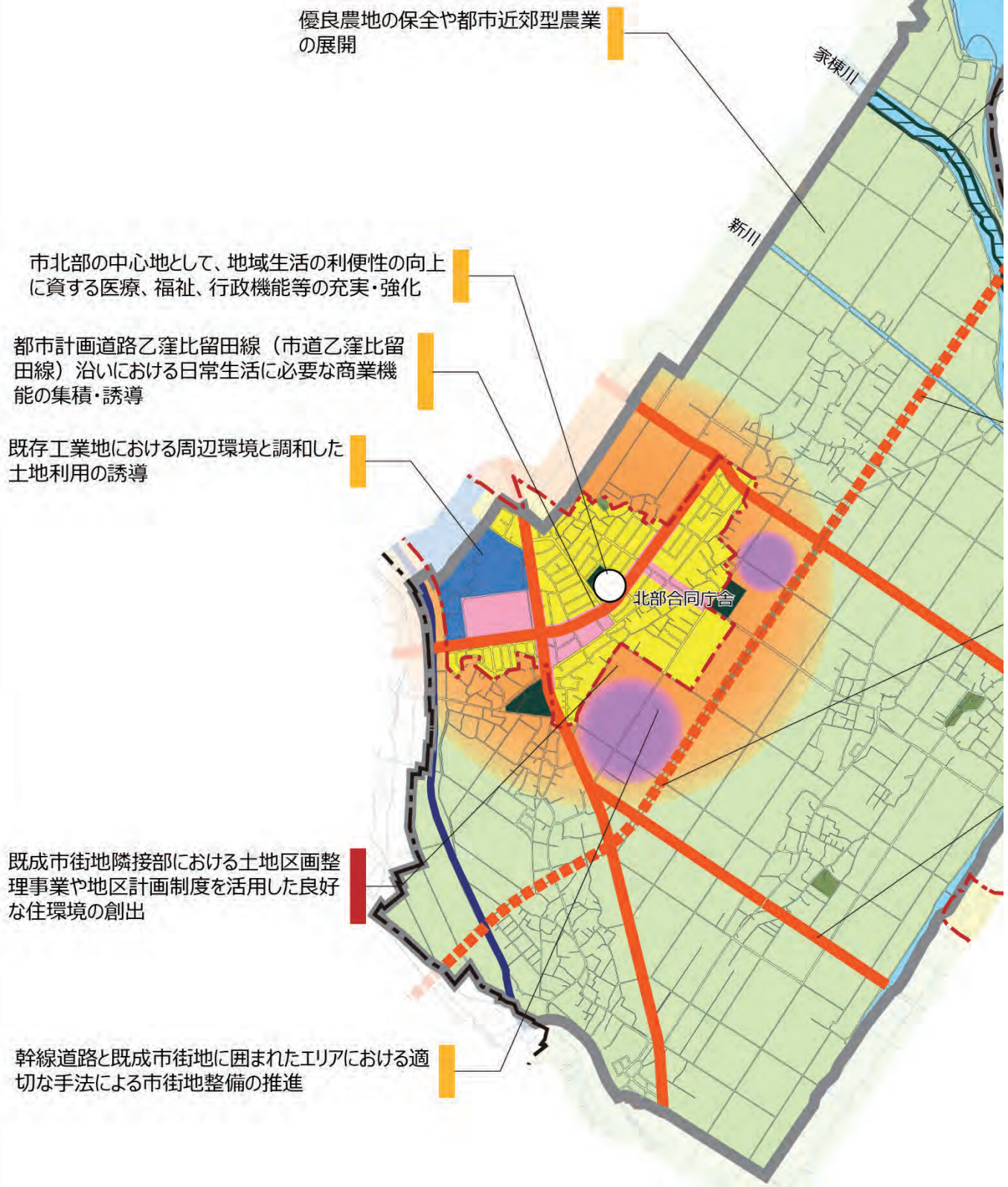


▲写真 北部合同庁舎周辺



▲写真 家棟川

【中里地域のまちづくり方針図】





家棟川、日野川等の河川における水辺景観の
保全や自然に配慮した護岸改修

<地域全体>

- 日常生活に必要な商業・業務施設等の立地による利便性の向上
- 都市計画道路大津湖南幹線沿道における沿道型商業施設の誘導
- 既存道路の適切な維持管理や歩道整備等の推進
- 住宅地内における歩行者等の安全性に配慮した道路整備・改修
- J R野洲駅からのバス交通の充実
- 地区計画に基づく計画的な市街地整備や建築協定等の活用を検討
- 地域住民の身近な公園となる都市公園等の整備
- 河川における生態系や親水性に配慮した水辺空間の保全・充実
- 動植物の生息・生育環境に配慮した河川改修
- 密集した市街地・集落地における道路や公園等の整備による防災性の向上

都市計画道路大津湖南幹線の整備促進

南北間の道路交通アクセス強化に向けた都市計画道路小比江
童子川線（市道辻町小比江線）の整備推進

- | | |
|-----------|-----------------|
| 住宅地 | 住居系拡大市街地圏域 |
| 中心商業地 | 産業系拡大市街地圏域 |
| 沿道商業地 | 都市計画道路〔改良済・概成済〕 |
| 工業地 | 都市計画道路〔未整備〕 |
| 農地・集落地 | 幹線道路〔構想中〕 |
| 森林 | 主要な道路 |
| 河川（水辺） | 市街化区域 |
| 都市計画公園 | 地域境界 |
| 都市計画緑地・墓地 | |
| 主な神社の樹林地 | |

- | | |
|-------|---------------|
| 土地利用 | 自然環境保全・都市環境形成 |
| 交通施設 | 景観形成 |
| 市街地整備 | 都市防災 |

0 0.5 1 2 km

8. 兵主地域のまちづくり構想

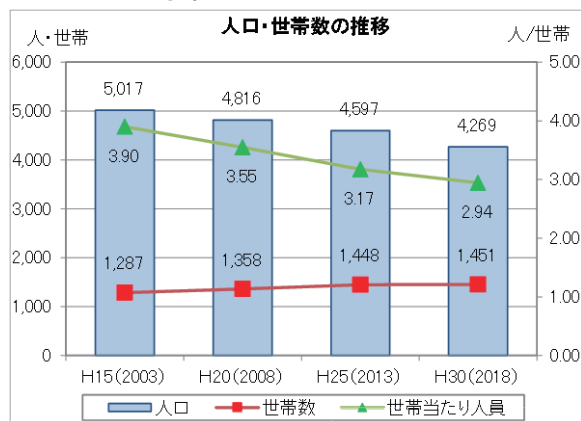
(1) 地域の概況

兵主地域は、ほぼ全域が集落地・農地で占められ、良好な田園環境が保たれています。

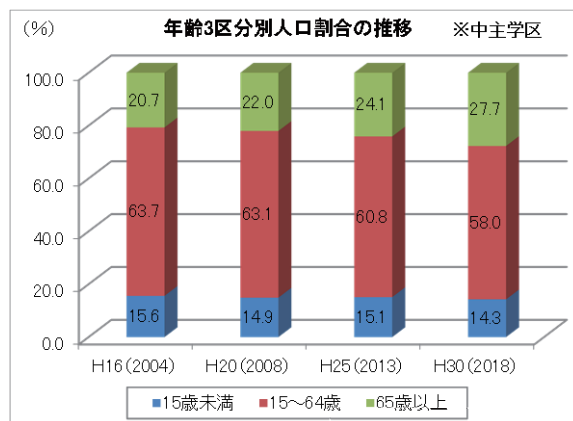
地域北端の琵琶湖湖岸は、ピワコマイアミランド等のレクリエーション施設が立地するほか、琵琶湖湖岸緑地として保全・整備が進められています。

■人口推移

地域内の人口は、減少傾向が続いており、今後も人口減少が続くと予測されています。高齢化率（中主学区）は、他の地域に比べるとやや高く、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳



出典：住民基本台帳

■都市施設

都市計画道路は、地域南部にわずかにあるのみです。

都市計画公園はありませんが、琵琶湖湖岸や家棟川沿いが都市緑地として計画決定されています。

■生活利便施設

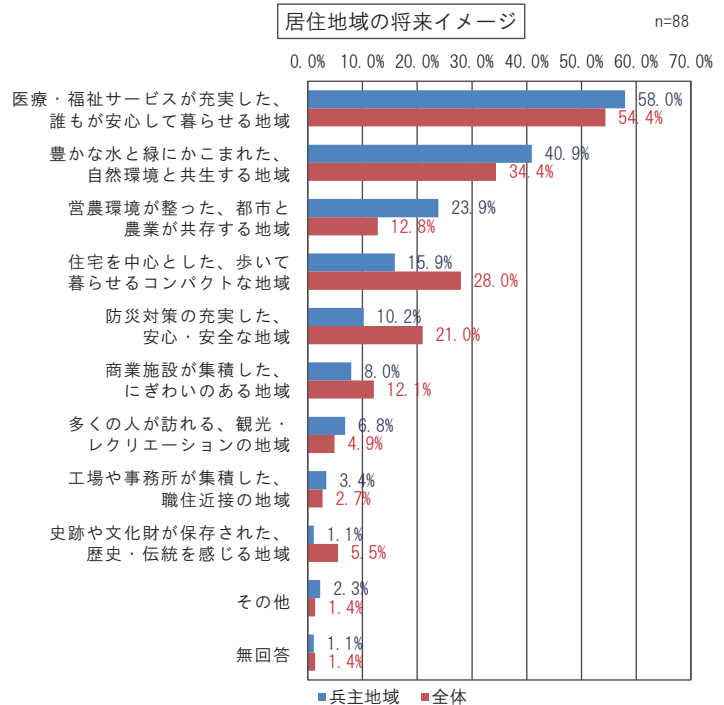
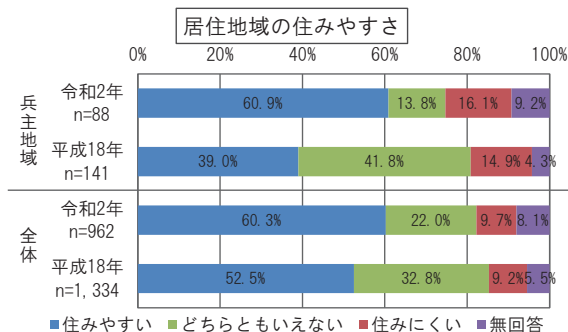
地域内には、福祉施設、医療施設等は少ないですが、中里地域内の各施設が比較的近くに位置しています。



■住民意識（アンケート調査結果より）

本地域が住みやすいと感じる人は 60% を超えており、平成 18 年調査と比べ約 20% 増え、市全体とほぼ同じ割合となっています。

本地域の将来イメージとしては、医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して暮らせる地域を希望する意見が多いほか、自然環境と共生する地域、都市と農業が共存する地域の割合が、他の地域と比べ高くなっています。



(2) 地域の特性と課題

地域の強み

- ◆琵琶湖湖岸を中心に、レクリエーション施設が分布しています。
- ◆琵琶湖湖岸や家棟川等、自然豊かな水辺環境が多く残っています。

強みを活かすための課題

- ◆琵琶湖と市中心部等との交通アクセスの向上やレクリエーション機能の充実を図る必要があります。
- ◆豊かな水辺環境は、適切に保全するとともに、自然とふれあえる場として有効に活用することが必要です。

地域の弱み

- ◆医療施設や商業施設が身近になく、生活利便性が低い地域です。
- ◆地域内に点在する集落地では、建物等が密集した地域が多く見られます。
- ◆地域の広い範囲で、野洲川や日野川がはん濫した場合 1m 以上の浸水が想定されています。

弱みを克服するための課題

- ◆市中心部等への移動環境を向上するため、公共交通や道路網の充実が望まれます。
- ◆集落地内の生活基盤の整備・充実が必要です。
- ◆浸水被害に備えた治水対策や避難対策の充実が必要です。

(3) 地域の将来像とまちづくりの目標

■ 地域の将来像

琵琶湖の水辺を背景に、
自然とともに暮らすまち

■ まちづくりの目標

目標 1 自然と田園に囲まれた住みよい地域づくりを進めます

- 集落地では、安心・安全に配慮した住環境の充実に努めます。
- 集落地と農地が一体となった、田園環境の維持に努めます。

目標 2 琵琶湖湖岸の自然特性を活かした地域づくりを進めます

- 琵琶湖湖岸周辺では、貴重な自然資源に配慮しながら、観光レクリエーション施設の充実に努めます。
- 琵琶湖湖岸と市中心部等との交通アクセスの向上に努めます。

目標 3 水辺の自然資源を活用した地域づくりを進めます

- 家棟川等水辺の自然資源の保全に配慮しながら、親水空間の整備や水辺景観の維持に努めます。

(4) まちづくりの方針

土地利用

- 六条地区の既存の工業地北部では、新たな産業系用地としての土地利用の誘導を図ります。
- 集落地では、周辺の農地との調和を図りつつ、状況に応じて生活基盤等の整備を図り、住環境の充実に努めます。
- 琵琶湖湖岸周辺では、貴重な自然資源の保護・保全に配慮しつつ、観光レクリエーション施設、商業施設等の誘導を図ります。
- 地域一帯に広がる農地は、優良農地として保全するとともに、都市近郊型農業を展開していきます。

交通施設

- 琵琶湖湖岸に立地する観光レクリエーション施設等へのアクセス向上を図るため、一般県道菟蓆線のバイパス整備を促進します。
- その他既存の道路については、歩行者等の安全性向上のため、歩道の整備、安全施設の整備等を推進します。
- バス路線については、コミュニティバスを含め、少子高齢化の進展に伴い、持続可能な生活交通の確保・維持に努めます。

市街地整備

- 既成市街地隣接部においては、土地利用状況を踏まえつつ、土地区画整理事業等の適切な整備手法による市街地の形成を図ります。

自然環境保全・都市環境形成

- 集落地やその周辺では、地域住民のコミュニティ活動の拠点となる公園等の整備と充実、公園の適切な配置と再編に取り組みます。
- 琵琶湖湖畔では、貴重な自然環境の保全に努めるとともに、自然資源を活かした観光レクリエーション機能の充実を図ります。
- 家棟川河口部におけるビオトープの保全など、動植物の生息・生育環境の確保に配慮するとともに、自然にふれ、親しむことのできる水辺空間の整備・保全にも努めます。
- 兵主神社の社寺林の保全と適切な維持管理に努めます。

景観形成

- 琵琶湖湖畔では、周辺部を含めて建築・開発行為等に対する適切な指導・誘導に努め、琵琶湖岸一帯の景観資源の保全に努めます。
- 農地、河川等自然が多く残る地域では、自然環境の適切な維持に努め、田園景観、水辺景観の保全に努めます。

都市防災

- 建物が密集した市街地・集落地では、道路や公園等の整備を推進し、防災性向上に努めます。
- 大雨等による浸水被害に備え、河川改修等の治水対策を促進します。

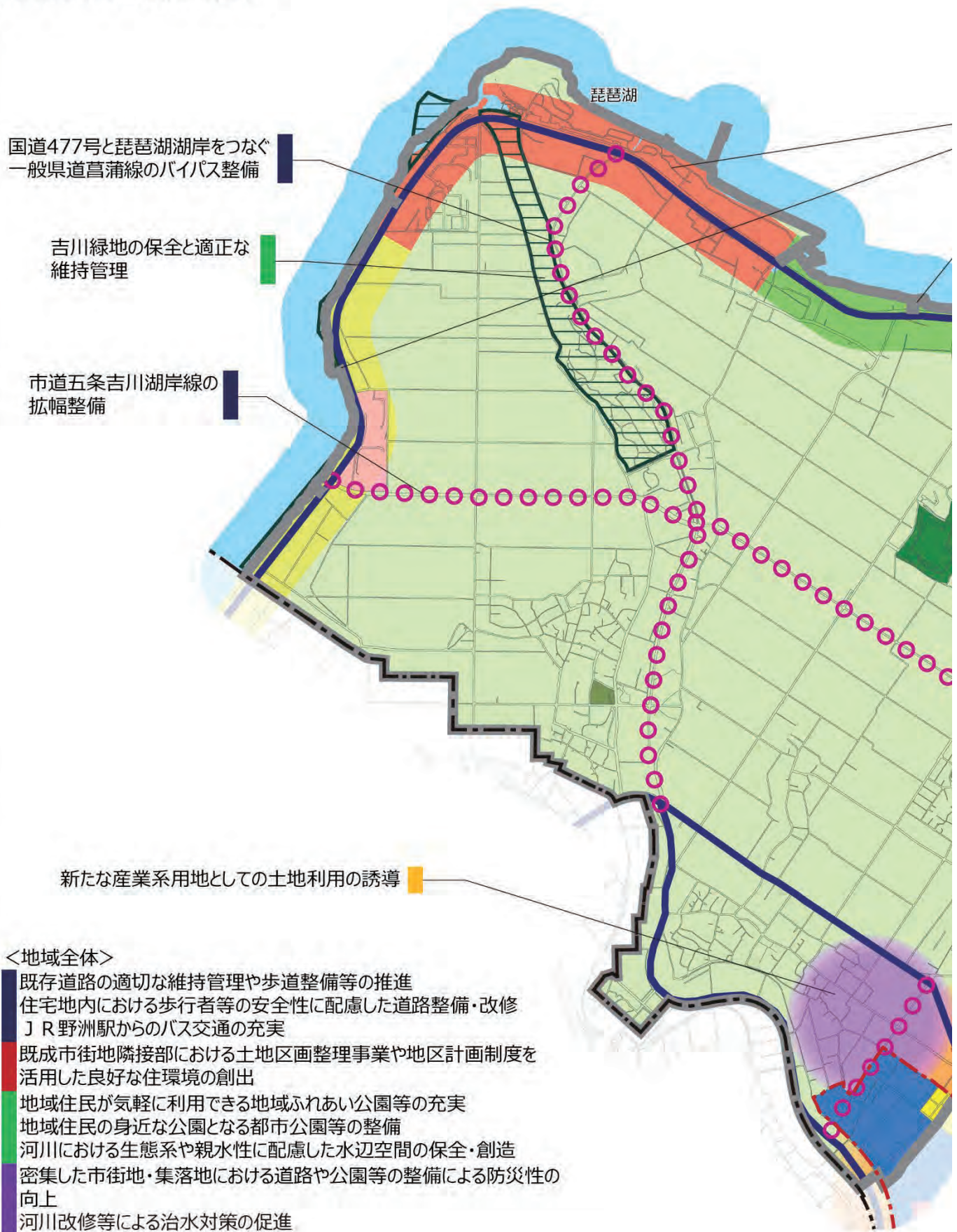


▲写真 集落地（五条）



▲写真 琵琶湖岸

【兵主地域のまちづくり方針図】





琵琶湖湖岸における自然資源の保護・保全に配慮した観光レクリエーション施設や商業施設の誘導

琵琶湖一帯における貴重な自然資源の保全や自然環境を生かした観光レクリエーション・宿泊機能の充実
琵琶湖湖岸緑地の整備

琵琶湖湖岸一帯における建築・開発行為等に対する適切な指導・誘導

家棟川河口部におけるビオトープの保全

家棟川、新川等の河川における水辺景観の保全や自然に配慮した護岸改修

優良農地の保全や都市近郊型農業の展開

国道477号の適切な維持管理

兵主神社の社寺林の保全と適切な維持管理

- | | |
|-----------|-----------------|
| 住宅地 | 住居系拡大市街地圏域 |
| 中心商業地 | 産業系拡大市街地圏域 |
| 沿道商業地 | 都市計画道路〔改良済・概成済〕 |
| 工業地 | 都市計画道路〔未整備〕 |
| 農地・集落地 | 幹線道路〔構想中〕 |
| 森林 | 主要な道路 |
| 河川（水辺） | 市街化区域 |
| 都市計画緑地・墓地 | 地域境界 |
| その他の公園 | |
| 主な神社の樹林地 | |

みどりとみずべの将来ビジョン

活用 利用 保全

土地利用	自然環境保全・都市環境形成
交通施設	景観形成
市街地整備	都市防災

0 0.5 1 2 km

第 5 章

実現化に向けて

1. 協働による都市づくりの推進

近年多発している大規模災害や少子高齢化の進展から、都市づくりにおいては、市民や事業者などの果たす役割がますます重要になってきています。

都市計画マスタープランの実現にあたっては、行政だけではなく、市民や事業者がそれぞれの立場において都市づくりの担い手であるという自覚を持ちながら都市づくりに取り組んでいくことが必要になります。

そのため、市民、事業者、行政が都市の将来像や目標を共有し、対等な立場で連携しながら協働の都市づくりを進めます。

(1) 都市づくり・地域づくりの役割

都市計画マスタープランに基づく都市づくりを円滑に進めていくためには、市民、事業者と行政が、それぞれの役割を明確にし、都市づくり・地域づくりに関わっていくことが求められます。

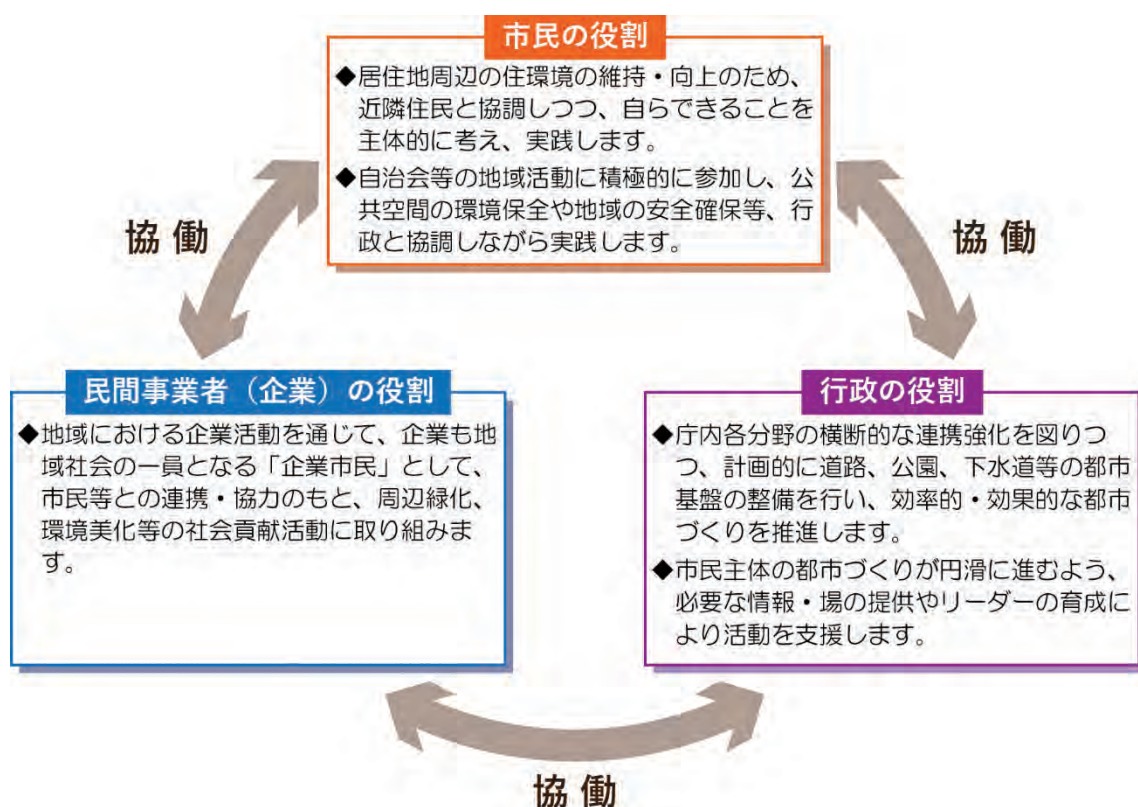


図 都市づくりの役割イメージ

(2) 都市計画の推進体制

■ 庁内体制の強化・充実

都市計画は、土地利用や道路等の都市施設の整備、緑地等環境・景観の保全・創出、バリアフリー等多岐にわたるため、建設部門をはじめ、企画、農政、商工観光、環境、防災、福祉、市民活動等、庁内の様々な分野が連携して取り組む必要があります。

このため、都市計画マスタープランに位置づけた方針に基づき、円滑な事業の展開に向け、関連する分野との連携強化を図り、分野横断的な取り組みを進めます。

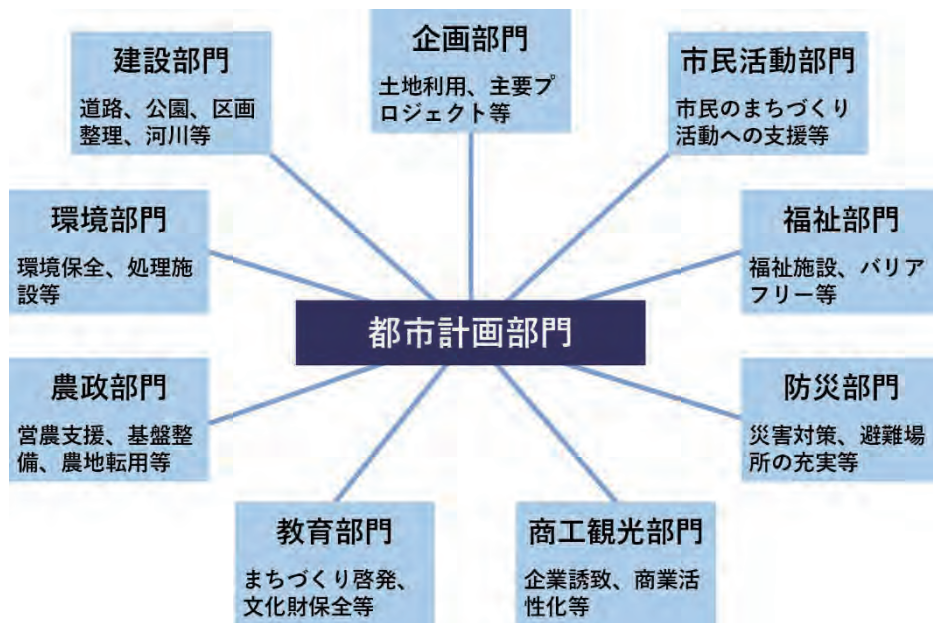


図 都市計画に関する庁内連携強化

■ 関係機関との連携強化

野洲市の都市計画は、野洲市が主体となりつつ、各種事業が円滑に実施されるよう、国・滋賀県等の関係機関との連携はもとより、大津湖南都市計画区域を構成する都市やＪＲ篠原駅周辺で隣接する近江八幡市、竜王町との協力、調整、さらに野洲市の都市計画に大きく関わるＪＲ西日本等の公共交通機関等の公益企業との連携を図ります。

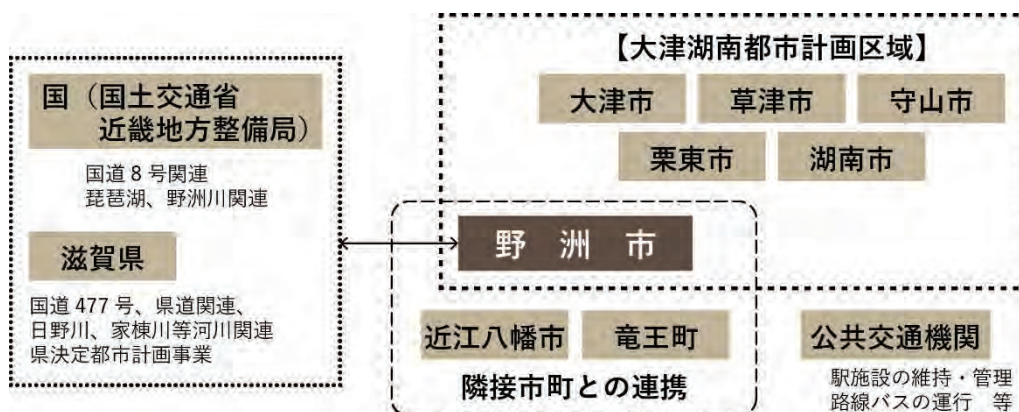


図 関係機関との連携イメージ

(3) 都市計画事業の進め方

■優先度の明確化

都市計画マスタープランに位置づけた道路や公園、下水道等の都市施設等の整備、維持・管理等には多くの事業費が必要となります。

限りある財源を合理的・効果的、計画的に投資するため、費用対効果の分析、事業の必要性や効果、地域の状況、事業の熟度、社会経済情勢に即応した上位・関連計画との整合、地域住民との合意状況等を総合的に勘案した事業評価等を行います。その結果に基づき、事業優先度の明確化を行い、堅実な事業の推進に努めます。

表 主な事業

実施中の事業	実施検討する事業
現在事業（計画）が着手されており、今後、計画的に整備を進める事業 ◆国道8号野洲栗東バイパス整備事業（都市計画道路 野洲栗東線） ◆都市計画道路大津湖南幹線整備事業 ◆都市計画道路小篠原三宅線整備事業（一般県道木部野洲線） ◆県道安養寺入町線整備事業 ◆都市計画道路六条野洲線整備事業（主要地方道野洲中主線） ◆J R野洲駅周辺のバリアフリー化事業 ◆J R野洲駅前排水対策事業 ◆吉川緑地整備事業 ◆永原御殿跡史跡整備事業	都市づくりを進めるうえで、重要性や緊急性等から判断して着手を目指す事業、及び都市の動向や、市民の事業の理解度・成熟度等から判断し、長期的に検討する主な事業 ◆J R新駅整備事業 ◆都市計画道路野洲駅北口線（未供用部）整備事業 ◆都市計画道路市三宅妙光寺線延伸事業 ◆（仮称）野洲竜王線整備事業 ◆都市計画道路南桜永原線（未供用部）整備事業 ◆市道五条吉川湖岸線整備事業 ◆市道市三宅竹生線延伸事業 ◆国道8号バイパス北側延伸事業 ◆新規都市公園整備事業 ◆中ノ池川改修事業

■整備手法の検討

都市づくりの整備にあたっては、土地区画整理事業や地区計画制度をはじめとする多様な事業・制度を積極的に導入するとともに、都市計画事業に関わらず、環境、景観、防災、バリアフリー等様々な分野の事業手法の活用と組み合わせにより、効果的な事業の推進を図ることが必要です。このため、国・滋賀県が進める事業等を積極的に活用していきます。

■民間活力の導入検討

都市計画マスタープランに位置づけた各種整備方針やこれに基づく事業・施策の推進にあたり、事業費の削減や、効率的かつ効果的な質の高い公共サービスの提供等をめざしていく必要があるため、公園や駐車場等の公共施設の整備、維持管理、運営等については、P F I や指定管理者制度等を活用した、民間活力の導入による新しい整備手法の可能性を検討していきます。

2. 都市づくり・地域づくりへの市民参加

(1) 都市づくりと市民活動

近年、大雨等による大規模災害が多発し、地域住民がお互いに助け合う「共助」の考え方が重視されるようになってきました。また、都市計画を基本とする都市づくりにおいても、公共施設や公的空間の管理・運営や地域のルールづくり等に地域の住民が主体的に関わることが望まれています。

一方、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化等を背景に、地域活動の担い手の減少や高齢化等の課題が顕著となっており、若年層への地域活動の参加促進や活動の担い手の育成等の対策が急務となっています。

そのため、都市づくりへの市民参加をより活発なものとするため、都市づくりに関する情報発信の充実や気軽に相談できる環境づくりを行うほか、多様な市民の意見を数多く把握するための広聴活動に努めるとともに、出前講座やアドバイザーの派遣等により、都市づくりの人材育成についても積極的に取り組みます。

(2) 市民参加型事業の展開

社会経済情勢の変化に伴い、都市づくりに対する市民の関心が高まってきており、地域特性に応じた都市づくりへの需要も多様化しています。

このため、地域独自の課題に直接対応すべき事項等については、行政主導から、市民参加型の事業に移行していくことが望まれています。

今後、市民参加の都市づくりを進めるにあたり、基盤整備等の過程において、初期段階から維持管理まで、市民等と行政が協働した事業の実施を展開していく必要があります。

市民の役割と行政の役割は次のように整理できます。

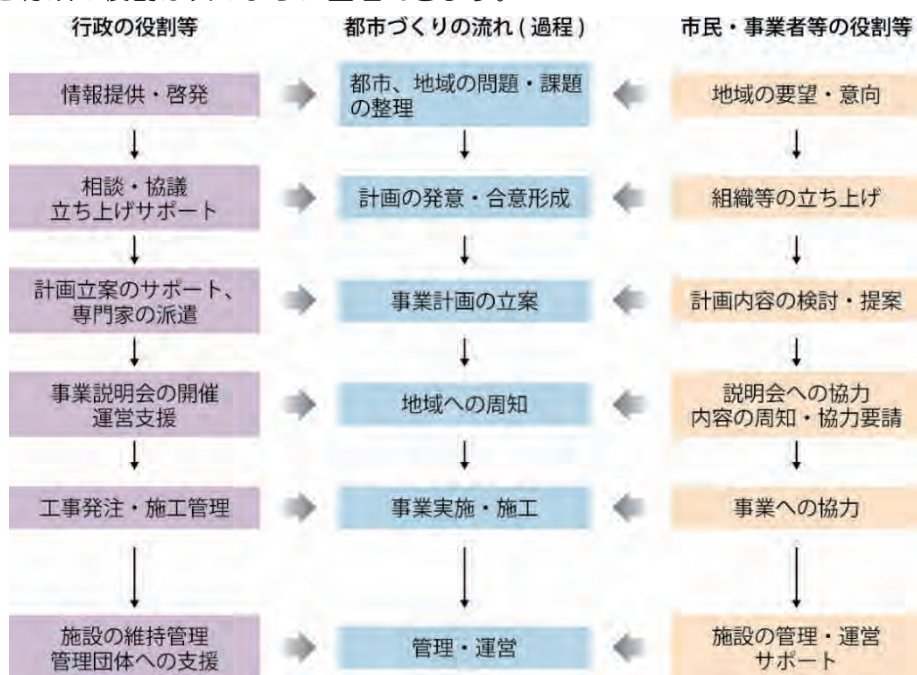


図 市民参加の都市づくりの流れ(参考例)

(3) 都市づくり参画手法

市民参加は、都市づくりの様々な段階で実施することが重要です。市民参加への取組は、地域への愛着、市民意識の育成、まちづくりの合意形成の円滑化、行政手続きの透明化といった効果が期待されます。

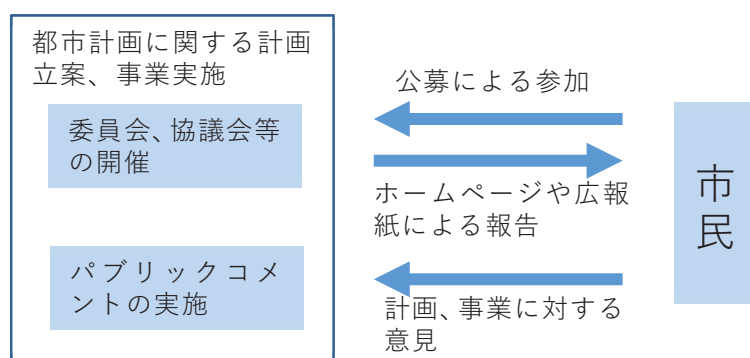
特に都市計画マスタープランの地域別構想においては、ワークショップの手法を活用したタウンミーティングの開催により、地区住民との意見交換を行いつつ作成していることから、地域独自の課題については具体の事業化に向けて積極的な市民の参加・参画を図ります。

都市づくりへの参加手法としては、これまでの成果を踏まえつつ、次の方策を進めていきます。

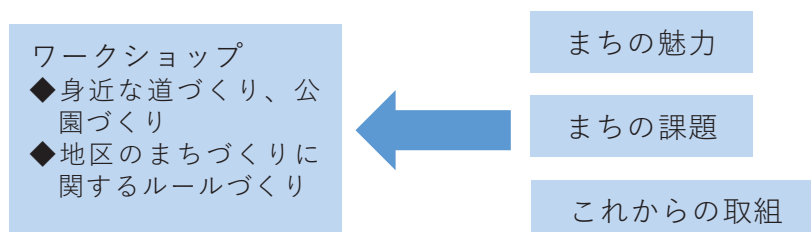
■広報・公聴（情報の提供と聴取）



■会議等の開催（話し合いの場、意見聴取の場）



■ワークショップ等の開催（課題発見・計画立案）



(4) 都市づくりへの市民参加の制度

都市計画法の都市計画提案制度の創設により、地域住民や事業者等においても地区計画の案を提案することが可能になりました。

また、野洲市では、『野洲市建築協定に関する条例』を制定し、地域住民が主体となった制度設計を行うなど、地域主体の都市づくりに関する制度の充実に努めています。

■地区計画制度等

地区計画制度は、一定の範囲の地区を設定し、都市づくりの方針を定め、建物形態の制限や、道路、公園等の地区施設の配置など、住民の意向を配慮して地区レベルの詳細な計画を策定するものです。

野洲市においては、ホープタウン錦の里地区や細流の郷地区等において地区計画が策定され、地区住民の協力による良好なまち並みの創出が行われています。

■協定の締結等

地区計画制度に類するものとして、建築基準法に基づく建築協定があります。建築協定は、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度であり、それをお互いが守っていくことによって、将来にわたって地域の住環境を保全し、魅力ある個性的なまちづくりを進めることを目的とします。建築協定により協定できる内容は、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備に関する基準についてです。

表 建築協定と地区計画制度

	建築協定	地区計画
根拠法	建築基準法	都市計画法
決定主体	区域内住民（協定者全員の合意）	野洲市（区域内の土地所有者の合意形成を図る）
対象地域	野洲市全域（工業系用途地域を除く）	野洲市全域（都市計画区域）
協定・計画内容	建築物の用途、敷地面積、建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、形態・意匠、構造、設備、垣・柵など	地区施設、建築物の用途、敷地面積、建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、形態・意匠、垣・柵など
決定手続	区域内住民（全員の合意） →公聴会 →野洲市意見 →特定行政庁の認可・公告	野洲市 →原案縦覧や意見聴取 →利害関係者意見 →案の縦覧→住民等意見 →滋賀県知事協議（必要事項のみ） →野洲市決定告示
効力の範囲	協定者全員（協定の認可公告後に土地所有者等になった者にも効力が及ぶ）	区域内の土地所有者
運営主体	地元の建築協定運営委員会	野洲市
違反に対する措置	運営委員会が行う	野洲市が行う
適用期限	協定で定める期間	期限なし

■都市計画提案制度

平成14年の都市計画法改正により、都市計画提案制度が創設されました。この都市計画提案制度は、市民や団体等が行う自主的な都市づくり・地域づくりの取組を都市計画行政に積極的に反映させることを目的とし、市民等が都市づくりに積極的に参加し、都市計画の変更等の提案を行政に対して申し出ることができる制度です。

提案の要件

- ◆一定の面積以上の一体的な区域であること
- ◆都市計画に関する法令上の基準に適合すること
- ◆提案する区域における土地所有者等の3分の2以上の同意を得ていること

提案者の要件

- ◆土地所有者等
- ◆まちづくりNPO
- ◆民法第34条公益法人
- ◆条例規定団体
- ◆都市再生機構
- ◆一定の実績を有する開発事業者

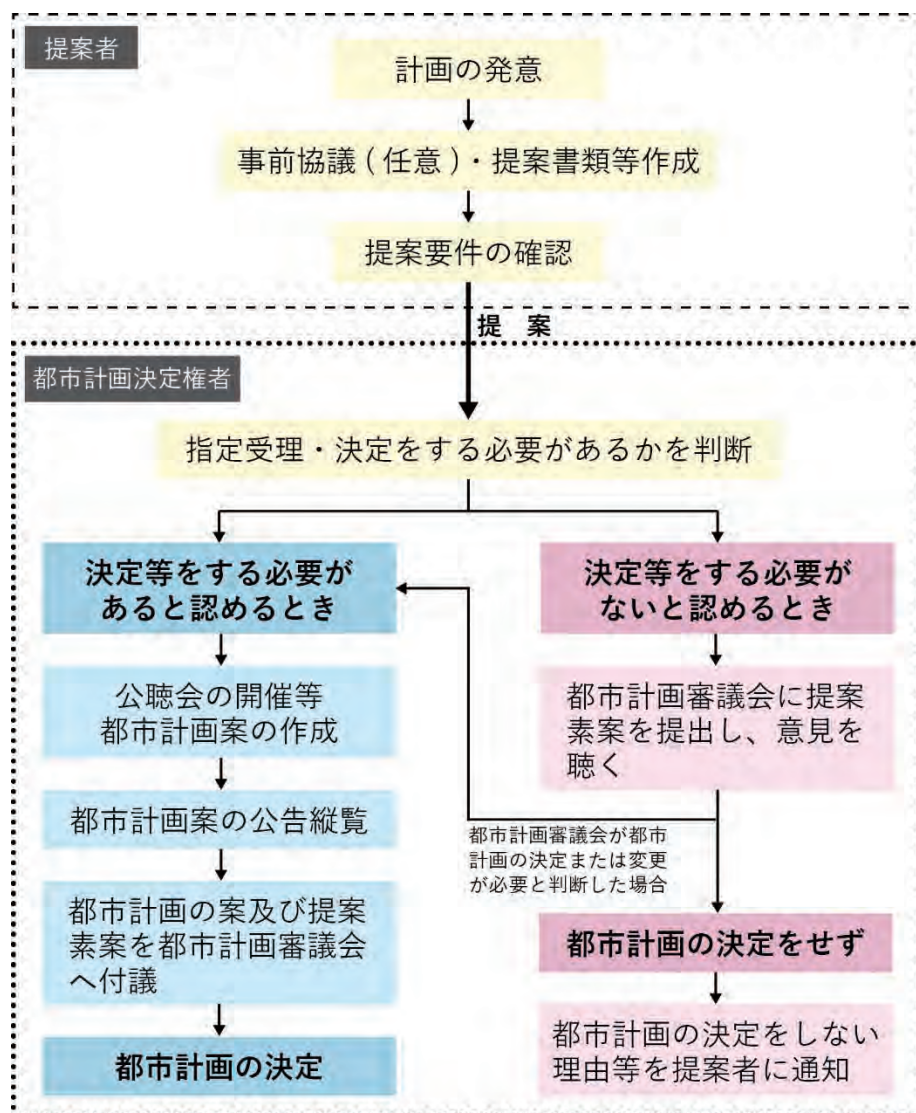


図 都市計画提案制度の流れ

3. 実現に向けた今後の展開

(1) 進行管理の考え方

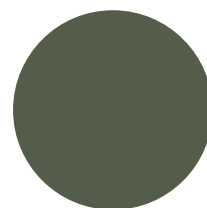
都市づくりに関する施策や事業は、早期に事業等を実施し、その効果発現を短期間で図らなければならないものもあれば、長い時間をかけて、その着実な進捗を期待するべきものなどがあります。このような施策・事業の目的や性格を踏まえつつ、限られた財源の中で、効率的・効果的に街づくりを進めていくためには、その内容や進捗状況を確認し必要に応じて見直しを図っていく必要があります。

このため、概ね5年後を目途に、市総合計画に基づく事業の達成状況、関連計画に基づき実施される施策の実施状況等を確認し、本計画に基づく事業の進行状況について把握・評価を行います。

また、市政アンケート結果等を活用し、市民のまちづくりに対する意識や意向の変化についても把握し、必要に応じて適切な対応策を検討します。

(2) 社会情勢に対応した柔軟な計画の見直し

都市計画マスタープランは長期にわたる方針であり、その成果を得るまでに一定の期間を要します。本市を取り巻く社会経済情勢や人口・産業の動向の変化、市民意向の変化、法制度の改正、上位関連計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて適宜、見直しを図ります。



參考資料

1. 改訂の経緯

年	月	内 容	
令和元年	11月	野洲市都市計画審議会 (令和元年度第1回) 令和元年11月14日	●市長から野洲市都市計画マスタープラン改訂を諮問 ●改訂作業について、見直しの要点・公表までのスケジュール等説明
令和2年	3月	野洲市都市計画審議会 (令和元年度第2回) 令和2年3月25日	●野洲市都市計画マスタープランの全体構想、将来都市像、都市整備方針等(案)を審議
	6月	市民アンケート調査 令和2年6月1日 ～19日	<市民アンケート調査の実施> ●野洲市在住・在勤の18歳以上の方を対象に、野洲市のまちづくりに関するアンケート調査を実施
	8月	野洲市都市計画審議会 (令和2年度第1回) 令和2年8月4日	●野洲市都市計画マスタープランの地域別構想(案)を審議
	8 ～ 9月	タウンミーティング 令和2年8月22日 ～9月6日	<タウンミーティングの開催> ●地域別の都市づくりの目標や方針を掲げた「地域別構想(案)」について意見や考えを聴くため、市内7地域にてワークショップ形式のタウンミーティングを開催
令和3年	2月	野洲市都市計画審議会 (令和2年度第2回) 令和3年2月19日	●野洲市都市計画マスタープラン改訂スケジュールの変更を報告 ●パブリックコメントの実施内容について審議
	2 ～ 3月	令和3年2月22日 ～3月18日	<パブリックコメントの実施>
	4月	野洲市都市計画審議会 (令和3年度第1回) 令和3年4月20日	●改訂案に対する市民意見への対応を審議 ●市長に意見を答申
	6月	令和3年6月	<市議会で議決>
	7月	令和3年7月	野洲市都市計画マスタープラン改訂版の決定・公表

2. 都市計画審議会

(1) 野洲市都市計画審議会条例

（設置）

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定に基づき、都市計画行政の円滑な運営を図るため、野洲市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- （1）市が定める都市計画に関すること。
- （2）都市計画について市が提出する意見に関すること。
- （3）開発許可等に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（平20条例28・一部改正）

（組織）

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- （1）学識経験のある者 4人以内
- （2）市議会議員 4人以内
- （3）関係行政機関の職員 1人
- （4）住民の代表者 3人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。



参考資料

（議事）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

（その他）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 野洲市都市計画審議会委員名簿

(令和3年4月現在)

敬称略

	氏 名	備 考
第3条第1号委員 (学識経験のある者)	及川 清昭	立命館大学特命教授
	松沢 松治	野洲市商工会
	武浪 勘治	野洲市農業委員会
第3条第2号委員 (市議会議員)	坂口 重良	市議会
	北村 五十鈴	市議会
	工藤 義明	市議会
	稲垣 誠亮	市議会
第3条第3号委員 (関係行政機関の職員)	山下 将	滋賀県南部土木事務所長
第3条第4号委員 (住民の代表者)	住吉 博子	野洲生活学校
	小手川 宏	野洲市自治連合会

3. 用語解説

【あ 行】

アダプト制度

公共空間である道路、公園、河川などについて、市民や民間業者がボランティアで定期的に美化活動を行い、行政がその活動を支援することにより協働で維持管理する制度。アダプト（Adopt）とは、養子縁組をする意味。

溢水

大雨等により河川等の水位が上昇し、流水が堤防等を超えて流出する現象のこと。

インフラ施設

道路、鉄道、公園広場、上下水道、港湾、河川等といった日常生活において根本的な役割を果たす公共的な施設。（インフラは「インフラストラクチャー」の略）

液状化

地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のこと。主に同じ成分や同じ大きさの砂からなる土が、地下水で満たされている場合に発生しやすいといわれ、地盤が液状化すると、建物重量が軽く基礎が浅い木造住宅は、傾斜や沈下等の被害を受ける可能性がある。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

沿道サービス施設

幹線道路沿道に立地する、主に自動車による利用を目的とした飲食店舗や休憩所、ガソリンスタンド等のサービス施設。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

【か 行】

狭あい道路

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

協働

市民や市民団体、企業、行政等が、お互いを尊重し合い、共通の目的を実現するために、対等な立場で相互に補完、協力すること。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。

緊急輸送道路

地震直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。

景観重要樹木

景観計画に定められた指定の方針に則り、良好な景観の形成に重要な樹木として指定するもの。

建築協定

建築基準法等の一般的な制限以外に、一定の区域において関係権利者の全員の合意のもと、建物の敷地・構造・意匠などについて取り決める協定。

建ぺい率

建築面積（建坪）の敷地面積に対する割合。

広域陸上輸送拠点

陸上輸送による県外等からの緊急物資等の受入れ、積み替え、配分等を行う拠点となる施設のこと。

高規格道路

高規格幹線道路（全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路）と、地域高規格道路（高規格幹線道路と一体となって、都市圏の育成や地域相互の交流促進等に資する自動車専用道路、もしくは同等の規格を有する道路）の総称。

交通結節点

鉄道の乗換駅、道路のインターチェンジ、鉄道とバスの乗り換えが行われる駅前広場等、交通導線が集中し交わる場所。

護岸

洪水や高潮等による浸水から堤防や河岸を保護するために設けられる構造物。

【さ 行】**市街化区域**

都市計画法に基づき定められる、市街化を促進する区域。既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づき定められる、市街化を抑制する区域。

自然動態

出生・死亡による人口の変動のこと。

指定管理者制度

公共施設の管理を、株式会社・民間業者などにもさせることができる制度。施設を所有する地方公共団体の議決を経て管理者の指定をす

る。管理者は民間の手法を用いて、弾力性や柔軟性のある施設の運営を行う事が可能となる。

社会動態

転入・転出による人口の変動のこと。

修景（施設）

建築物や公共施設の形態、意匠、色彩を周囲のまちなみに調和させること、そのための施設。

重要物流道路

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための、物流上重要な道路輸送網を構成する道路。国土交通大臣が高規格幹線道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等から指定。

浸水想定区域

国及び県が管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。水防法に基づき、国、県が指定。

生活利便施設

病院、商業施設、金融機関等日常生活において必要な施設。

【た 行】**タウンミーティング**

行政当局が地域住民を集めて行う対話集会。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の整備及び保全を図るために、都市計画法に基づき定める計画。

DID

D I D は人口集中地区（Densely Inhabited District）の略。国勢調査において、原則として人口密度が 40 人／ha 以上かつ、人口 5,000 人以上の地区。

都市機能

医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等、都市の生活を支える機能。

都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種生活サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

都市近郊型農業

都市に新鮮な農畜産物を供給することを目的に、都市周辺で行われる農業。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

都市計画公園

都市計画区域内において、都市計画法に基づく都市施設として都市計画決定された公園。公園種別として、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園、特殊公園等がある。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分けられる。

都市公園・都市緑地

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市施設

都市計画法に基づき、都市計画に定めることができる施設。円滑な都市活動を確保し良好な都市環境を保持するために必要な道路、公園、下水道等の施設。

土地区画整理事業

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害が発生する恐れがある区域。土砂災害防止法に基づき、県が指定。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域。土砂災害防止法に基づき、県が指定。

【は 行】

パークアンドライド

自宅から自家用車で最寄りの駅やバス停へ移動し、周辺にある駐車場に駐車したあと、鉄道やバス等の公共交通機関に乗り換えて、目的地に向かう方法。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等を表示した地図。「洪水」、「土砂災害」、「地震」等の種類がある。

バリアフリー

障がいのある方やお年寄りの生活に不便な障壁（バリア）となるものを除去する考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂を作ったりするのがその例。

はん濫

大雨などにより、市街地や農地に水があふれること。河川からの溢水や堤防決壊による場合を「外水はん濫」、降雨量が排水処理能力を超え市街地や農地にそのまま水があふれた場合を「内水はん濫」という。

PFI

Private Finance Initiative の略で、国や自治体が行ってきた社会資本整備などの公共事業を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法のこと。

ビオトープ

生物群集が存在できる環境条件を備える地域。生物群の生息場所。

風致区域

都市の中の樹林地、水辺地等で構成された良好な自然的景観を維持するため、都市計画法に基づき指定された区域。風致地区内では、一定の行為を行う場合はあらかじめ許可が必要となる。

防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐため、建築基準法と連動しつつ建築物の防火上の構造制限が行われる地域地区の一種。

【や 行】**容積率**

建築物の延べ面積の、敷地面積に対する割合。

用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一種で、都市機能の維持・増進、居住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、建築物の用途や形態について制限を行う制度。住居系、商業系、工業系で、合わせて 13 種類ある。

【ら 行】**立地適正化計画**

人口減少や少子高齢社会においても持続可能な都市づくりの実現を図るため、「コンパクト＋ネットワーク」の考えに基づき、医療・福祉・商業等の都市機能や居住機能がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら、公共交通と連携したコンパクトシティを目指す計画。都市再生特別措置法に基づき、市町村が

必要に応じて策定する。

六次産業化

農業者（１次産業）が、自家農産物を利用して、製造・加工（２次産業）や流通・販売（３次産業）まで行う取組。

【わ 行】**ワークショップ**

参加者が専門家の助言を得ながら問題解決のために行う研究集会。



野洲市都市計画マスタープラン

令和 3 年 7 月発行

野洲市都市建設部都市計画課

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100-1

TEL：077-587-6324（直通）／FAX：077-586-2176

野洲市ホームページ <http://www.city.yasu.lg.jp>